

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年6月29日
【事業年度】	第9期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社サイバードホールディングス （旧会社名 株式会社サイバード）
【英訳名】	CYBIRD HOLDINGS Co., Ltd. （旧英訳名 CYBIRD Co., Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼グループCEO 堀 主知ロバート
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-5785-6110
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務本部長 安田 博祐
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-5785-6110
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務本部長 安田 博祐
【縦覧に供する場所】	株式会社 ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号）

（注） 平成18年6月29日開催の第8回定時株主総会の決議により、平成18年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高 (千円)	9,271,276	10,713,971	12,488,383	15,089,011	23,571,145
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	1,316,964	596,430	721,189	35,903	△1,552,333
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	1,073,016	199,516	1,519,799	△143,607	△7,830,611
純資産額 (千円)	5,204,712	6,546,951	8,098,249	12,424,378	14,815,773
総資産額 (千円)	7,113,912	8,465,276	12,067,019	18,957,486	22,578,165
1株当たり純資産額 (円)	81,939	96,716	39,264	53,839	48,099.59
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	17,030	3,080	7,435	△639	△30,073.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	16,822	3,061	7,368	—	—
自己資本比率 (%)	73.1	77.3	67.1	65.5	61.7
自己資本利益率 (%)	23.9	3.4	20.8	△1.4	△59.4
株価収益率 (倍)	16.0	138.9	24.6	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,240,035	313,467	597,457	△1,628,280	1,228,712
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△886,123	△1,013,652	△1,029,315	△4,919,438	△2,579,347
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	298,160	1,167,562	503,766	5,064,422	2,876,325
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,713,947	3,182,036	3,253,984	1,697,936	5,164,251
従業員数 (名)	246	313	497	455	706
(外、平均臨時雇用者数) (名)	(29)	(75)	(50)	(29)	(104)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第5期及び第7期については、提出会社が平成14年11月15日付及び平成16年11月19日付で株式分割を行っており、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、期首に分割が行われたものとして計算しております。

3 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失については、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

4 第8期及び第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

5 第8期及び第9期の株価収益率については、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

- 6 平成16年11月19日付で行った株式分割（1株につき3株）を第5期期首に行ったと仮定した場合の1株当たり情報については、以下のとおりとなります。

回次	第5期	第6期
1株当たり純資産額 (円)	27,313	32,238
1株当たり当期純利益 (円)	5,676	1,026
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	5,611	1,020

(注) 第5期の数値に関しては、前任の会計監査人である監査法人トーマツによる監査を受けておりません。

- 7 第9期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
- 8 第9期については、関連会社であった株式会社JIMOSを完全子会社化するにあたり、株式交換比率1：1.17で株式交換しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高	(千円)	8,721,314	9,491,957	11,721,788	12,731,139	7,885,939
経常利益	(千円)	1,259,589	449,044	774,185	763,545	271,080
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	1,029,303	71,723	1,482,253	379,948	△7,343,476
資本金	(千円)	2,585,417	3,156,427	3,267,415	5,451,700	5,503,317
発行済株式総数	(株)	63,519	67,692	206,247	230,767	289,623
純資産額	(千円)	5,377,258	6,590,998	8,104,751	13,181,152	14,592,841
総資産額	(千円)	7,061,989	7,923,954	10,789,168	17,636,393	17,522,952
1株当たり純資産額	(円)	84,655	97,367	39,296	57,118	50,311.16
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	500 (—)	334 (—)	167 (—)	167.00 (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	16,336	1,107	7,251	1,693	△28,202.67
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	16,137	1,100	7,186	1,666	—
自己資本比率	(%)	76.1	83.2	75.1	74.7	83.2
自己資本利益率	(%)	22.0	1.2	20.2	3.6	△52.9
株価収益率	(倍)	16.7	386.6	25.2	108.7	—
配当性向	(%)	—	45.2	4.6	9.9	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名) (名)	174 (12)	215 (32)	215 (24)	262 (24)	65 (—)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 2 第6期、第7期及び第8期は、第三者割当増資等により株数は増加しております。なお、詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」をご参照ください。
- 3 第5期及び第7期については、提出会社が平成14年11月15日付及び平成16年11月19日付で株式分割を行っており、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、期首に分割が行われたものとして計算しております。
- 4 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失については、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
- 5 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
- 6 第9期の株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

- 7 平成16年11月19日付で行った株式分割（1株につき3株）を第5期期首に行ったと仮定した場合の1株当たり情報については、以下のとおりとなります。

回次	第5期	第6期
1株当たり純資産額 (円)	28,218	32,455
1株当たり当期純利益 (円)	5,445	369
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	5,379	366

(注) 第5期の数値に関しては、前任の会計監査人である監査法人トーマツによる監査を受けておりません。

- 8 第9期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
- 9 第9期については、関連会社であった株式会社JIMOSを完全子会社化するにあたり、株式交換比率1：1.17で株式交換しております。

2【沿革】

年月	概要
平成10年9月	株式会社サイバードを東京都港区西麻布に設立
平成10年12月	東京デジタルフォン（J-フォン）SkyWeb向けにモバイルコンテンツの提供開始
平成11年2月	NTTドコモiモード向けにモバイルコンテンツ「なみある？」を提供開始
平成11年4月	DDI E-Z-Web向けにモバイルコンテンツの提供開始
	DDIポケット向けにモバイルコンテンツの提供開始
平成12年2月	iモード向けを手始めにモバイルコマース・コンテンツの提供開始
平成12年4月	事業の統合のため株式会社パラダイスウェブ（連結子会社）と合併
平成12年6月	JavaOne SM にて世界初のJava TM 対応携帯電話向け商用コンテンツを公開
平成12年7月	本店を東京都港区虎ノ門に移転
平成12年12月	日本証券業協会（JASDAQ：4823）に株式を店頭登録
平成15年4月	沖縄県／宜野座村からの支援のもと、沖縄統合モバイル・オペレーション・センター開設
	ギガフロップス株式会社の全株式を取得し、子会社化
平成15年8月	本社を東京都港区六本木に移転
平成15年12月	日本テレビ放送網株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社、朝日放送株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施
平成16年3月	携帯電話向けコンテンツサービス、及び企業向けソリューション提供企業として初の「プライバシーマーク [®] 」を取得
平成17年3月	本格的なEコマース事業推進のため、株式会社JIMOSとの業務・資本提携を実施
平成17年6月	株式会社リクルートを割当先とする第三者割当増資を実施
	海外事業推進を目的として、北米地域の推進拠点となる現地法人CYB INVESTMENT INC. を設立し、同現地法人を通じて、現地コンテンツプロバイダーのAirborne Entertainment Inc. を連結子会社化
	株式会社JIMOS株式を追加取得し、持分法適用関連会社化
平成17年8月	モバイル広告事業推進を目的として、連結子会社となる株式会社プラスモバイルコミュニケーションズを設立
平成18年3月	株式会社JIMOSとの持株会社体制への移行による経営統合に関する基本合意書締結
平成18年10月	株式交換の実施により株式会社JIMOSを完全子会社化し、「（旧）株式会社サイバード」から「株式会社サイバードホールディングス」に商号変更
	会社分割により当社既存事業を新設会社「（新）株式会社サイバード」に承継し、当社はグループの純粋持株会社へ移行
平成18年11月	モバイルコマース及びモバイルコマースプラットフォームにおける戦略子会社として、株式会社エスクルーの株式を取得し、子会社化

3【事業の内容】

当社グループは、株式会社サイバードホールディングス（注1）、及び連結子会社15社（株式会社サイバード（注1）、株式会社JIMOS（注2）、株式会社エスクルー（注3）、株式会社サイバード・インベストメント・パートナーズ、CYB INVESTMENT INC.（注4）、他10社（注5））及び持分法適用関連会社1社より構成されており、①モバイル・コンテンツ事業、②コマース事業、③ソリューション事業、④広告事業、⑤投資事業、⑥海外事業の6つの事業を展開しております。

- (注) 1 平成18年10月1日付にて、当社は「株式会社サイバード」から「株式会社サイバードホールディングス」に商号変更しております。また、同年10月2日を効力発生日とする会社分割制度の活用により、既存の当社事業を新設会社（商号「株式会社サイバード」）に承継し、当社は当社グループにおける持株会社へ移行しております。
- 2 平成18年10月1日付の株式交換により、株式会社JIMOSは当社の持分法適用関連会社から連結子会社へ異動しております。
- 3 平成18年11月30日付にて、当社は株式会社エスクルーの株式を取得し、連結の範囲に含めております。
- 4 北米現地法人である同社を通じ、現地のコンテンツプロバイダーAirborne Entertainment Inc.の株式を取得し、子会社化しております。
- 5 平成19年1月31日付にて、連結子会社である株式会社サイバードが所有する技術関連子会社のアクシスソフト株式会社の全株式を譲渡したことにより、アクシスソフト株式会社を平成19年1月1日付にて連結の範囲から除外しております。

(1) モバイル・コンテンツ事業

インターネット接続が可能な携帯電話向けの有料コンテンツを、主に国内移動体通信事業者を通じて提供しております。

(2) コマース事業

ダイレクトマーケティング（通信販売事業）の展開により、主に自社ブランドの化粧品、健康食品、酒類等を地域情報誌や新聞への広告掲載、折込広告を中心とした広告宣伝によって販促し、自社コールセンターを通して受注・発送までを行っております。また、株式会社アウトレットプラザにより家電製品等の小売、及び卸売業務も行っております。また、携帯電話を活用したモバイルコマース事業においては、主にF0～F1層（注）をターゲットとし、更なる拡大を図っております。

（注）F0：19歳以下の女性、F1：20～34歳の女性

(3) ソリューション事業

企業に対するモバイル・インターネット利用に関するコンサルティング、モバイルサイト構築の企画・開発・運用、携帯電話を活用したソリューション提供（コンサルティング料、企画・開発・運用費を受け取る等）のビジネスを行っております。また、通信販売に関する支援事業の他、EC（電子商取引）サイトを構築するソフトウェアの開発・販売、及びそれに伴うシステム構築のサービス等も行っております。

(4) 広告事業

顧客属性に即したターゲティングメールやサイトを利用するモバイル広告商品の開発・販売、及び他社の通信販売支援における広告代理業を行っております。

(5) 投資事業

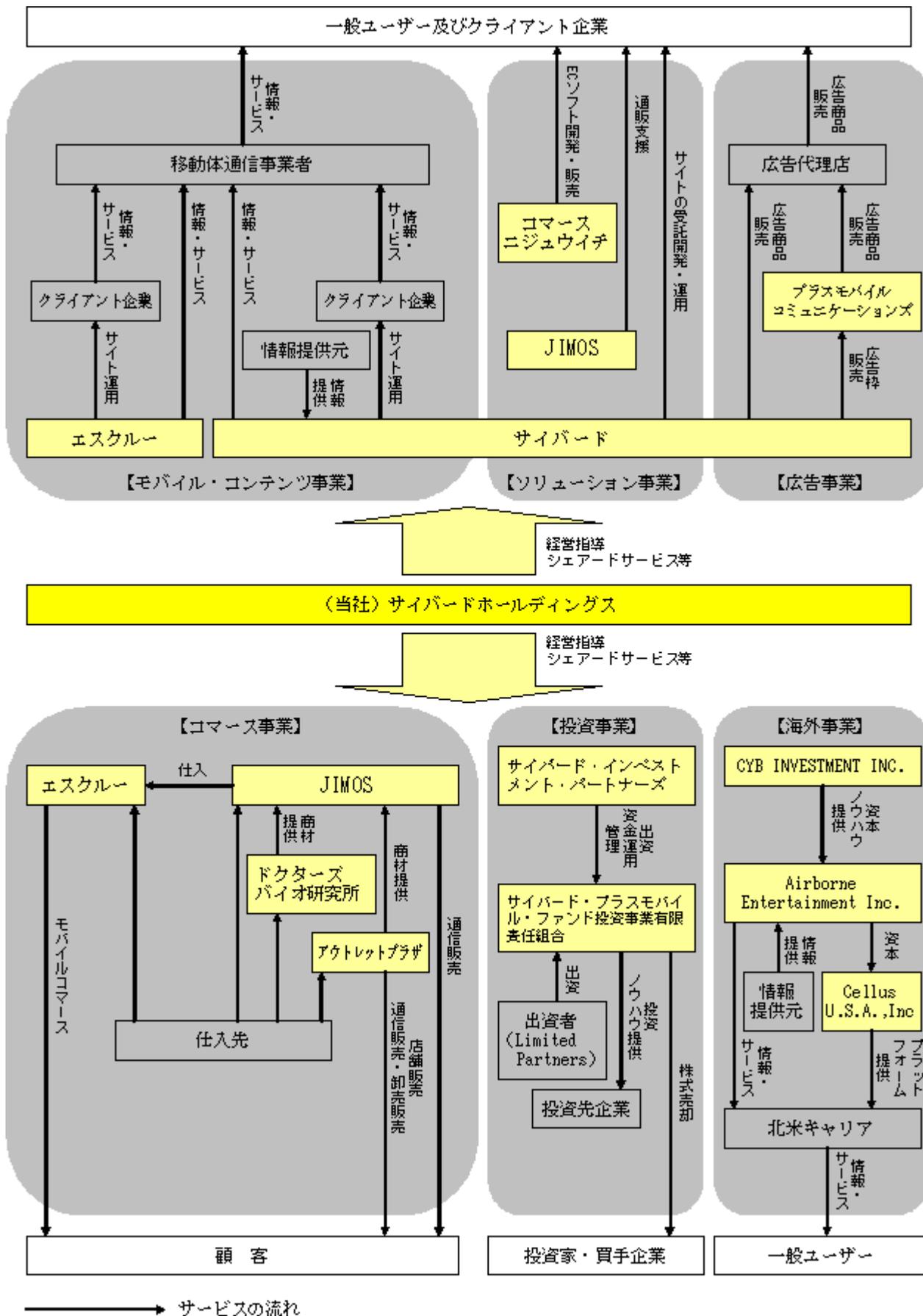
株式会社サイバード・インベストメント・パートナーズの運営・管理により、「サイバード・プラスモバイル・ファンド」を組成し、最大26億円までの運用を可能としております。

(6) 海外事業

連結子会社CYB INVESTMENT INC. が85%のシェアを保有するAirborne Entertainment Inc.により、北米地域におけるモバイル・コンテンツ配信事業を展開しております。

グループ系統図

各事業セグメントにおける主な関係会社とその事業系統を記載しております。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有又は 被所有の割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社サイバード (注) 1、8	東京都港区	350,000	モバイル・コンテ ンツ事業 ソリューション事業 広告事業	100.0	主に国内モバイルコン テンツ事業を担って おります。 ・役員等の兼任あり ・設備の賃貸あり
株式会社JIMOS (注) 1、2、9	福岡県福岡市 中央区	350,000	コマース事業 ソリューション事業	100.0	主にコマース事業を担 っております。 ・役員等の兼任あり ・設備の賃貸あり
株式会社エスクルー (注) 3	東京都渋谷区	35,000	モバイル・コンテ ンツ事業 コマース事業	53.6	主にモバイルコマース 及びモバイルコマース プラットフォーム事業を担 っております。
株式会社サイバード・イ ンベストメント・パート ナーズ	東京都港区	220,000	投資事業	100.0	主に投資事業を担って おります。 ・役員等の兼任あり ・設備の賃貸あり
CYB INVESTMENT INC. (注) 4	米国デラウェア 州	4,331USD	海外事業	100.0	主に海外事業を担って おります。 ・資金援助あり
その他 10社 (注) 4、5、6、7					

(注) 1 (旧) 株式会社サイバードは、平成18年10月1日付の株式交換により、持分法適用関連会社であった株式会社JIMOSの全株式の取得により同社を連結子会社とし、また、同日にて「(旧) 株式会社サイバード」から「株式会社サイバードホールディングス」に商号変更いたしました。

さらに、平成18年10月2日付の会社分割により、既存の当事業を新設会社「(新) 株式会社サイバード」に承継し、当社は持株会社へ移行いたしました。

2 株式会社JIMOSは、特定子会社に該当してはいたしましたが、当連結会計年度末において特定子会社から外れております。

また、株式会社JIMOSは、平成19年6月期半期報告書を提出しております。なお、当連結会計年度中に決算月を6月から3月に変更しております。

3 平成18年11月30日付にて、株式会社エスクルーの株式53.6%を取得し、同社を連結子会社といたしました。

4 同社の子会社であるAirborne Entertainment Inc. は当社の間接所有割合85%の連結子会社であります。なお、CYB INVESTMENT INC. 及びAirborne Entertainment Inc. は特定子会社に該当しております。

5 当社グループにおける広告事業については、株式会社サイバードの子会社である株式会社プラスモバイルコミュニケーションズにおいても展開しております。

6 平成19年1月31日付にて、連結子会社である株式会社サイバードが所有するアクシスソフト株式会社の全株式を譲渡いたしました。また、アクシスソフト株式会社は特定子会社でありましたが、これにより該当しなくなりました。

7 当社は上記5社に加え、間接所有の関係会社を合わせ、合計15社の連結子会社、及び持分法適用関連会社1社を有しております。

8 株式会社サイバードについては、売上高（連結会社相互間の売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	6,994百万円
	(2) 経常利益	655百万円
	(3) 当期純利益	529百万円
	(4) 純資産額	3,650百万円
	(5) 総資産額	5,699百万円

9 株式会社JIMOSについては、売上高（連結会社相互間の売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	4,178百万円
	(2) 経常利益	151百万円
	(3) 当期純損失	49百万円
	(4) 純資産額	2,464百万円
	(5) 総資産額	4,258百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
モバイル・コンテンツ事業	108 (13)
コマース事業	170 (78)
海外事業	96 (4)
その他事業	220 (6)
全社(共通)	112 (3)
合計	706 (104)

- (注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2 「全社(共通)」の人員数は、当社グループの管理部門の人員数であります。
3 従業員数につきましては、平成18年10月1日付の株式会社JIMOSとの経営統合により、同社及び同社子会社の従業員数183名が増加したことを主として、前連結会計年度に比し251名増加しております。

(2) 提出会社の状況

平成19年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
65(-)	33.7	2.9	6,344

- (注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3 従業員数につきましては、平成18年10月2日付の会社分割により、当社は持株会社となったことから、前事業年度に比し197名減少しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

① 市場環境

イ. 国内モバイル・インターネットの市場環境

日本国内における携帯電話の契約数は平成19年3月末現在で9,671万契約に達し、このうちインターネット接続可能な携帯電話が占める割合は87.2%となっております。また、平成19年3月末現在の第3世代携帯電話(3G)の契約数は7,050万契約と急成長を遂げており、モバイル・インターネット市場の成長を加速させる促進剤と考えられております。

3Gやパケット定額制の普及を背景に、平成17年のモバイル・コンテンツ市場は3,150億円に成長しており、平成20年度には3,706億円へ成長する可能性があるとしております。また電子マネーやクレジットカード決済機能の搭載により、モバイル・コマース市場は平成17年には対前年比57%増の4,074億円となり、うちチケット購入サービスやオークション手数料等の収入を除いた物販系市場は対前年比59%増の1,542億円へ拡大しております。

さらには、モバイル広告市場についても、平成18年の市場規模390億円から、平成23年にはその3.3倍程の1,284億円迄の成長が予想されております。

(出所：社団法人電気通信事業者協会、モバイル・コンテンツ・フォーラム、株式会社野村総合研究所、財団法人マルチメディア振興センター、及び株式会社電通の各資料より当社作成)

ロ. 国内通信販売の市場環境

平成17年度の国内通信販売業界全体の売上高(推計)は、3兆3,600億円と対前年度比10%増となりました。PCや携帯電話等のインターネット経由での取引拡大が市場の伸びを後押しし、分野別には健康食品や化粧品、医薬品等が上位を占め、特に化粧品、医薬品は対前年度比32%増と大幅な増加を示しております。

(出所：社団法人日本通信販売協会資料より当社作成)

② 当社グループ業績の概況

当連結会計年度は、株式会社JIMOSとの経営統合による下期からのコマース事業売上高の拡大や、主力事業のモバイル・コンテンツ事業における継続的な二ケタ成長と売上高過去最高更新を主として、既存事業は概ね堅調に推移いたしました。また、未だ規模は小さいものの新規事業である広告事業及び投資事業の立上がりや、海外事業における現地子会社の成長等も進み、その結果、当連結会計年度の売上高は、23,571百万円と前連結会計年度に比し、8,482百万円増(56.2%増)の大幅な増加となりました。

営業利益につきましては、既存事業における収益力が向上し、当社グループにおける不採算子会社の減少等も進んだことから、損失を計上した前連結会計年度に比し、1,033百万円増の786百万円の利益計上となりました。

一方、経常利益につきましては、第1四半期に計上した海外子会社との取引に係る為替差損や当中間連結会計期間末に計上した株式会社JIMOSに係るのれん追加償却(注1)等により、1,552百万円の損失計上となりました。

また、当期純利益は、当連結会計年度末に実施した株式会社JIMOSに係るのれんの減損(注2)4,985百万円に加え、保守的観点による海外子会社に係るのれんの減損(注3)435百万円等の計上もあったことから、7,830百万円の損失計上となりました。

以上のように、当連結会計年度の業績は、経営統合を果たした株式会社JIMOSに係るのれんの減損が大きく影響したものの、一方で当連結会計年度末における当該のれん未償却額は24百万円程度まで縮小され、次期以降の当該のれんに係る財務面への影響はほぼ消滅いたしました。また、本業の経営成績においては、営業利益が大幅に改善し、営業活動によるキャッシュ・フローも1,228百万円となったことから、既存事業を主体とする収益力強化は着実に進んでおります。更には、当社グループ戦略上、課題としていたモバイル広告配信対象会員の集客と定着率についての改善も期中を通じて進み、また、下期には株式会社エスクルーを子会社化したことにより、モバイルコマースプラットフォームも獲得いたしました。引続き、当社グループ内の各事業分野における顧客資産を一層拡充しつつ、今後は、当該顧客資産を当社グループ間にて最大限活用し、既存事業の更なる成長に加え、新規事業の早期収益化を図ってまいります。

(注)1 株式会社JIMOSは、当中間連結会計期間末(平成18年9月末日)においては、当社の持分法適用関連会社であり、同期末日直前である同社株式の上場最終日(同年9月25日)における市場価格が、当社の同社株式取得単価に比して著しく下落したことから、金融商品会計基準に基づき、のれんの償却を営業外費用(持分法による投資損失)にて計上いたしました。

2 当社が平成18年10月1日付で実施した株式会社JIMOSとの株式交換に係る同社株式の取得価額は、企業結合会計基準に基づき、同社との株式交換契約締結日(平成18年5月15日)直前の株価を基に算定しております。一方、その後の同社非上場化に至るまでの同社株価の下落等を鑑み、当連結会計年度末において、固定資産の減損に係る会計基準に基づき、同社株式に係るのれんの減損を特別損失にて計上いたしました。

3 当社グループは、現在、当社100%出資現地法人CYB INVESTMENT INC.を通じて子会社としている

Airborne Entertainment Inc.(当社間接所有割合85%)(以下、同社)により、北米地域でのモバイル・コンテンツ配信事業を展開しております。同社は前連結会計年度下期に当社連結対象となつて以降、収益性については堅調に推移しており、現在は3G系動画コンテンツ開発やモバイルによるBtoB事業等にも注力しております。一方、北米コンテンツ市場全体の成長性も

期待されるものの、端末の高機能化やユーザーの嗜好変化等の可能性から、今後の各コンテンツプロバイダーにおける市場変化への対応の必要性や従来以上の競争の激化も予想されております。かかる観点より、当社は、保守的見地より当連結会計年度において、固定資産の減損に係る会計基準に基づき、同社に係るのれんの減損を特別損失にて計上いたしました。

③ 事業種別業績の概況

イ. モバイル・コンテンツ事業

モバイル・コンテンツ事業の売上高は、12,047百万円と対前年比1,238百万円増（11.5%増）となり、引続き二ケタ成長を維持し、過去最高となりました。『江原啓之スピリチュアルメッセージ』等の主力コンテンツに対する効果的なプロモーション戦略や、新規コンテンツの投入効果により会員数が継続的に増加し、当事業は堅調に推移しております。当連結会計年度においては、『阪神タイガース公式携帯サイト』の構築パートナーとして、当該コンテンツのリニューアルも手懸け、既に相応の会員を有する新たな有力コンテンツの運営も開始しております。

ロ. コマース事業

コマース事業の売上高は、6,191百万円と対前年比5,937百万円増となりました。下期より、株式会社JIMOSを子会社として新規連結し、同社の中核事業である通販事業や同社子会社の株式会社アウトレットプラザの収益が新たに計上されたことから、前連結会計年度に比し、売上高が大幅に増加しております。株式会社JIMOSの通販事業につきましては、化粧品を中心とする新たな商品の投入と積極的な新規顧客獲得施策の実施により、次期に向けた収益力の改善に注力いたしました。なお、化粧品部門の主力商品である美容液ファンデーション「MACCHIALABEL（マキアレイベル）『クリアエステヴェール』」が“美容液ファンデーション市場”において、売上高1位を達成しております。（株式会社富士経済による調査発表）

一方、モバイルコマース及びモバイルコマースプラットフォーム事業につきましては、下期に連結子会社とした株式会社エスクルー（注1）を当該事業におけるグループ戦略子会社として位置づけ、今後の推進体制及びリソースの強化を図りました。株式会社サイバードのモバイルサービスノウハウと株式会社JIMOSの通販ビジネスノウハウの注入により、今後の本格的な収益化を図ってまいります。

（注）1 同社は、F0～F1層をターゲットに、サービス開始以降の3ヶ月で「iモード」「EZweb」においてランキング1位を達成し、常に上位の人気を誇る『Nutty collection』等のコマースサイト、及び同じくランキング上位を誇る着うたサイト『FARMIXフルサウンド』をはじめとする多数のコンテンツサービスを運営しております。

また、同社の業績については、第4四半期より新規連結しております。

2 下期より、当事業分野の名称を「Eコマース事業」から「コマース事業」へ変更しております。

ハ. ソリューション事業

当連結会計年度下期より株式会社JIMOSにおける通販支援事業やECサイト開発関連事業等の新たな収益を新規連結した一方、不採算子会社の整理を進めたことから、売上高全体では2,750百万円と対前年比323百万円減（10.5%減）となりました。

なお、クライアント企業からのモバイルサイト開発受託は前連結会計年度に大型案件の収益計上があった反動から減収となりましたが、サイト運用収益は引続き安定的に推移いたしました。また、収益計上は次期以降となったもの大手クライアントのサイト開発案件も進んでおります。

（注） 下期より、当事業分野の名称を「マーケティング・ソリューション事業」から「ソリューション事業」へ変更しております。

ニ. 広告事業

広告事業の売上高は、子会社の株式会社プラスモバイルコミュニケーションズによる売上を主とし、256百万円と対前年比189百万円増（281.3%増）となりました。実績は未だ小さいものの、当連結会計年度において新たに複数の動画メールマガジンを配信開始し、また、株式会社ニッセンとの提携により、同社既存モバイル会員へのメールマガジン配信も開始いたしました。これら諸施策により、課題としていたモバイル広告配信対象会員の集客と定着率についての改善を進め、平成19年3月末時点での当該会員数は300万人超となり、今後の収益化に繋がる対象顧客資産が拡大いたしました。

また、動画ソリューションの活用や検索連動型広告（リスティング広告）等による新たなモバイル広告の開発も推進しております。

ホ. 投資事業

当社100%子会社である株式会社サイバード・インベストメント・パートナーズによる運営・管理のもと、「サイバード・プラスモバイル・ファンド」を組成し、運用しております。当連結会計年度は投資先1社に対し売却益を実現し、売上高148百万円を計上いたしました。当事業につきましては、現在7銘柄に投資済みであり、引き続き、投資案件の発掘に努めております。

ヘ. 海外事業

北米コンテンツプロバイダーであるAirborne Entertainment Inc.の人気待受キャラクターやゲームコンテンツ等の現地での課金収益により、売上高は、2,176百万円となりました。同社業績を前連結会計年度下期より新規連結したため、対前年比では1,291百万円増（145.9%増）となっております。マーケティングの強化や

社内体制の整備を進め、成長を果たしている一方、直近の北米コンテンツ市場においては、端末の高機能化等による3G系の動画コンテンツの成長もあり、2G系サービスに一服感があることから、同社においても、従来の2G系中心に加え、3G系動画コンテンツ開発やモバイルによるBtoB事業等の高付加価値サービスの提供に注力しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物は5,164百万円となり、対前年比で3,466百万円増加(204.1%増)となりました。当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況及び要因は以下のとおりであります。なお、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高には、株式交換による株式会社JIMOSの子会社化に伴う同社の現金及び現金同等物1,953百万円の増加を含めております。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度は、営業利益786百万円の計上に加え、減価償却費及びのれんの定額償却額等の非資金流出費用1,119百万円の計上があった一方、法人税等や利息の支払506百万円等があり、営業活動によるキャッシュ・フローは1,228百万円(前連結会計年度は△1,628百万円)となりました。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度は、海外子会社の株式取得に係る前期末払分に対する20百万USドル(2,310百万円)の支出、及びソフトウェアの取得等による支出により、投資活動によるキャッシュ・フローは△2,579百万円(前連結会計年度は△4,919百万円)となりました。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度は、主に投資活動によるキャッシュ・フローの減少要因である海外子会社株式取得に対する支払いを短期借入金によって賄ったことから、財務活動によるキャッシュ・フローは2,876百万円(前連結会計年度は5,064百万円)となりました。

2【販売及び仕入の状況】

(1) 販売実績

当連結会計連結年度の販売実績をサービス項目別に示すと次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	金額 (千円)	金額 (千円)
モバイル・コンテンツ事業	10,808,843	12,047,341
コマース事業 (注) 3	253,729	6,191,407
ソリューション事業 (注) 3	3,074,011	2,750,712
広告事業	67,326	256,695
投資事業	—	148,606
海外事業	885,101	2,176,382
合計	15,089,011	23,571,145

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 セグメント間の取引については、相殺消去しております。

3 下期より当事業区分の名称を「Eコマース事業」から「コマース事業」へ、「マーケティング・ソリューション事業」から「ソリューション事業」へ変更しております。

4 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社NTTドコモ	6,205,247	41.1	7,684,460	32.6
KDDIグループ	1,731,916	11.5	2,761,763	11.7
ソフトバンクモバイル株式会社	1,398,642	9.3	1,797,030	7.6

(2) 仕入実績

当連結会計連結年度の仕入実績をサービス項目別に示すと次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	金額 (千円)	金額 (千円)
モバイル・コンテンツ事業	4,359,803	4,587,708
コマース事業	187,646	1,418,617
ソリューション事業	—	—
広告事業	—	—
投資事業	—	—
海外事業	—	596,104
合計	4,547,450	6,602,430

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 セグメント間の取引については、相殺消去しております。

3 上記の仕入実績には、情報等使用料及び商品仕入のみを掲記しております。

3【対処すべき課題】

当社グループを取り巻く市場動向、競合状況、顧客ニーズ等の経営環境は、急速なスピードで常に変化を続けております。このような変化の激しい事業環境下において当社グループでは、更なる成長を実現する鍵として以下の事項を経営課題として重視しております。

(1) 収益力の更なる強化

当社グループは、平成18年10月に当社と株式会社JIMOSとの持株会社体制への移行による経営統合を果たし、両社それぞれの強みであった「モバイルコミュニケーション」と「ヒューマンコミュニケーション」を融合させることで確立する『one to only one プラットフォームの創造』を中長期ビジョンと定めて事業運営を行っております。

この中長期ビジョンの実現に向け、モバイル・コンテンツ事業、コマース事業、ソリューション事業、海外事業におきましては、更なる競争力の向上による収益力の強化を目指してまいります。また広告事業、投資事業等の新規事業におきましては、事業基盤の早期確立による収益化を図ってまいります。更に当社グループ全体として経営統合後の安定的な事業オペレーションを実現しつつ、効率的なグループ運営を目指してまいります。

(2) 成長を支える内部管理体制の充実

当社グループは、従来より内部管理体制の強化を経営の重要課題として位置付けておりましたが、経営統合による事業基盤の大幅な拡大により、内部管理体制の更なる強化を図ってまいります。具体的には、明確な経営指標に基づく連結経営管理システムの構築、より厳格な投資基準による事業投資に対する意思決定メカニズムの確立、執行役員制度の強化、各種委員会の設置、人事制度の安定運用、個人情報管理体制の強化、リスク管理及びコンプライアンス体制の強化等、様々な施策を実施してまいります。

(3) 会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)

① 当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、企業買収について、たとえ買収対象である企業の取締役会の賛同を得ない買収であっても、当該企業の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上及び株主の皆様との共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えています。また、公開会社である当社の株式は、株主又は投資家の皆様により自由に取引されるものであり、当社グループに対する買収に応じるか否かは、最終的には株主の皆様により判断されるべきであると考えています。

しかし、買収後に対象企業の資産を切り売りする企業解体的な買収や短期売買利益取得目的の株式買占め等、企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なう買収の可能性も否定できません。

当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社グループの中長期ビジョンや企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を中長期的に向上させるものでなければならないと考えます。したがって、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社グループの財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ. 本プランの継続の必要性

当社グループは、将来を見据えた長期的な視点による経営が当社グループの持続的な成長をもたらす、ひいてはそれが株主及び投資家の皆様の利益につながるものと考えておりますが、上記①のとおり、企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう買収が現に存在している状況下におきまして、当社グループにおける持株会社であり、かつ公開会社である当社が、当社取締役会の賛同を得ない買収に対して何らかの対応策も講じない場合には、実際に当社に対する買収が開始された際に、買収者に対して常に受動的な対応を強いられることとなり、当該買収が当社グループの企業価値及び株主共同の利益の最大化に資するものであるのか否かの判断を行う十分な時間が確保できず、また、本来不要であるはずのコストの負担が避けられないといった事態が生じ得ます。

そこで、当社は、かかる持続的な成長という目的を達成し、事業活動を通じた継続的な企業価値の向上を実現し、これに反する買収から株主の皆様利益を守るための合理的な手段として、昨年に続いて本プランを継続するものです。

ロ. 本プランの概要

本プランは、当社株式等の一定数以上の買付けその他有償の譲受け又はその提案（以下、併せて「買付け等」といいます。）につき所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない買付け等がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該買付け等が当社の企業価値及び株主共同の利益に反するものであると判断される場合には、かかる買付け等に対する対抗措置として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。

a 本プランの継続手続

本プランの継続については、株主の皆様意思を反映するため、「新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。」と定める当社定款第11条の規定に基づき、平成19年6月28日に開催された当社定時株主総会における決議により、本プランに記載した条件に従った新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただきました。

b 本新株予約権の無償割当て

上記i)について、買付者又は買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株式の買付けを行う場合等、買付者等による買付け等が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合には、当社は、当社取締役会の決議により、当該買付者等による行使は認められない旨の行使条件が付された新株予約権を、当社取締役会が定める一定の日におけるすべての株主の皆様に対して、会社法第277条に基づき無償で割り当てます。

c 独立委員会の設置

上記ii)の本新株予約権の無償割当てを実施するか否か等の判断は、最終的には当社取締役会が行いますが、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会細則に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会による客観的な判断に従うものとします。独立委員会は、かかる判断を行うために、買付者等に対し、買付け等に関する情報の提供を事前に求め、当該買付け等についての情報収集及びその検討を行う期間を確保し、必要があれば直接又は間接に買付者等との協議、交渉等を行います。かかる検討に基づき、独立委員会は、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かについて勧告を行います。

なお、本プラン継続当初の独立委員会の委員は、以下の通りです。

<独立委員会委員>

社外監査役 澤田 宏之（ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社 代表取締役）

公認会計士 竹山 正久（竹山 正久公認会計士・税理士事務所 所長）

弁護士 齊藤 芳朗（徳永・松崎・齊藤法律事務所 パートナー）

d 本新株予約権の行使又は当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てが実施され、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合又は当社による本新株予約権の取得と引換えに買付者等以外の株主の皆様が当社普通株式が交付された場合には、当該買付者等の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

③ 本プランの合理性

イ. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しており、また、株式会社ジャスダック証券取引所の買収防衛策の導入に係る上場制度の趣旨に合致しているものと考えております。

また、本プランは、平成19年5月28日に開催された当社取締役会において、社外取締役2名を含む取締役6名全員の決議により決定されたものであり、当該取締役会においては、社外監査役3名を含む当社監査役3名全員からも、その具体的運用が適正に行われることを条件に賛成する旨の意見表明を得ております。

本プランは、平成19年6月28日に開催された当社定時株主総会における決議をもって同株主総会の終結時より発効することとし、有効期限は、1年間とします。さらに、当社は今後の司法判断の動向及び証券取引所その他の公的機関の対応等を引き続き注視し、会社法、証券取引法又は証券取引所の規則等が改正される等して、株主共同の利益によりかなうようなプランを考え得る状況に立ち至った場合におきましては、必要に応じて本プランの改廃又は本プランに代わる別種の方針の導入等、適宜かつ適切な措置を講じることといたします。

ロ. 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成19年6月28日に開催された当社定時株主総会において株主の皆様承認をいただいたことを条件として継続し、その有効期間は株主総会の承認を得た後1年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとしております。また、当社の取締役の任期は1年であり、毎年定時株主総会における取締役選任議案と共に、本プランの存続についても株主の皆様意思を確認する手続を経ることとしております。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

ハ. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの継続に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発

動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社と特別な利害関係のない有識者に該当する委員3名以上により構成されます。実際に当社株式に対して買付け等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会細則に従い、当該買付け等が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するか否かを判断した上、当社取締役会が本新株予約権無償割当てを実施すべきか否かに関する勧告を行い、当社取締役会がかかる勧告に従って本新株予約権無償割当ての実施又は不実施に関する決定を行うこととしております。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づいて決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び株主共同の利益にかなうように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

ニ. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

ホ. 第三者専門家の意見の取得

本プランは、買付者等が出現した場合、独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

ヘ. デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) モバイル・コンテンツ事業に関するリスク

① 外部委託先への情報提供の依存について

当社グループは、外部委託先からの情報提供に依存したコンテンツを有しておりますが、取引条件を含め、情報提供先との関係が必ずしも現状通りに保たれるという保証はありません。

② 特定取引先への依存について

当社グループは、NTTドコモのiモード、KDDIのEzweb、ソフトバンクモバイルのYahoo!ケータイに複数コンテンツを提供しておりますが、現状ではNTTドコモに対する売上が、他移動体通信事業者に対するものよりも高くなっております。従いまして、移動体通信事業者、特にNTTドコモの方針変更または事業動向によって、当社グループの事業戦略及び経営成績が悪影響を受ける可能性があります。

③ コンテンツの陳腐化について

当社グループが提供するコンテンツは、技術革新や消費者嗜好の変化の影響を受けるため、必ずしもライフサイクルが長いとは言えず、投下資本を回収できない可能性があります。

④ 人気コンテンツへの依存について

当社グループは、数多くの有料コンテンツを配信しております。しかしながら、コンテンツ売上の内、一部の人気コンテンツからの売上が占める割合が比較的大きいため、これらの人気コンテンツに不具合が生じたり、競争環境に変化が生じたりした場合は、会員数の減少等の要因により、当社グループの事業戦略及び経営成績が悪影響を受ける可能性があります。

⑤ モバイル・コンテンツ事業を取り巻く事業環境の変化について

当社グループのモバイル・コンテンツ事業を取り巻く環境は、質の高い無料コンテンツの増加、携帯フルブラウザの導入、ワンセグ放送の開始、モバイル・ナンバー・ポータビリティ制度の導入、モバイル・バーチャル・ネットワーク・オペレーターの事業化など、大きな変革期を迎えております。これらが競争環境に与える影響には予想し得ない要素もあり、当社グループの事業戦略及び経営成績が悪影響を受ける可能性があります。

(2) コマース事業に関するリスク

① 主力商品群への依存について

当社グループは、「MACCHIALABEL (マキアレイベル)」シリーズ以外の商品の企画・販売についても積極的に推進してまいりますが、「MACCHIALABEL (マキアレイベル)」シリーズは継続購入による売上割合も高く、今後とも当該コマース事業の売上高に占める同ブランドの割合は高く維持されるものと考えております。そのため消費者の趣味嗜好が変化した場合や、何らかの事由による同ブランドに対する信用低下等による売上高の減少により、当社

グループの事業戦略及び経営成績が悪影響を受ける可能性があります。

② 商品の企画開発上におけるリスクについて

当社グループのコマース事業で扱うプライベートブランド商品の多くは、顧客の要望や製造業者等から収集した情報に基づいて企画し、もしくは外部製造業者等が企画したもので、当該製造業者等が当社グループの要望を取り入れながら最終的な仕様を作成し、当社グループにおいて商品化を決定しております。当該プライベートブランド商品が顧客のニーズに合わず市場に受け入れられない場合や競合商品等の発売により競争力が相対的に低下した場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績が悪影響を受ける可能性があります。

③ 商品仕入先の集中によるリスクについて

当社グループは、取扱商品の全てを製造業者等から仕入れておりますが、特定の仕入先からの仕入割合が高くなっております。商品毎に仕入先を1社としているため、売上割合の高い商品の仕入先が仕入先の上位を占めております。このため、仕入先との急な契約解消、天災等による仕入先の生産設備への被害など不測の事態によりこれらの仕入先から円滑な商品供給を受けることができなくなり、速やかに代替先を見つけることができない場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績が悪影響を受ける可能性があります。

④ 品質管理上のリスクについて

当社グループは、取扱商品の全てを製造業者等から仕入れております。当社グループは化粧品・食品（健康食品を含む）の品質維持及び向上のため、品質管理基準を設け、各製造業者等に対して同基準に準拠して製造するよう要請するとともに、当社グループ内に設置する品質管理部門において、製造業者等の品質管理体制の評価や製造業者等が発行する品質検査書の確認等を行っております。

また、化粧品・食品（健康食品を含む）の品質管理をより充実したものとするため、製造業者等とは別の第三者機関による品質検査を受けております。なお、プライベートブランドの化粧品については、平成17年4月より連結子会社である株式会社ドクターズバイオ研究所による品質検査を受けております。

このように、当社グループは品質管理体制の充実を図っておりますが、異物混入等の不測の事態により、商品に対する顧客の信頼が著しく低下した場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績が悪影響を受ける可能性があります。

⑤ 還元水の特許についてのリスク

「MACCHIALABEL（マキアレイベル）」シリーズの「アクティブミクロンウォータープラス」及び「プロテクトバリア」など一部の化粧品には「還元水」が使用されており、この「還元水」は、久保田昌治氏及び株式会社ナチュラルが特許を出願しているものであります。当社グループは、当該特許の専用実施権の許諾を受けて「還元水を用いた化粧水または化粧品」を製造・販売する独占的な権利を有する旨の契約を締結しております。しかしながら、当該特許が登録されていない現状においては、類似商品が製造・販売される可能性があり、また、当該特許が登録されたとしても、当該特許の効力が及ばない類似商品が製造・販売される可能性も否定できず、その場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績が悪影響を受ける可能性があります。

(3) その他の事業に関するリスク

① ソリューション事業

当該事業の置かれている市場は、無数の競合企業が犇めき合い、品質の向上を強く求められる一方で激しい価格競争が行われております。このため、将来の収益性が現時点と比較して著しく低下する可能性は否定できません。また、納品したプログラムに重大なバグが発見された場合は、訴訟に発展する可能性もあり、その場合当社グループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 広告事業

当社グループにおける広告事業は事業の歴史も浅く、当該事業におけるビジネスモデルはいまだ発展途上にあります。競合他社や関連事業者の参入、あるいは市場の急激な変化や成長の不確実性により、当該事業において予想していた売上及び利益が計上できない可能性があります。

③ 投資事業

市場には数多くの投資事業運営会社が存在する一方でポテンシャルの高い投資案件が少ない環境下、案件の発掘及び投資の実行は容易ではなく、その結果調達資金を全て投資できない恐れがあり、また十分な企業評価を行っているにも関わらず、想定利回りを確保できない可能性があります。

④ 海外事業

海外事業は、カナダに拠点を置く Airborne Entertainment Inc. の運営がその中心的活動であることから、当社グループより当該企業に取締役として人材を派遣することにより一定レベルのコントロールとガバナンスを確保しております。しかしながら、当該国における経済、政治、法律、文化、ビジネス慣習、競合企業の存在、為替、その他様々なカントリーリスク等によって、当社グループの事業戦略及び経営成績が悪影響を受ける可能性があります。

また、事前調査の予想を越える事象が発生した場合には、当該企業への投資が計画通りに回収できず、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 技術対応の遅れに関するリスクについて

当社グループが事業を展開するモバイル・インターネットを始めとするインターネット・ビジネス業界では、技術分野における進歩及び変化が著しく、当社グループの事業展開においても市場の求める技術の適時投入が不可欠であります。しかしながら、何らかの要因により当該変化への対応が遅れた場合、当社グループの事業が悪影響を受ける可能性があります。

(5) システムダウンに関するリスク

当社グループが展開する事業は、ネットワークを通じてユーザー・お客様に24時間体制でサービスを提供しておりますが、自然災害や不慮の事故によりデータセンター等で障害が発生した場合には、当社グループのサービスを提供することが困難となり、当社グループだけでなくユーザー・お客様や移動体通信事業者ほか協業者に対してさまざまな損害をもたらすこととなります。

また、ウィルスを用いた侵害行為や、当社グループの管理し得ないシステム障害が発生する可能性も否定できません。

(6) 財政状態及び四半期業績の変動について

当社グループは、モバイル・コンテンツ事業、コマース事業、ソリューション事業、広告事業、投資事業、海外事業を軸として、今後更なる事業拡大を図っていく方針としておりますが、モバイル・インターネット・ビジネス業界を始めとする当社グループを取り巻くビジネス環境は変化が激しく、当社グループにおけるそれぞれの事業規模も小規模であることから、四半期ごとに業績が大きく変動する可能性があります。また、当社グループの経営方針の変更等により当初予定していた通りにキャッシュ・フローを生まない場合、以降の経営に悪影響が及ぶ可能性があります。

(7) 資金調達に関するリスク

当社グループは、事業戦略、財政状態、金融市場環境及び調達手段のバランス等を考慮し資金調達を実施しております。現状金融機関等との関係は良好で、必要資金は問題なく調達できておりますが、将来においても常に適宜必要額を調達できる保証はありません。

(8) 投融資に関するリスク

当社グループは、各事業において今後更なる事業拡大を図っていく方針であり、企業買収、子会社設立、合併事業の展開、設備投資などを行うことが考えられます。これらには様々なリスクがあり、既存の投融資先を含めて、全ての投融資額を回収できる保証はありません。

(9) 子会社・関連会社との関係におけるリスク

当社グループには、完全子会社ではない出資先も存在しており、当該出資先と当社グループ間において利益相反や利害の不一致が起り、管理上の問題に発展する可能性があります。また当社グループの収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 競合に関するリスクについて

当社グループが展開しているいずれの事業領域においても、競合企業及び近い将来競合となり得る潜在的競合企業が多数存在しております。既存の競合企業及び新規参入者によって、益々市場における競争が激化し、それにより当社グループの経営成績が悪影響を受ける可能性があります。

(11) 規制に関するリスク

当社グループの事業に関連する主な法的規制としては、IT基本法、特定商取引に関する法律、薬事法、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法などが挙げられます。当社グループでは、これら法的規制の遵守を徹底しておりますが、事業者を規制対象とする現行法令・条例の適用と新法令・条例の制定の状況によっては事業活動範囲が狭まることや監督官庁の監視、検査が厳しくなることが考えられます。また、事業者間における自主的なルール等が、当社グループの事業活動を阻害する可能性があります。その結果、現在提供しているサービスの低下を招くことにより、当社グループの事業や業績において悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 人材確保及び組織体制等に関するリスク

当社グループでは、グループを取り巻く関連市場の拡大とそれに伴う事業拡大に応じて人的・組織的または物的な体制の拡充を図ってまいりますが、これらを必要な時に適宜確保できる保証はありません。逆に人的・組織的増強が行われた場合でも、人員確保に伴う費用が増加して収益性の悪化を招き、経営成績が悪影響を受ける可能性があります。

(13) 知的財産権に関するリスク

当社グループは、第三者の知的所有権を侵害することのないよう事業活動を行っておりますが、予期せぬところで第三者の知的所有権を侵害する可能性があります。

また、特許権、実用新案権、商標権、著作権等の知的所有権が、当社グループの事業においてどのように適用されるか想定するのは困難であり、今後当社グループの事業分野における第三者の特許等が成立した場合、また当社グループの事業分野において認識していない特許等が既に成立している場合、当該第三者より損害賠償及び使用差止め等の訴えを起こされる可能性、並びに当該特許に関する対価（ロイヤリティ）の支払等が発生する可能性があります。この結果、当社グループのビジネスの停止、もしくは業績に悪影響を与える可能性があります。

(14) 訴訟等に関するリスク

当社グループは、法的危機管理に対処する体制を社内に整えておりますが、不測の事態により、訴訟を受ける可能性があります。訴訟の内容及び金額によっては当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。下記はその一例です。

- ① モバイル・コンテンツ事業において、当社グループもしくは移動体通信事業者側のサーバー・ダウン等によりユーザーまたは移動体通信事業者に損失をもたらした場合
- ② コマース事業において、商品の瑕疵により消費者に損害を与えた場合、及び取引上のトラブルが発生した場合
- ③ 受託開発、コンサルティング、キャンペーンサポートなどの事業において、当社グループの責による納期遅延、システムの不具合等により、顧客に損失をもたらした場合

(15) 個人情報管理に関するリスク

当社グループは、事業の特性上、多数の個人情報を保有しております。そのため、当社グループは、日本工業規格「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項JIS Q 15001」及び「情報サービス産業 個人情報保護ガイドライン[第三版]」に基づいて個人情報保護に関する規程の制定をはじめ、社内管理体制の整備を図っているほか、役職員に対して定期的に勉強会を実施しております。また、財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）及び社団法人情報サービス産業協会（JISA）からプライバシーマーク制度の認定を受けております。このように、個人情報が外部に漏洩しないよう管理体制の整備に努めておりますが、不測の事態により個人情報が外部に漏洩した場合は、信用低下による売上減少や損害賠償費用などにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) その他

① 株式価格の変動について

当社の株式の流動性は、必ずしも高いとは言えません。従いまして、株価変動リスクが相対的に高く、株価の大幅な変動が当社グループの財務活動に何らかの影響を与える可能性があります。

② ディスクロージャーについて

社内情報伝達の遅れなどにより、重要情報の適時開示ができない可能性があります。その場合、株式の売買停止など、何らかの処分を受ける可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 携帯電話会社との契約

相手方の名称	主な契約内容	契約期間
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	「iモード情報サービス提供者契約」 エヌ・ティ・ティ・ドコモ社に対するコンテンツ提供に関する契約	平成11年2月17日から 平成12年3月31日まで 以後1年ごとの自動更新
	「iモードサービスに関する料金代行回収契約」 提供コンテンツの情報料を、エヌ・ティ・ティ・ドコモ社が当社に代わって利用者より回収することを目的とする契約	平成11年2月17日から 平成12年3月31日まで 以後1年ごとの自動更新
ソフトバンクモバイル株式会社	「コンテンツ提供に関する基本契約」 ソフトバンクモバイル社に対するコンテンツ提供に関する契約	平成11年11月29日から 平成12年3月31日まで 以後1年ごとの自動更新
	「債権譲渡契約」 提供コンテンツの情報料金債権を当社よりソフトバンクモバイル社に譲渡するための契約	平成12年1月20日から 平成12年3月31日まで 以後1年ごとの自動更新
KDDI株式会社	「E Zインターネットにおける情報提供に関する契約」 KDDI社に対するコンテンツ提供に関する契約	平成12年2月1日から 平成13年1月31日まで 以後1年ごとの自動更新
	「情報料回収代行サービスに関する契約書」 提供サービスの情報料を、KDDI社が当社に代わって利用者より回収することを目的とする契約	平成12年4月20日から 平成12年9月30日まで 以後6ヶ月ごとの自動更新

(2) 株式会社JIMOSとの株式交換

当社と株式会社JIMOSは、平成18年5月15日開催の両社の取締役会の決議を経て、平成18年10月1日を期して、当社が株式交換により株式会社JIMOSを完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。

① 株式交換の目的

モバイルにより集客した顧客基盤を活用し、コマース事業の拡大を目指したJIMOSとサイバードは、平成17年3月1日、包括的な業務・資本提携を締結。双方の持つ特性、競争力、経営資源を融合させ、資本統合（持株会社設立等）・グループ経営等も視野に入れながら、統合への検討を重ねてまいりました。その結果両社は、更なる事業の拡大と多角化、収益力向上を目指し、平成18年3月14日付にて両社対等の精神に基づき、持株会社体制による経営統合を実施することで基本合意いたしました。本株式交換は、経営統合のスキームにおいて活用するものであります。具体的には、持株会社体制への移行にあたり、株式交換を活用してJIMOSをサイバードの完全子会社といたします。併せて会社分割制度の活用により、サイバードを持株会社（商号「株式会社サイバードホールディングス」）とし、既存のサイバードの事業を新設会社（商号「株式会社サイバード」）に承継し、新設会社及びJIMOSをいずれも持株会社の完全子会社とするものであります。

② 株式交換の日

平成18年10月1日

③ 株式交換の方法

JIMOSの株式交換の日の前日の最終の株主名簿、及び実質株主名簿に記載または記録された株主、及び実質株主に対し、サイバードは、普通株式58,229株を新たに発行し、割当交付いたしました。

④ 株式交換比率

JIMOSの普通株式1株に対して、サイバードの普通株式1.17株を割当交付いたしました。ただし、サイバードが保有するJIMOSの普通株式12,381株については割当て交付を行いませんでした。なお、株式交換比率の算定根拠につきましては、サイバードは、野村証券株式会社、JIMOSは三菱UFJ証券株式会社をそれぞれ第三者機関として選定し、株式交換比率を依頼し、その算定結果をもとに両者協議し合意しております。また、野村証券株式会社、及び三菱UFJ証券株式会社は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法による分析を行い、それらの結果を総合的に勘案して株式交換比率を算定しております。

⑤ 株式会社JIMOSの概要

イ. 代表者 小村 富士夫

ロ. 資本金 1,176百万円

(平成17年12月末現在)

ハ. 本店所在地 福岡県福岡市中央区天神1丁目4番2号

ニ. 主な事業内容

通信販売業、卸売業、通販支援事業、その他事業

ホ. 売上高及び当期純利益

(平成17年6月期：連結ベース)

売上高 12,641百万円

当期純利益 753百万円

へ. 資産、負債、資本の状況

(平成17年6月末日：連結ベース)

資産合計 6,960百万円

負債合計 1,874百万円

資本合計 5,086百万円

(3) 会社分割による当社既存事業の分社化

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、平成18年10月2日を分割の効力発生日として当社の既存事業を分社化し、当該事業を新設会社に承継することにより持株会社体制に移行いたしました。

① 会社分割の目的

今回の新設分割による会社分割は、当社の既存事業を分割により新設される新設会社に承継し、当社が、株式会社JIMOS及び当該新設会社を完全子会社とする持株会社へ移行することを目的といたしました。

② 分割期日

平成18年10月2日

③ 会社分割の方式

平成18年10月2日を分割効力発生日として、当社を分割会社、新設会社を承継会社とする新設分割を行いました。

④ 分割に際して発行する株式及び割当

新設会社が設立に際し発行する普通株式7,000株の全てを分割会社である当社に割り当てました。

⑤ 新設会社が承継する権利義務

新設会社は、分割の効力発生日において、別途分割計画書に定める当社の資産、負債及び契約の地位その他の権利義務を承継いたしました。なお、当社から新設会社に対する債務の承継は、全て重疊的債務引受によります。

⑥ 分割する事業部門の内容

当社の下記既存事業を新設会社へ承継いたしました。

モバイル・コンテンツ事業

ソリューション事業（旧名称：マーケティング・ソリューション事業）

コマース事業（旧名称：Eコマース事業）

広告事業

これらに附帯する事業の全部

⑦ 会社分割後の新設分割設立会社となる会社に関する事項

イ. 商号 株式会社サイバード

ロ. 本店の所在地 東京都港区六本木六丁目10番1号

ハ. 代表者の氏名 代表取締役 川田 敦昭

ニ. 資本金 350百万円

ホ. 資本準備金 87百万円

6【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発費の総額は943百万円であります。

以下に当社グループの研究開発活動の状況を記載しておりますが、研究開発費について事業の種類別セグメントでの明確な区分が困難であるため、事業の種類別セグメントの記載を省略しております。

(1) 非接触ICカード機能の応用（FeliCa機能の応用）

各移動体通信事業者による非接触ICカード機能の端末搭載に伴い、同機能の応用技術の研究開発及びサービス化を行いました。

(2) 次世代携帯端末に必要もしくは有用とされる機能の開発

今後発売される携帯電話に搭載される機能及び規格を利用したサービスを想定し、必要と思われる要素技術、応用技術の研究開発活動を行い、国内外での発表及びデモンストレーションを行いました。

(3) 携帯電話を中心とするユビキタス・ネットワークの研究・開発

テレマティクス、地上波デジタル放送等の普及にあわせて、携帯電話との連携によるサービスを想定し、必要と思われる要素技術や応用技術の研究開発活動を行い、発表及びデモンストレーションを行いました。

(4) 応用範囲の広いモジュールの開発

複数の携帯端末にコンテンツを提供するため、端末固有仕様を記録したデータベース、画像変換モジュールなど多頻度で使用する機能のモジュール化を進め、コンテンツ開発期間の短縮や開発工程の削減を実現しております。

(5) コンテンツ配信システム構成の研究開発

モバイル・コンテンツ配信について、TVなどのメディアによる露出により、突発的に大量のサイトアクセスが発生しても耐えうる負荷分散システムの研究を行い、システムコストパフォーマンス向上を実現しております。

(6) 携帯電話向けVOD環境の開発

PC上で一般化し始めたVOD（ビデオ・オン・デマンド）の携帯電話上での実現化に向け、その配信側のネットワークシステム、及び移動体通信網特有のナローバンド環境下でのストレスの無いストリーミング機能の研究・開発を行いました。

(7) 通信事業者から公式メニューへの配信が承認されるまでの活動

移動体通信事業者より公式メニューへの掲載が承認されるまでの間に発生したコンテンツの企画等様々な活動経費を研究開発費として計上しております。

(8) 企業向け商品を構想する段階の活動

企業向け商品の構想を打ち立てるまでの期間にマーケット調査等様々な経費が発生します。このような商品化コンセプトが出来上がるまでの間に発生した活動経費は研究開発費として計上しております。

7【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり重要となる会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループにおける市場環境、業績の概況、及び事業種別業績の概況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績の概要 (1) 業績」に記載しております。

(3) 当連結会計年度の財政状態の分析

① 資産、負債、純資産の状況

当連結会計年度末の資産合計は22,578百万円となりました。また、負債合計は7,762百万円、新株予約権と少数株主持分を含む純資産合計は14,815百万円となりました。

平成18年10月1日において、従来、当社の持分法適用関連会社であった株式会社JIMOSを株式交換（取得対価約89億円）により完全子会社として新規連結したことから、前連結会計年度末に比し、総資産が大幅に増加しております。一方、同社株式に係るのれん償却を当連結会計年度中に約70億円実施したことから、当該のれんの当連結会計年度末残高は、既に24百万円程度まで減少しております。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(4) 経営戦略の現状と見通し

既存主力事業であるモバイル・コンテンツ事業やコマース事業の安定成長に加え、グループ顧客資産の一層の拡充と相互活用の最大化により、広告事業やモバイルコマース事業についても活性化を一層図ることでグループ連結収益の更なる伸長を目指しております。主力のモバイル・コンテンツ事業については効果的なプロモーション施策実施やグループ顧客資産の活用により引続きニケタ成長を目指し、コマース事業においては化粧品事業を主とし、より効率的な購入促進施策の実施と収益管理の強化により収益性の改善を図ります。また、ソリューション事業につきましても、クライアント企業向けに①モバイルマーケティングのサポートサービス②モバイルサイトの開発受託・運用サービス③通販支援サービスを最適に組み合わせて提供する事業モデルを推進してまいります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、当連結会計年度において、コンテンツ提供等のためのソフトウェア開発及び社内情報システムの構築に対して、総額773百万円の投資を実施いたしました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社（平成19年3月31日現在）

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人) (外 平均臨時雇 用者数)
		建物	器具及び 備品	土地 (面積㎡)	ソフトウ エア	合計	
本社 (東京都港区)	開発、その他の 設備	210,704	50,142	— (—)	35,666	296,513	65 (—)
合計		210,704	50,142	— (—)	35,666	296,513	65 (—)

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2 リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

名称	台数	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
什器及びOA機器	一式	3～9	51,106	161,270

(注) 所有権移転外ファイナンス・リース

(2) 国内子会社（平成19年3月31日現在）

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメ ントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人) (外 平均臨時雇 用者数)
				建物	器具及 び備品	土地 (面積㎡)	ソフト ウエア	合計	
株式会社 サイバード	本社 (東京都港区)	モバイル・コンテン ツ事業 ソリューション事業 広告事業 投資事業	コンテンツ提供のた めの開発等	4,339	25,786	— (—)	506,067	536,192	307 (16)
株式会社 JIMOS	本社 (福岡県福岡市 中央区)	コマース事業 ソリューション事業	通販基幹システム改 修他	—	22,835	— (—)	272,329	295,165	142 (80)
株式会社ド クターズバ イオ研究所	研究所 (鹿児島県霧島 市)	コマース事業	霧島研究所	19,414	12,297	39,935 (3,496)	556	72,203	7 (—)
	合計			23,753	60,919	39,935 (3,496)	778,952	903,561	456 (96)

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2 リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

名称	台数	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
什器及びOA機器	一式	3～9	71,613	74,035

(注) 所有権移転外ファイナンス・リース

(3) 在外子会社（平成19年3月31日現在）

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメント の名称	設備の内 容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人) (外 平均臨 時雇用 者数)
				建物	器具及 び備品	土地 (面積 ㎡)	ソフト ウェア	合計	
Airborne Entertainment Inc.	本社 (カナダケベッ ク州)	海外事業	開発、そ の他設備	—	35,263	— (—)	52,736	88,000	91 (4)
	合計			—	35,263	— (—)	52,736	88,000	91 (4)

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

名称	台数	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
什器及びOA機器	一式	1～5	39,789	99,832

(注) オペレーティング・リース

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

平成19年3月31日現在の重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

平成19年3月31日現在の重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	799,988
優先株式	25,000
計	824,988

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成19年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年6月29日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	289,623	289,623	ジャスダック証券取引所	—
計	289,623	289,623	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成19年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使を含む)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストック・オプションの内容等は次のとおりであります。

① 株主総会の特別決議日（平成14年6月27日）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	257	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	771（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	91,572（注）1、2	同左
新株予約権の行使期間	平成16年9月1日～ 平成20年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 91,572 資本組入額 45,786 （注）1、2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入 その他一切の処分は認め ない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1 平成15年12月1日の第三者割当増資に伴い、発行価格、資本組入額等が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。また平成16年11月19日付の株式分割に伴い、当該発行価格、資本組入額は各々91,572円、45,786円に調整され、また付与株式数も調整されております。

2 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げをいたします。

3 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

(1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。

(2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款（取締役の任期）の規定に基づき退任した場合には権利を行使できるものとする。

(3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合には、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

(1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。

(2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号（定年）ないし第3号（退職）の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。

(3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。

(4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

② 株主総会の特別決議日（平成15年6月27日）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	1,296	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,888（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	183,575（注）1、2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年9月1日～ 平成21年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 183,575 資本組入額 91,788 （注）1、2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入 その他一切の処分は認め ない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1 平成16年11月19日付の株式分割に伴い、当該発行価格、資本組入額は各々183,575円、91,788円に調整され、また付与株式数も調整されております。

- 2 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げをいたします。
- 3 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

- (1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。
- (2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款（取締役の任期）の規定に基づき退任した場合には権利を行使できるものとする。
- (3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合には、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

- (1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。
- (2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号（定年）ないし第3号（退職）の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- (3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
- (4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

③ 株主総会の特別決議日（平成16年6月29日）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	1,445	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,335（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	172,000（注）1、2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～ 平成22年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 172,000 資本組入額 86,000 （注）1、2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入 その他一切の処分は認め ない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1 平成16年11月19日付の株式分割に伴い、発行価格、資本組入額等が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

- 2 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げをいたします。
- 3 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

- (1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。
- (2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款（取締役の任期）の規定に基づき退任した場合には権利を行使できるものとする。
- (3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合には、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

- (1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。
- (2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号（定年）ないし第3号（退職）の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- (3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
- (4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

④ 株主総会の特別決議日（平成17年6月29日）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	200	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	200（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	156,900（注）1	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月1日～ 平成25年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 156,900 資本組入額 78,450 （注）1、2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げをいたします。

2 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

- (1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。
- (2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款（取締役の任期）の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- (3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

- (1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。
- (2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号（定年）の規定に基づき退職した場合、並びに当社就業規則第17条第3号及び第4号の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- (3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
- (4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

株式交換により株式会社JIMOSからその義務を承継した新株予約権

⑤ 株式会社JIMOSの臨時株主総会の特別決議（平成14年6月11日）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	38(注)1、5、8	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400.14(注)1、5、8	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	37,988(注)2、6、9	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日～ 平成20年6月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 37,988 資本組入額 18,994	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3、4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 平成15年6月25日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は3株であります。
- 2 平成15年6月25日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権の行使時の払込金額は133,334円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は133,334円、資本組入額は66,667円となっております。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社並びに当社子会社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位を有しているものとしております。ただし、当該新株予約権者が権利行使時において、当社並びに当社子会社の取締役、監査役、従業員及び顧問のいずれでもない場合であっても、権利行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当該取締役会の承認を得た場合には、この限りではありません。
- 4 その他の条件については、当社並びに当社子会社の取締役、監査役、従業員及び顧問との間で締結いたしました「新株予約権交付契約書」に定めるところによるものとしております。
- 5 平成16年8月20日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は9株であります。
- 6 平成16年8月20日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権の行使時の払込金額は44,445円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は44,445円、資本組入額は22,223円となっております。
- 7 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、JIMOSが発行した新株予約権に関するJIMOSの義務は、新株予約権の目的である株式数及び新株予約権行使時の払込金額につき株式交換比率に応じた調整を行ったうえで、当社が承継いたします。
- 8 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は10.53株であります。
- 9 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権の行使時の払込金額は37,988円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は37,988円、資本組入額は18,994円となっております。

株式交換により株式会社JIMOSからその義務を承継した新株予約権

⑥ 株式会社JIMOSの臨時株主総会の特別決議（平成14年12月27日）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	211(注)1、5、8	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,221.83(注)1、5、8	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	56,980(注)2、6、9	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日～ 平成20年12月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 56,980 資本組入額 28,490	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3、4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 平成15年6月25日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は3株であります。
- 2 平成15年6月25日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権の行使時の払込金額は200,000円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は200,000円、資本組入額は100,000円となっております。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または使用人の地位を有しているものとしております。ただし、当該新株予約権者が権利行使時において、当社の取締役、監査役または使用人のいずれでもない場合であっても、権利行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当該取締役会の承認を得た場合には、この限りではありません。
- 4 その他の条件については、本取締役会決議、株主総会決議並びに株主総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社取締役、使用人との間で締結いたしました「新株予約権交付契約書」に定めるところによるものとしております。
- 5 平成16年8月20日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は9株であります。
- 6 平成16年8月20日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権の行使時の払込金額は66,666円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は66,666円、資本組入額は33,333円となっております。
- 7 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、JIMOSが発行した新株予約権に関するJIMOSの義務は、新株予約権の目的である株式数及び新株予約権行使時の払込金額につき株式交換比率に応じた調整を行ったうえで、当社が承継いたします。
- 8 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は10.53株であります。
- 9 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権の行使時の払込金額は56,980円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は56,980円、資本組入額は28,490円となっております。

株式交換により株式会社JIMOSからその義務を承継した新株予約権

⑦ 株式会社JIMOSの定時株主総会の特別決議（平成16年9月29日）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	1,600（注）4	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,872（注）4	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	238,462（注）5	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日～ 平成23年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 238,462 資本組入額 119,231	同左
新株予約権の行使の条件	（注）1、2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- （注）1 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を有しているものとしております。ただし、当該新株予約権者が権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでもない場合であっても、権利行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当該取締役会の承認を得た場合には、この限りではありません。
- 2 その他の条件については、本取締役会決議、株主総会決議並びに株主総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員との間で締結いたしました「新株予約権交付契約書」に定めるところによるものとしております。
- 3 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、JIMOSが発行した新株予約権に関するJIMOSの義務は、新株予約権の目的である株式数及び新株予約権行使時の払込金額につき株式交換比率に応じた調整を行ったうえで、当社が承継いたします。
- 4 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は1.17株であります。
- 5 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権の行使時の払込金額は238,462円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は238,462円、資本組入額は119,231円となっております。

株式交換により株式会社JIMOSからその義務を承継した新株予約権

⑧ 株式会社JIMOSの定時株主総会の特別決議（平成16年9月29日）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,170(注)4	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,368.9(注)4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	372,124(注)5	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日～ 平成23年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 372,124 資本組入額 186,062	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1、2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有しているものとしております。ただし、当該新株予約権者が権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでもない場合であっても、権利行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当該取締役会の承認を得た場合には、この限りではありません。
- 2 その他の条件については、本取締役会決議、株主総会決議並びに株主総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員との間で締結いたしました「新株予約権交付契約書」に定めるところによるものとしております。
- 3 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、JIMOSが発行した新株予約権に関するJIMOSの義務は、新株予約権の目的である株式数及び新株予約権行使時の払込金額につき株式交換比率に応じた調整を行ったうえで、当社が承継いたします。
- 4 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は1.17株であります。
- 5 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権の行使時の払込金額は372,124円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は372,124円、資本組入額は186,062円となっております。

株式交換により株式会社JIMOSからその義務を承継した新株予約権

⑨ 株式会社JIMOSの定時株主総会の特別決議（平成16年9月29日）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	209（注）4	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	244.53（注）4	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	189,853（注）5	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日～ 平成27年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 189,853 資本組入額 94,927	同左
新株予約権の行使の条件	（注）1、2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- （注）1 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有しているものとしております。ただし、当該新株予約権者が権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでもない場合であっても、権利行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当該取締役会の承認を得た場合には、この限りではありません。
- 2 その他の条件については、本取締役会決議、株主総会決議並びに株主総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員との間で締結いたしました「新株予約権交付契約書」に定めるところによるものとしております。
- 3 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、JIMOSが発行した新株予約権に関するJIMOSの義務は、新株予約権の目的である株式数及び新株予約権行使時の払込金額につき株式交換比率に応じた調整を行ったうえで、当社が承継いたします。
- 4 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は1.17株であります。
- 5 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権の行使時の払込金額は189,853円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は189,853円、資本組入額は94,927円となっております。

⑩ 株主総会の特別決議（平成18年6月29日）

当社株券等の取得や買収提案等への対応策として、平成18年6月29日開催の当社定時株主総会での決議をへて、当該対応策の一環として、新株予約権の無償割当ての決定の取締役会への委任を決議いたしました。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成14年4月1日～ 平成14年9月30日 (注) 1	942	31,640	157,000	2,565,500	157,000	2,622,200
平成14年11月15日 (注) 2	31,640	63,280	—	2,565,500	—	2,622,200
平成14年10月1日～ 平成15年3月31日 (注) 1	239	63,519	19,916	2,585,417	19,916	2,642,116
平成15年4月1日～ 平成15年9月30日 (注) 1	120	63,639	10,000	2,595,417	10,000	2,652,116
平成15年12月18日 (注) 3	3,600	67,239	518,468	3,113,885	518,464	3,170,580
平成15年10月1日～ 平成16年3月31日 (注) 1	453	67,692	42,542	3,156,427	42,542	3,213,123
平成16年4月1日～ 平成16年9月30日 (注) 4	671	68,363	74,282	3,230,710	△2,349,733	863,389
平成16年11月19日 (注) 5	136,726	205,089	—	3,230,710	—	863,389
平成16年10月1日～ 平成17年3月31日 (注) 4	1,158	206,247	36,704	3,267,415	36,704	900,094
平成17年6月21日 (注) 6	23,500	229,747	2,126,303	5,393,718	2,126,303	3,026,397
平成17年4月1日～ 平成17年9月30日 (注) 7	714	230,461	33,206	5,426,925	33,206	3,059,604
平成17年10月1日～ 平成18年3月31日 (注) 8	306	230,767	24,775	5,451,700	24,775	3,084,379
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日 (注) 9	627	231,394	51,616	5,503,317	51,616	3,135,995
平成18年10月1日 (注) 10	58,229	289,623	—	5,503,317	8,909,037	12,045,032

(注) 1 旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権行使による増加

2 株式分割 (1株を2株に分割)

3 第三者割当増資

発行価格288,037円、資本組入額144,019円

4 旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権、及び旧商法第280条ノ20並びに第280条ノ21に基づく新株予約権行使による増加

資本準備金の減少額は、旧商法第289条第2項の規定に基づき、資本金の額の4分の1を超過する金額を、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

5 株式分割 (1株を3株に分割)

6 第三者割当増資

株式会社リクルートを割当先とし、平成17年6月21日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が23,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,126,303千円増加しております。

- 7 旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権、及び旧商法第280条ノ20並びに第280条ノ21に基づく新株予約権行使による増加
- 8 旧商法第280条ノ20並びに第280条ノ21に基づく新株予約権行使による増加
- 9 平成18年4月1日から平成18年5月31日までの間に、旧商法第280条ノ20並びに第280条ノ21に基づく新株予約権行使による増加により、発行済株式総数が627株、資本金及び資本準備金がそれぞれ51,616千円増加しております。
- 10 株式交換に際する新株発行
平成18年10月1日付の株式会社JIMOSとの株式交換（交換比率1：1.17）に伴い同社株主宛新株式を発行した結果、発行済株式総数が58,229株、資本準備金が8,909,037千円増加しております。
- 11 資本準備金の取崩し
平成19年6月28日付をもって、資本準備金のうち10,669,203千円をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を1,375,829千円にしております。

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況								端数の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	5	26	197	26	15	20,042	20,311	—
所有株式数(株)	—	3,814	2,958	69,629	15,520	120	197,582	289,623	—
所有株式数の割合(%)	—	1.32	1.02	24.04	5.36	0.04	68.22	100.00	—

(注) 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が34株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
小村 富士夫(注) 2	東京都港区	32,303	11.15
堀 主知ロバート(注) 1	東京都港区	26,854	9.27
株式会社リクルート(注) 1	東京都中央区銀座8-4-17	25,300	8.73
オムロン株式会社	京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801	10,800	3.72
バイエリッシュフェラインスバンクアーゲーカスタマーアカウント(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	東京都千代田区丸の内2-7-1	10,000	3.45
岩井 陽介	東京都世田谷区	8,616	2.97
株式会社らうむず	大阪府大阪市中央区高麗橋4-6-14	8,043	2.77
日本テレビ放送網株式会社	東京都港区東新橋1-6-1	7,500	2.58
株式会社イマジカ・ロボットホールディングス	東京都品川区東五反田2-14-1	7,050	2.43
立石 知雄	京都府京都市上京区	3,704	1.27
計	—	140,170	48.39

(注) 1 平成18年10月1日付の株式交換により、前事業年度末現在主要株主であった堀主知ロバート、及び株式会社リクルートは、当事業年度末では主要株主ではなくなりました。

2 平成18年10月1日付の株式交換により、前事業年度末現在主要株主でなかった小村富士夫は、当事業年度末では主要株主となっております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 289,623	289,589	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	289,623	—	—
総株主の議決権	—	289,589	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が34株含まれております。但し、当該株式は議決権の数 (個) には含まれておりません。

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストック・オプション制度の内容】

決議年月日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日	平成17年6月29日	平成14年6月11日 (注)
付与対象者の区分及び人数	取締役 7名 従業員 12名	取締役 5名 従業員 7名	取締役 6名 従業員 34名	従業員 1名	取締役 3名 従業員 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2)「新株予約権等の状況」に記載している。	(2)「新株予約権等の状況」に記載している。	(2)「新株予約権等の状況」に記載している。	(2)「新株予約権等の状況」に記載している。	(2)「新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上	同上	同上	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上	同上	同上	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上	同上	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上	同上	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—	—	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—	—	—	—

決議年月日	平成14年12月27日 (注)	平成16年9月29日 (注)	平成16年9月29日 (注)	平成17年9月29日 (注)
付与対象者の区分及び人数	取締役 4名 従業員 10名	取締役 2名 従業員 36名 子会社の取締役1名 子会社の従業員1名	取締役 1名 従業員 25名 子会社の取締役2名	従業員 16名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2)「新株予約権等の状況」に記載している。	(2)「新株予約権等の状況」に記載している。	(2)「新株予約権等の状況」に記載している。	(2)「新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上	同上	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上	同上	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—	—	—

(注) 株式交換により株式会社JIMOSからその義務を承継した新株予約権になります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として位置付けております。利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を見ながら、また一方で将来に備えた内部留保充実の必要性を勘案して決定することを基本方針としております。

また、当社は期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本としており、配当の決定機関は株主総会であります。当事業年度につきましては、平成19年6月28日開催の第9回定時株主総会において決議されたとおり、株主の皆様への利益配分の一環といたしまして、1株につき年間配当167円の支払を実施いたします。

内部留保資金につきましては、今後の業績向上を図るため、人材の育成及び研究開発、設備投資に充当する等の有効投資を考えております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成19年6月28日定時株主総会決議	48,367	167

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高（円）	675,000 □ 376,000	473,000	697,000 □ 221,000	399,000	206,000
最低（円）	500,000 □ 240,000	159,000	350,000 □ 115,000	126,000	48,600

(注) 1 最高・最低株価は、平成16年12月12日までは日本証券業協会におけるものであり、平成16年12月13日以降はジャスダック証券取引所におけるものであります。

2 □印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	平成18年11月	平成18年12月	平成19年1月	平成19年2月	平成19年3月
最高（円）	95,800	83,500	67,300	74,500	74,500	68,500
最低（円）	78,000	58,000	49,000	48,600	62,500	52,200

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長兼グループCEO	堀 主知ロバート	昭和40年8月23日生	平成2年6月 ㈱トライシスインターナショナル設立 代表取締役社長 平成3年4月 ㈱エンターテイメントラボラトリー設立 代表取締役社長 平成6年10月 ㈱パラダイスウェブ設立 代表取締役社長 平成10年9月 当社設立 代表取締役社長 平成17年4月 当社 代表取締役社長兼代表執行役員 平成17年6月 当社 代表取締役会長兼代表執行役員 平成18年4月 当社 代表取締役会長兼社長兼 代表執行役員 平成18年10月 当社 取締役兼グループCEO 平成19年4月 当社 代表取締役社長兼グループCEO (現任)	(注) 5	26,854
取締役兼 上席執行役員	中島 謙一郎	昭和42年1月22日生	平成元年4月 ㈱リクルート入社 平成8年4月 同社関西人材総合サービス事業部課長 平成12年2月 当社 取締役 平成13年6月 当社 常務取締役 平成17年4月 当社 取締役兼執行役員副社長 平成18年4月 当社 代表取締役副社長兼CSO (最高戦略責任者) 平成18年10月 当社 取締役兼上席執行役員 (現任)	(注) 4	1,302
取締役兼 上席執行役員	細田 洋平	昭和42年3月15日生	平成9年1月 ㈱ボランチ代表取締役社長 (現任) 平成11年12月 ㈱メディアポート代表取締役社長 平成16年1月 ㈱JIMOS入社 平成16年9月 同社取締役 平成17年5月 ㈱アウトレットプラザ取締役 平成18年1月 ㈱JIMOS取締役副社長 平成18年9月 同社代表取締役社長 (現任) 平成18年10月 当社取締役兼上席執行役員 (現任)	(注) 4	112
取締役	岩井 陽介	昭和40年11月20日生	平成元年4月 ㈱リクルート・コスモス入社 平成6年10月 ㈱バンフィッククリエイティブ入社 平成10年9月 当社 専務取締役 平成17年4月 当社 取締役兼執行役員副社長 平成18年10月 当社 上席執行役員 CYB INVESTMENT INC. President 平成19年6月 当社 取締役 (現任)	(注) 4	8,616
取締役	澤田 宏之 (注) 1	昭和28年10月19日生	昭和50年4月 山武ハネウエル㈱入社 昭和58年9月 ㈱ボストン・コンサルティング・グループ入社 昭和61年1月 ㈱コーポレート・ディレクション設立取締役 平成5年4月 ㈱グロービス 非常勤取締役 (現任) 平成7年10月 ジェミニ・コンサルティング㈱ (平成15年1月米国ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン社と業務統合) 代表取締役 平成15年1月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン㈱代表取締役 (現任) 平成15年4月 ㈱ジェネックス・パートナーズ非常勤取締役 (現任) 平成16年6月 アルゼ㈱ 非常勤取締役 (現任) 平成17年6月 当社 非常勤取締役 (現任) 平成17年10月 ㈱リヴァンプ非常勤取締役 (現任) 平成18年5月 学校法人国際大学理事 (現任) 平成18年6月 ㈱サイバード・インベストメント・パートナーズ非常勤取締役 (現任)	(注) 4	—

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	北島 光弘 (注) 2	昭和12年12月24日生	昭和35年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成7年4月 同社 常務取締役 平成8年6月 同社 理事(現任) (株)CRCソリューションズ(現伊藤忠テ クノソリューションズ(株) 入社 平成14年6月 同社 取締役会長 平成17年6月 同社 理事(現任) 平成18年10月 当社非常勤取締役(現任)	(注) 4	—
常勤監査役	青木 敏彦 (注) 3	昭和17年6月21日生	昭和40年4月 関東電化工業(株)入社 平成4年7月 同社 財務部長 平成10年6月 同社 常勤監査役 平成19年6月 当社 常勤監査役(現任)	(注) 5	—
監査役	竹山 正久 (注) 3	昭和33年3月17日生	昭和61年10月 サンワ・等松青木監査法人(現監査 法人トーマツ) 入社 平成2年8月 公認会計士登録 平成4年7月 デロイトトウシュトーマツ北京事務 所駐在 平成11年10月 当社 非常勤監査役(現任) 平成11年11月 竹山公認会計士・税理士事務所所長 (現任) 平成13年8月 (株)竹山会計総合研究所代表取締役 (現任) 平成17年6月 ユニオンソフト(株)非常勤取締役	(注) 5	—
監査役	佐藤 武志 (注) 3	昭和17年1月30日生	平成12年12月 会計検査院第1局租税検査第1課課 長 平成14年3月 税理士登録 平成17年8月 会計検査院特別調査職(現任) 平成17年9月 (株)JIMOS 監査役 平成18年10月 当社 非常勤監査役(現任)	(注) 6	—
計					36,884

- (注) 1 取締役澤田宏之は、ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社の代表取締役を兼務しておりますが、当社との取引はなく、特別の利害関係はありません。なお、澤田宏之は会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。
- 2 取締役北島光弘は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。
- 3 監査役青木敏彦、竹山正久及び佐藤武志は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。
- 4 平成19年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
- 5 平成19年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
- 6 平成18年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
- 7 代表取締役会長であった小村富士夫は、平成19年6月28日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は企業価値の継続的な向上を経営の最重要課題としており、その実現のために株主をはじめとするステークホルダーと良好な関係を保ち、お客様やユーザー様に常に満足いただける商品・サービスを提供していくことをコーポレート・ガバナンスの基本コンセプトとしております。経営統治機能を高めるため社外取締役、及び社外監査役の意見を幅広く取り入れ、経営の透明性確保や市場環境変化への対応力強化にも注力しております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社は執行役員制度を採用しており、取締役会で決定された業務執行はグループCEOの指揮命令のもと各業務担当執行役員が責任と権限を委譲され、それぞれの担当業務を遂行しております。

経営管理上の主要な機関・機能は次のとおりであります。

イ. 取締役会

取締役会は2名の社外取締役を含む6名で構成されております。毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会も開催され、経営上の重要な意思決定や業務執行に対する監督を行っております。

ロ. 監査役会

監査役会は常勤監査役1名を含む社外監査役3名で構成されております。監査役会は毎月開催され、経営の妥当性・効率性・コンプライアンスに関して幅広く意見交換・審議・検証し、適宜経営に対して助言や提言を行っております。

ハ. 経営会議

グループ全体の戦略策定や主要事項の決議・報告などの目的で、執行役員9名で構成するグループ経営会議を原則隔週1回開催しております。

二. 全社管理

各種規程・規則等の遵守及び適正な運用を目的として、下記管理部門により、社内への内部牽制が適切かつ合理的に機能するよう運営されております。

管理本部 施設、印章、株式管理、法務に関する指導等及び情報セキュリティ管理等

財務本部 予算、資金、経理規程管理等

人事本部 人事、採用、労務管理等

ホ. リスクマネジメント委員会

リスクマネジメント委員会を設置し、当委員会は代表取締役社長を委員長として、想定リスクの予防及び不測の事態発生時における損害の最小化をミッションとしております。

リスクマネジメント活動としては、当社グループ全体としてのリスクの洗い出し、対応策の検討、実施、監視活動などに取り組んでおります。リスクマネジメントとして、とりわけ平成17年4月に施行された個人情報保護法への対応、及び機密情報漏洩リスクへの対応のため、社内規則・マニュアルの整備や社内教育、啓発活動などを通じ、情報管理体制の一層の強化に取り組んでおります。なお、主力事業を担う子会社の株式会社サイバード及び株式会社JIMOSにおいて、「プライバシーマーク®」を取得しております。

ヘ. 内部監査室

代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置しており、2名で構成されております。内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、法令・諸規程等の遵守状況、内部統制・内部牽制の運用状況、また会計処理、資産管理の適格性等を対象とする遵守性監査及び経営目的達成のための合理性、効率性を対象とする監査を定期的に実施しております。

② 会社と社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

イ. 当社の社外取締役である北畠光弘、及び澤田宏之につきましては特別の利害関係はありません。

ロ. 当社の社外監査役と当社の取引関係はありません。

ハ. 当社の取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	225百万円 (12百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (5名)	16百万円 (16百万円)
合計	16名	242百万円

(注) 1 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2 取締役の株主総会決議（平成17年6月29日開催）による報酬限度額は、年額400百万円以内であります。

3 監査役の株主総会決議（平成11年10月13日開催）による報酬限度額は、年額20百万円以内であります。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

a 社外取締役の責任限定契約

社外取締役が、責任限定契約締結後、当社の社外取締役として職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社定款第35条の規定の範囲内である1,000,000円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額をもって、当該社外取締役の当社に対する損害賠償責任の限度とする。

b 社外監査役の責任限定契約

社外監査役が、責任限定契約締結後、当社の社外監査役として職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社定款第42条第2項の規定の範囲内である1,000,000円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額をもって、当該社外監査役の当社に対する損害賠償責任の限度とする。

③ 監査法人及び法律顧問

当社の会計監査人として新日本監査法人と監査契約を結んでおります。また、法律事務所と顧問契約を結び、法律問題全般について適宜助言と指導を受けられる体制を確保しております。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名	継続監査年数
指定社員 業務執行社員	船山 卓三	新日本監査法人	—
指定社員 業務執行社員	堺 昌義	新日本監査法人	—
指定社員 業務執行社員	金子 秀嗣	新日本監査法人	—

(注) 1 継続監査年数については、7年以内であるため、掲載を省略しております。

2 監査業務に関わる補助者の構成

公認会計士 6名、会計士補 7名、その他 5名

イ. 監査報酬等の額

当事業年度における当社が新日本監査法人と締結した監査契約に基づく監査証明に係る報酬の内容は以下のとおりであります。

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	30百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—百万円
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の合計額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

(注) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額につきましては、会社法に基づく監査に係る報酬等の額と証券取引法に基づく監査に係る報酬等の合計額を記載しております。

ロ. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

ハ. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

二. 当該監査人以外の監査

当社の重要な子会社のうち、Airborne Entertainment Inc. は当社の会計監査人以外の監査法人 (RSM Richter LLP) の監査 (会社法または証券取引法に相当する外国の法令を含む。) を受けております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）及び前事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表については、監査法人トーマツにより監査を受けており、当連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）及び当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表については、新日本監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

前連結会計年度及び前事業年度 監査法人トーマツ

当連結会計年度及び当事業年度 新日本監査法人

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1 現金及び預金	※1	1,946,363		4,614,251		
2 売掛金	※1	4,051,301		5,141,826		
3 有価証券	※1	241,336		764,243		
4 たな卸資産		23,199		921,217		
5 繰延税金資産		95,696		168,639		
6 その他		450,810		374,226		
貸倒引当金		△29,905		△39,343		
流動資産合計		6,778,802	35.8	11,945,062	52.9	
II 固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 建物		241,490		319,829		
減価償却累計額		53,538	187,952	70,709	249,120	
(2) 土地			—		39,935	
(3) その他	※1	322,768		348,172		
減価償却累計額		196,480	126,287	166,414	181,758	
有形固定資産合計			314,239		470,813	2.1
2 無形固定資産						
(1) ソフトウェア			692,842		887,282	
(2) ソフトウェア仮勘定			151,603		118,860	
(3) 営業権			6,157,484		—	
(4) のれん			—		6,144,710	
(5) その他			159,734		1,978	
無形固定資産合計			7,161,665	37.8	7,152,832	31.7

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券	※2	3,430,311		1,410,355	
(2) 繰延税金資産		687,814		464,782	
(3) 敷金保証金		451,594		655,112	
(4) その他		133,059		492,257	
貸倒引当金		—		△13,050	
投資その他の資産合計		4,702,779	24.8	3,009,457	13.3
固定資産合計		12,178,684	64.2	10,633,103	47.1
資産合計		18,957,486	100.0	22,578,165	100.0
(負債の部)					
I 流動負債					
1 買掛金		1,597,519		2,409,710	
2 短期借入金		244,747		2,773,979	
3 一年内償還予定社債		50,000		—	
4 未払金	※3	2,870,721		1,284,584	
5 未払法人税等		295,156		129,891	
6 未払消費税等		40,774		44,714	
7 繰延税金負債		—		195	
8 賞与引当金		63,971		164,278	
9 販売促進引当金		—		82,819	
10 その他	※1	131,332		361,946	
流動負債合計		5,294,222	28.0	7,252,121	32.1
II 固定負債					
1 社債	※1	379,477		340,456	
2 長期借入金		112,237		100,093	
3 退職給付引当金		22,327		17,970	
4 繰延税金負債		—		51,751	
5 その他	※1	1,511		—	
固定負債合計		515,553	2.7	510,271	2.3
負債合計		5,809,776	30.7	7,762,392	34.4
(少数株主持分)					
少数株主持分		723,331	3.8	—	—

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資本の部)					
I	資本金	5,451,700	28.8	—	—
II	資本剰余金	5,508,395	29.1	—	—
III	利益剰余金	1,450,860	7.6	—	—
IV	その他有価証券評価差額 金	2,829	0.0	—	—
V	為替換算調整勘定	10,592	0.0	—	—
	資本合計	12,424,378	65.5	—	—
	負債、少数株主持分及び 資本合計	18,957,486	100.0	—	—
(純資産の部)					
I	株主資本				
1	資本金	—	—	5,503,317	24.4
2	資本剰余金	—	—	14,469,049	64.0
3	利益剰余金	—	—	△6,195,936	△27.4
	株主資本合計	—	—	13,776,430	61.0
II	評価・換算差額等				
1	その他有価証券評価差 額金	—	—	15,597	0.1
2	為替換算調整勘定	—	—	138,720	0.6
	評価・換算差額等合計	—	—	154,318	0.7
III	新株予約権	—	—	15,848	0.1
IV	少数株主持分	—	—	869,175	3.8
	純資産合計	—	—	14,815,773	65.6
	負債純資産合計	—	—	22,578,165	100.0

②【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高			15,089,011	100.0		23,571,145	100.0
II 売上原価			9,526,737	63.1		12,868,382	54.6
売上総利益			5,562,274	36.9		10,702,763	45.4
III 販売費及び一般管理費							
1 広告宣伝費		236,980			1,767,014		
2 貸倒引当金繰入額		29,892			5,165		
3 販売促進引当金繰入額		—			16,272		
4 役員報酬		270,378			358,493		
5 給与手当		1,158,687			2,089,981		
6 福利厚生費		148,098			263,569		
7 賞与引当金繰入額		33,912			167,950		
8 旅費交通費		127,003			167,648		
9 研究開発費	※1	972,678			943,430		
10 支払手数料		1,852,792			1,999,228		
11 連結調整勘定償却額		16,446			—		
12 のれん償却額		—			545,212		
13 その他		962,573	5,809,444	38.5	1,591,985	9,915,951	42.1
営業利益又は営業損失 (△)			△247,169	△1.6		786,811	3.3
IV 営業外収益							
1 受取利息		7,976			6,820		
2 受取助成金		—			29,840		
3 為替差益		301,744			—		
4 持分法による投資利益		35,466			11,855		
5 その他		7,749	352,936	2.3	13,859	62,374	0.3

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
V 営業外費用							
1 支払利息		33,999			148,321		
2 新株発行費		18,720			—		
3 新株予約権信託費用		14,503			—		
4 為替差損		—			315,381		
5 持分法による投資損失		—			1,908,341		
6 その他		2,639	69,863	0.5	29,475	2,401,519	10.2
経常利益又は経常損失 (△)			35,903	0.2		△1,552,333	△6.6
VI 特別利益							
1 固定資産売却益	※2	—			2,290		
2 投資有価証券売却益		—			7,481		
3 関係会社株式売却益		853,112			91,419		
4 その他		—	853,112	5.7	14,532	115,724	0.5
VII 特別損失							
1 固定資産除却損	※3	7,639			46,976		
2 投資有価証券評価損		—			36,047		
3 関係会社株式売却損		96,369			—		
4 ソフトウェア評価損	※5	79,713			190,687		
5 たな卸資産廃棄損		—			19,120		
6 連結調整勘定償却額		396,317			—		
7 のれん減損額	※5	—			5,452,204		
8 持分変動損失		45,521			—		
9 事業整理損	※4	108,227			—		
10 その他		76,262	810,051	5.4	184,274	5,929,311	25.1
税金等調整前当期純利 益又は税金等調整前当 期純損失 (△)			78,964	0.5		△7,365,920	△31.2
法人税、住民税及び事 業税		623,861			155,895		
過年度法人税等		—			40,844		
法人税等調整額		△168,802	455,058	3.0	310,375	507,115	2.2
少数株主損失 (△)			△232,486	△1.5		△42,423	△0.2
当期純損失 (△)			△143,607	△1.0		△7,830,611	△33.2

③【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】

連結剰余金計算書

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	
(資本剰余金の部)			
I 資本剰余金期首残高			3,324,110
II 資本剰余金増加高 増資による新株の発行		2,184,285	2,184,285
III 資本剰余金期末残高			5,508,395
(利益剰余金の部)			
I 利益剰余金期首残高			1,663,353
II 利益剰余金増加高 当期純損失 (△)		△143,607	△143,607
III 利益剰余金減少高 配当金		68,886	68,886
IV 利益剰余金期末残高			1,450,860

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日 残高（千円）	5,451,700	5,508,395	1,450,860	12,410,956
連結会計年度中の変動額				
株式交換	—	8,909,037	—	8,909,037
新株の発行	51,616	51,616	—	103,233
新規連結に伴う増加額	—	—	224,330	224,330
連結除外に伴う減少額	—	—	△1,977	△1,977
剰余金の配当（注）	—	—	△38,538	△38,538
当期純損失（△）	—	—	△7,830,611	△7,830,611
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計（千円）	51,616	8,960,653	△7,646,796	1,365,473
平成19年3月31日 残高（千円）	5,503,317	14,469,049	△6,195,936	13,776,430

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成18年3月31日 残高（千円）	2,829	10,592	13,422	—	723,331	13,147,710
連結会計年度中の変動額						
株式交換	—	—	—	—	—	8,909,037
新株の発行	—	—	—	—	—	103,233
新規連結に伴う増加額	—	—	—	—	—	224,330
連結除外に伴う減少額	—	—	—	—	—	△1,977
剰余金の配当（注）	—	—	—	—	—	△38,538
当期純損失（△）	—	—	—	—	—	△7,830,611
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	12,768	128,127	140,895	15,848	145,844	302,589
連結会計年度中の変動額合計（千円）	12,768	128,127	140,895	15,848	145,844	1,668,062
平成19年3月31日 残高（千円）	15,597	138,720	154,318	15,848	869,175	14,815,773

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)		78,964	△7,365,920
2 減価償却費		766,399	574,095
3 連結調整勘定償却額		412,763	—
4 のれん償却額		—	545,212
5 事業整理損		108,227	—
6 賞与引当金の増加額・減少額 (△)		△77,754	59,672
7 貸倒引当金の減少額		△6,440	△13,583
8 補償損失引当金の減少額		—	△17,283
9 販売促進引当金の増加額		—	14,527
10 退職給付引当金の減少額		△9,963	△4,434
11 受取利息及び受取配当金		△7,976	△7,212
12 支払利息		33,999	148,321
13 持分法による投資損失		—	1,908,341
14 持分法による投資利益		△35,466	△11,855
15 のれん減損額		—	5,452,204
16 投資有価証券売却益		—	△7,481
17 関係会社株式売却益		△853,112	△91,419
18 投資有価証券売却損		96,369	—
19 投資有価証券評価損		—	36,047
20 固定資産除却損		7,639	46,976
21 持分変動損失		45,521	—
22 ソフトウェア評価損		79,713	190,687
23 売上債権の増加額		△332,100	△331,369
24 たな卸資産の増加額 (△)・減少額		39,533	△93,025
25 仕入債務の増加額・減少額 (△)		△21,961	467,659
26 未払金の減少額		△649,791	△88,764
27 その他		△100,434	297,460
小計		△425,869	1,708,856

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
28 利息及び配当金の受取額		7,484	8,744
29 持分法適用会社からの配当金の受取額		14,857	17,333
30 利息の支払額		△32,781	△144,561
31 法人税等の支払額		△1,191,970	△361,660
営業活動によるキャッシュ・フロー		△1,628,280	1,228,712
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 定期預金の純増額		15,992	270,870
2 有形固定資産の取得による支出		△117,140	△101,239
3 無形固定資産の取得による支出		△769,543	△672,267
4 無形固定資産の売却による収入		—	7,000
5 投資有価証券の取得による支出		△1,067,660	—
6 投資有価証券の売却による収入		994,000	497,196
7 連結範囲の変更を伴う子会社株式取得による支出	※2	△3,825,751	△111,108
8 連結範囲の変更を伴う子会社株式売却による支出	※3	△112,278	△248,679
9 連結子会社株式の追加取得による支出		—	△2,310,438
10 投資有価証券の回収による収入		75,049	—
11 貸付金の回収による収入		—	95,263
12 敷金保証金の差入による支出		△88,001	△18,701
13 敷金保証金の回収による収入		2,838	36,713
14 その他		△26,942	△23,957
投資活動によるキャッシュ・フロー		△4,919,438	△2,579,347

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 短期借入れによる収入		200,000	2,980,438
2 短期借入金の返済による支出		△203,994	△459,290
3 長期借入れによる収入		200,000	80,000
4 長期借入金の返済による支出		△116,228	△57,137
5 社債の発行による収入		319,224	—
6 社債の償還による支出		△50,000	△25,000
7 株式の発行による収入		4,349,850	103,233
8 少数株主の株式引受による払込額		435,000	445,000
9 配当金の支払額		△69,429	△55,350
10 その他		—	△135,568
財務活動によるキャッシュ・フロー		5,064,422	2,876,325
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額		△72,752	△13,268
Ⅴ 現金及び現金同等物の増加額・減少額 (△)		△1,556,047	1,512,422
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高		3,253,984	1,697,936
Ⅶ 株式交換による現金及び現金同等物の増加額		—	1,953,893
Ⅷ 現金及び現金同等物の期末残高	※1	1,697,936	5,164,251

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 8社 連結子会社の名称 ギガフロップス株式会社 アクシスソフト株式会社 CYB INVESTMENT INC. Airborne Entertainment Inc. 株式会社プラスモバイルコミュニケーションズ 株式会社サイバード・インベストメント・パートナーズ 株式会社サイバードモバイルキャスティング サイバード・プラスモバイル・ファンド投資事業有限責任組合</p> <p>前連結会計年度において連結の範囲に含めておりました、株式会社C&Tモバイルサポートにつきましては、株式の売却に伴い連結の範囲より除外しております。ただし、平成17年4月1日から平成18年3月31日（みなし売却日）までの同社の損益計算書、剰余金計算書及びキャッシュ・フロー計算書については連結しております。</p> <p>CYB INVESTMENT INC.、株式会社プラスモバイルコミュニケーションズ、株式会社サイバード・インベストメント・パートナーズ、株式会社サイバードモバイルキャスティング、サイバード・プラスモバイル・ファンド投資事業有限責任組合につきましては、当連結会計年度に新規設立したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>Airborne Entertainment Inc.につきましては、CYB INVESTMENT INC.を通じ株式を取得したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 該当事項ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 15社 連結子会社の名称 株式会社サイバード 株式会社JIMOS ギガフロップス株式会社 CYB INVESTMENT INC. Airborne Entertainment Inc. Cellus U. S. A., INC. 株式会社プラスモバイルコミュニケーションズ 株式会社サイバード・インベストメント・パートナーズ 株式会社サイバードモバイルキャスティング サイバード・プラスモバイル・ファンド投資事業有限責任組合 株式会社アウトレットプラザ 株式会社ドクターズバイオ研究所 株式会社コマースニジュウイチ JDM投資事業組合 株式会社エスクルー</p> <p>連結子会社のうち、株式会社JIMOSは、持分法適用関連会社でありましたが、平成18年10月1日に株式交換により株式所有割合が100%となり連結の範囲に含めております。それにより同社の連結子会社でありました、株式会社アウトレットプラザ、株式会社ドクターズバイオ研究所、株式会社コマースニジュウイチ、JDM投資事業組合につきましても連結の範囲に含めております。株式会社サイバードにつきましては、平成18年10月2日の当会社分割に伴い、株式所有割合が100%となっており連結の範囲に含めております。株式会社エスクルーにつきましては、平成18年11月30日に同社株式の53.6%を取得したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>また、前連結会計年度において連結の範囲に含めておりました、アクシスソフト株式会社につきましては、株式の売却に伴い連結の範囲より除外しております。ただし、平成18年4月1日から平成18年12月31日（みなし売却日）までの同社の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書につきましては連結しております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法を適用した非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法を適用した関連会社の数 2社 持分法を適用した関連会社の名称 株式会社ディムーブ 株式会社JIMOS 株式会社JIMOSにつきましては、株式の追加取得に伴い当社の議決権比率が20%を超えたため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社としております。 K Lab株式会社につきましては、当連結会計年度中に株式を売却したため、持分法適用の範囲より除外しております。 なお、みなし売却日までの損益は取り込んでおります。</p> <p>(3) 持分法を適用しない関連会社はありません。</p> <p>(4) 持分法を適用しない理由 該当事項ありません。</p> <p>(5) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項 持分法適用会社のうち株式会社JIMOSの決算日は6月30日であります。連結財務諸表作成にあたっては、同社の直近の連結会計年度に係る連結財務諸表を使用しております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 持分法を適用した関連会社の数 1社 持分法を適用した関連会社の名称 株式会社ディムーブ 株式会社JIMOSにつきましては、平成18年10月1日に株式交換により株式所有割合が100%となっております。 なお、平成18年9月30日までは持分法を適用しております。</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項 株式会社JIMOSの持分法の適用にあたって、株式会社JIMOSの決算日は6月30日でありましたので、連結財務諸表作成にあたっては、同社の直近の連結会計年度に係る連結財務諸表を使用しております。</p>
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社の内、CYB INVESTMENT INC. 及び同社の連結子会社であるAirborne Entertainment Inc.並びにサイバード・プラスモバイル・ファンド投資事業有限責任組合の決算日は、いずれも12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたり、CYB INVESTMENT INC. については、同日現在のCYB INVESTMENT INC. の連結財務諸表を使用しております。なお、当連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p> <p>また、サイバード・プラスモバイル・ファンド投資事業有限責任組合については、連結決算日において仮決算を行っております。その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>	<p>連結子会社の内、CYB INVESTMENT INC. 及び同社の連結子会社であるAirborne Entertainment Inc.、Cellus U.S.A., INC.、サイバード・プラスモバイル・ファンド投資事業有限責任組合並びに株式会社コマースニジュウイチの決算日は、いずれも12月31日であり、JDM投資事業組合の決算日は10月31日、株式会社エスクルーの決算日は8月31日であります。連結財務諸表の作成にあたり、CYB INVESTMENT INC.、Airborne Entertainment Inc.、Cellus U.S.A., INC. については、同日現在の財務諸表を使用しております。なお、当連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p> <p>また、サイバード・プラスモバイル・ファンド投資事業有限責任組合、JDM投資事業組合並びに株式会社コマースニジュウイチについては、連結決算日において仮決算を行っております。その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)								
<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p>	<p>イ 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの： 連結決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 時価のないもの： 移動平均法による原価法</p> <p>ロ たな卸資産 商品： 移動平均法による原価法 仕掛品： 個別法による原価法</p> <p>ハ デリバティブ 時価法</p> <p>イ 有形固定資産 定率法によっております。ただし、建物（附属設備を除く）については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>8～50年</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>5～6年</td> </tr> </table> <p>ロ 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用） 定額法によっており、利用可能期間は3～5年であります。</p> <p>営業権 所在地国の会計基準に基づく定額法（2～12年）によっております。ただし、米国連結子会社の営業権の内、識別可能な無形固定資産以外の部分については、米国財務会計基準審議会基準書第142号の適用により償却を行っておりません。</p>	建物	8～50年	器具及び備品	5～6年	<p>イ 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの： 連結決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 時価のないもの： 同左 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）： 組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書類を基礎とし、持分相当額で取り込む方法によっております。</p> <p>ロ たな卸資産 商品： 主として移動平均法による原価法 仕掛品： 同左 貯蔵品： 最終仕入原価法</p> <p>ハ デリバティブ 同左</p> <p>イ 有形固定資産 定率法によっております。ただし、建物（附属設備を除く）については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>3～50年</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>ロ 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。また、販売目的のソフトウェアについては、見積売上高に対する当期売上高の割合を乗じた額と、見積有効年数（3年以内）による定額法によって計算した額のいずれか多い金額をもって償却しております。</p> <p>のれん 所在地国の会計基準に基づく定額法（2～12年）によっております。ただし、米国連結子会社ののれんの内、識別可能な無形固定資産以外の部分については、米国財務会計基準審議会基準書第142号の適用により償却を行っておりません。</p>	建物	3～50年	器具及び備品	3～15年
建物	8～50年									
器具及び備品	5～6年									
建物	3～50年									
器具及び備品	3～15年									

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>新株発行費 支出時に全額費用として計上しております。</p> <p>イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>ロ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌連結会計年度の賞与支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。</p> <p>ハ 退職給付引当金 一部の国内連結子会社について、従業員に対する退職金の支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>外貨建金銭債権債務は当連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社の資産及び負債は、当該会社の期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。</p> <p>連結会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>株式交付費 支出時に全額費用として計上しております。</p> <p>イ 貸倒引当金 同左</p> <p>ロ 賞与引当金 同左</p> <p>ハ 退職給付引当金 同左</p> <p>ニ 販売促進引当金 一部の国内連結子会社について、販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、過去実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。 外貨建金銭債権債務は当連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社の資産及び負債は、当該会社の期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。</p> <p>同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6 連結調整勘定の償却に関する事項	連結調整勘定の償却については、投資効果の発現すると見積もられる期間で償却しております。	同左
7 のれんの償却に関する事項	同左	のれんの償却については、投資効果の発現すると見積もられる期間で償却しております。
8 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について、連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しております。	同左

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
9 親会社と連結子会社の会計処理基準の主要な差異の概要	連結子会社CYB INVESTMENT INC. は米国法人であり、その連結財務諸表は、米国会計基準に準拠しております。なお、同社における連結子会社の資産及び負債の評価は、部分時価評価法によっており、投資差額（営業権）につきましても、識別可能な無形固定資産以外の部分については、米国財務会計基準審議会基準書第142号の適用により償却を行っておりません。	連結子会社CYB INVESTMENT INC. は米国法人であり、その連結財務諸表は、米国会計基準に準拠しております。なお、同社における連結子会社の資産及び負債の評価は、部分時価評価法によっており、投資差額（のれん）につきましても、識別可能な無形固定資産以外の部分については、米国財務会計基準審議会基準書第142号の適用により償却を行っておりません。
10 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び随時引き出し可能な預金及び当連結会計年度に新たに取得した容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>固定資産の減損に係る会計基準 当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の「資本の部」の合計に相当する金額は13,930,748千円であります。 なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の「純資産の部」については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>
<p>—————</p>	<p>ストック・オプション等に関する会計基準等 当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。これにより、営業利益は15,848千円減少し、経常損失及び税金等調整前当期純損失は同額増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>
<p>—————</p>	<p>企業結合に係る会計基準 当連結会計年度より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。これに伴い、前連結会計年度における連結貸借対照表上無形固定資産に掲記していた「連結調整勘定」は、当連結会計年度より「のれん」として表示しております。</p>

表示方法の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>—————</p>	<p>(連結貸借対照表) 連結財務諸表規則の改正に伴い、無形固定資産「営業権」(前連結会計年度末6,157,484千円)を当連結会計年度より「のれん」として表示しております。</p>
<p>(連結損益計算書) 「為替差益」は前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含まれて表示しておりましたが、当連結会計年度において営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。 なお、前連結会計年度においては、営業外収益の「その他」に含まれている「為替差益」の金額は160千円であります。</p>	<p>(連結損益計算書) 連結財務諸表規則の改正に伴い、前連結会計年度において販売費及び一般管理費の「連結調整勘定償却額」(前連結会計年度末16,446千円)及び「その他」に含めておりました営業権償却額(前連結会計年度末185,650千円)を当連結会計年度より「のれん償却額」として表示しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(連結キャッシュ・フロー計算書) 連結財務諸表規則の改正に伴い、前連結会計年度において「連結調整勘定償却額」(前連結会計年度末412,763千円)及び「減価償却額」に含めておりました営業権償却額(前連結会計年度末185,650千円)を当連結会計年度より「のれん償却額」として表示しております。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)										
<p>※1 担保提供資産及び対応債務</p> <p>Airborne Entertainment Inc.において社債310,124千円(2,631千USD)の担保として抵当に供しているものは、換金可能な資産388,216千円(3,293千USD)であります。</p> <p>Airborne Entertainment Inc.においてリース契約に係る債務(流動負債その他2,732千円(23千USD)固定負債その他979千円(8千USD))の担保として抵当に供しているものは、リース契約により賃借している有形固定資産その他10,195千円(86千USD)であります。</p>	<p>※1 担保提供資産及び対応債務</p> <p>Airborne Entertainment Inc.において社債320,461千円(2,690千USD)の担保として抵当に供しているものは、換金可能な資産392,300千円(3,293千USD)であります。</p> <p>株式会社JIMOSにおいて、営業保証金の代用等として質権の設定をしているものは、現金及び預金(定期預金)400千円であります。</p>										
<p>※2 投資有価証券のうち関連会社に対するもの 株式 3,113,196千円</p>	<p>※2 投資有価証券のうち関連会社に対するもの 株式 24,478千円</p>										
<p>※3 当連結会計年度末の未払金の中には、Airborne Entertainment Inc.株式取得に係る未払金2,350,000千円が含まれております。</p>	<p>—————</p>										
<p>4 当座借越契約</p> <p>当社においては、運転資金の効率的な調達及びAirborne Entertainment Inc.の株式の取得代金の未払金支出に備えるため、取引銀行4行と当座借越契約を締結しております。</p> <p>当連結会計年度末における当座借越契約に係る借入金実行残高等は次の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="175 1120 718 1187"> <tr> <td>当座借越極度額</td> <td>6,500,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>—千円</td> </tr> </table>	当座借越極度額	6,500,000千円	借入実行残高	—千円	<p>※4 当座借越契約</p> <p>当社においては、運転資金の効率的な調達に備えるため、取引銀行2行と当座借越契約を締結しております。</p> <p>当連結会計年度末における当座借越契約に係る借入金実行残高等は次の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="813 1086 1356 1187"> <tr> <td>当座借越極度額</td> <td>2,500,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>300,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>2,200,000千円</td> </tr> </table>	当座借越極度額	2,500,000千円	借入実行残高	300,000千円	差引額	2,200,000千円
当座借越極度額	6,500,000千円										
借入実行残高	—千円										
当座借越極度額	2,500,000千円										
借入実行残高	300,000千円										
差引額	2,200,000千円										
<p>5 偶発債務</p> <p>Airborne Entertainment Inc.の株式取得に際し、旧株主に対して剰余収益受領権を付与しており、同社の2006年度業績計画の達成状況に応じ、17百万USDを上限として、その0%~100%分につき、付加的な支払いを実施する予定です。</p>	<p>—————</p>										
<p>—————</p>	<p>※6 コミットメントライン契約</p> <p>当社においては、運転資金の効率的な調達に備えるため、取引銀行2行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。</p> <p>これら契約に基づく当連結会計年度末における借入金実行残高等は次の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="813 1624 1356 1769"> <tr> <td>コミットメントライン契約の総額</td> <td>3,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>1,762,486千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>1,237,513千円</td> </tr> </table>	コミットメントライン契約の総額	3,000,000千円	借入実行残高	1,762,486千円	差引額	1,237,513千円				
コミットメントライン契約の総額	3,000,000千円										
借入実行残高	1,762,486千円										
差引額	1,237,513千円										

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																		
※1 研究開発費の総額 972,678千円	※1 研究開発費の総額 943,430千円																		
	※2 固定資産売却益の内訳 車両運搬具 2,290千円																		
※3 固定資産除却損の内訳 ソフトウェア 1,040千円 器具備品 4,680千円 原状回復費 1,917千円	※3 固定資産除却損の内訳 ソフトウェア 889千円 器具備品 14,205千円 建物 31,881千円																		
※4 事業整理損の内訳 事業撤退に伴うソフトウェア 評価損 86,706千円 顧問料中途解約金 8,870千円 コールセンター事業見直しに 伴う費用 12,651千円																			
	<p>※5 減損損失について</p> <p>(1) 減損損失を認識した資産</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モバイルコンテンツ事業関連資産</td> <td style="text-align: center;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">東京都港区</td> </tr> <tr> <td>ソリューション事業関連資産</td> <td style="text-align: center;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">東京都港区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">のれん</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 ソフトウェアについては、取得時に検討した事業計画において、当初想定していた収益が見込めなくなったことから減損損失を認識しております。また、のれんについては、収益性は堅調に推移しておりますが、今後の市場環境等を鑑み、保守的見地から減損損失を認識しております。</p> <p>(3) 減損損失の金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">190,687千円</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">5,452,204千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,642,892千円</td> </tr> </table> <p>(4) 資産のグルーピングの方法 減損会計の適用にあたって事業の種類別セグメントを基準に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。</p> <p>(5) 回収可能額の算定方法 事業用資産については、主として使用価値、のれんについては、第三者機関により算定された株式価値を鑑み、算定しております。</p>	用途	種類	場所	モバイルコンテンツ事業関連資産	ソフトウェア	東京都港区	ソリューション事業関連資産	ソフトウェア	東京都港区	その他	のれん	—	ソフトウェア	190,687千円	のれん	5,452,204千円	合計	5,642,892千円
用途	種類	場所																	
モバイルコンテンツ事業関連資産	ソフトウェア	東京都港区																	
ソリューション事業関連資産	ソフトウェア	東京都港区																	
その他	のれん	—																	
ソフトウェア	190,687千円																		
のれん	5,452,204千円																		
合計	5,642,892千円																		

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	230,767	58,856	—	289,623
合計	230,767	58,856	—	289,623
自己株式				
普通株式(注)2、3	—	26	26	—
合計	—	26	26	—

(注)1 発行済株式の増加のうち、627株はストック・オプションの行使によるものであり、58,229株は株式交換によるものであります。

2 自己株式の増加26株は、株式交換に伴う株式買取請求によるものであります。

3 自己株式の減少26株は、株式買取請求に応じた株式を市場にて売却したことによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	平成14年新株予約権 (注)1	普通株式	900	—	129	771	—
	平成15年新株予約権 (注)2	普通株式	4,446	—	558	3,888	—
	平成16年新株予約権 (注)3	普通株式	4,503	—	168	4,335	—
	平成14年新株予約権 (注)4、7	普通株式	—	663.39	263.25	400.14	—
	平成15年新株予約権 (注)5、7	普通株式	—	2,485.08	263.25	2,221.83	—
	平成17年新株予約権 (注)6、7	普通株式	—	2,047.5	175.5	1,872	—
	平成17年新株予約権 (注)6、7	普通株式	—	1,462.5	93.6	1,368.9	—
	ストックオプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	15,848
連結子会社	—	—	—	—	—	—	
合計	—	—	9,849	6,658.47	1,650.6	14,856.87	15,848

(注)1 平成14年新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

2 平成15年新株予約権の減少のうち498株は、新株予約権の行使によるもの、60株は新株予約権の消却によるものであります。

3 平成16年新株予約権の減少は、新株予約権の消却によるものであります。

4 平成14年新株予約権の減少は、新株予約権の消却によるものであります。

5 平成15年新株予約権の減少は、新株予約権の消却によるものであります。

6 平成17年新株予約権の減少は、新株予約権の消却によるものであります。

7 株式交換により株式会社JIMOSからその義務を承継した新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	38,538	167	平成18年3月31日	平成18年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	48,367	資本剰余金	167	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																										
<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">1,946,363千円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">—千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,946,363千円</td> </tr> <tr> <td>預金期間が3ヶ月超の定期預金</td> <td style="text-align: right;">△248,426千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,697,936千円</td> </tr> </table> <p>株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳、並びに当該会社株式の取得価額と当該会社取得のための支出（純額）との関係</p> <p>Airborne Entertainment Inc.</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">571,846千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">657,018千円</td> </tr> <tr> <td>投資差額（営業権）</td> <td style="text-align: right;">5,878,945千円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">△1,007,430千円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">△2,062千円</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">△145,191千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">Airborne社株式の取得原価</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,953,125千円</td> </tr> <tr> <td>取得原価の内未払額</td> <td style="text-align: right;">△2,357,400千円</td> </tr> <tr> <td>Airborne社現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">△34,370千円</td> </tr> <tr> <td>為替換算差額</td> <td style="text-align: right;">264,396千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">差引：Airborne社取得のための支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">3,825,751千円</td> </tr> </table> <p>株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳、並びに当該会社株式の売却価額と当該会社売却による支出（純額）との関係</p> <p>株式会社C&Tモバイルサポート</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">218,192千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">46,154千円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">△86,092千円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">—千円</td> </tr> <tr> <td>売却損</td> <td style="text-align: right;">△96,369千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">C&Tモバイルサポート社売却価額（仲介手数料控除後）</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">81,885千円</td> </tr> <tr> <td>仲介手数料未払金</td> <td style="text-align: right;">10,000千円</td> </tr> <tr> <td>売却代金未収入金</td> <td style="text-align: right;">△91,885千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">△112,278千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">差引：C&Tモバイルサポート連結除外に伴う支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">△112,278千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	1,946,363千円	有価証券	—千円	計	1,946,363千円	預金期間が3ヶ月超の定期預金	△248,426千円	現金及び現金同等物	1,697,936千円	流動資産	571,846千円	固定資産	657,018千円	投資差額（営業権）	5,878,945千円	流動負債	△1,007,430千円	固定負債	△2,062千円	少数株主持分	△145,191千円	Airborne社株式の取得原価	5,953,125千円	取得原価の内未払額	△2,357,400千円	Airborne社現金及び現金同等物	△34,370千円	為替換算差額	264,396千円	差引：Airborne社取得のための支出	3,825,751千円	流動資産	218,192千円	固定資産	46,154千円	流動負債	△86,092千円	固定負債	—千円	売却損	△96,369千円	C&Tモバイルサポート社売却価額（仲介手数料控除後）	81,885千円	仲介手数料未払金	10,000千円	売却代金未収入金	△91,885千円	現金及び現金同等物	△112,278千円	差引：C&Tモバイルサポート連結除外に伴う支出	△112,278千円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">4,614,251千円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">550,000千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,164,251千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">5,164,251千円</td> </tr> </table> <p>※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>(1) 株式交換により新たに株式会社JIMOS及び同社の連結子会社4社を連結したことに伴う、連結開始時の資産及び負債の内訳は次のとおりであります。なお、当該株式交換により増加した資本剰余金は、8,909,037千円であります。</p> <p style="text-align: center;">株式会社JIMOS及び同社の連結子会社4社</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">4,116,415千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">2,211,895千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,328,310千円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">1,334,686千円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">19,724千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,354,411千円</td> </tr> </table> <p>(2) 株式の取得により新たに株式会社エスクルーを連結したことに伴う、連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社エスクルーの取得価額と株式会社エスクルーの株式取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: center;">株式会社エスクルー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">355,062千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">70,721千円</td> </tr> <tr> <td>投資差額（のれん）</td> <td style="text-align: right;">136,528千円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">△252,517千円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">△148,132千円</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">△11,662千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">株式会社エスクルーの取得価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">150,000千円</td> </tr> <tr> <td>株式会社エスクルーの現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">△38,891千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">差引：株式会社エスクルーの株式取得のための支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">111,108千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	4,614,251千円	有価証券	550,000千円	計	5,164,251千円	現金及び現金同等物	5,164,251千円	流動資産	4,116,415千円	固定資産	2,211,895千円	資産合計	6,328,310千円	流動負債	1,334,686千円	固定負債	19,724千円	負債合計	1,354,411千円	流動資産	355,062千円	固定資産	70,721千円	投資差額（のれん）	136,528千円	流動負債	△252,517千円	固定負債	△148,132千円	少数株主持分	△11,662千円	株式会社エスクルーの取得価額	150,000千円	株式会社エスクルーの現金及び現金同等物	△38,891千円	差引：株式会社エスクルーの株式取得のための支出	111,108千円
現金及び預金勘定	1,946,363千円																																																																																										
有価証券	—千円																																																																																										
計	1,946,363千円																																																																																										
預金期間が3ヶ月超の定期預金	△248,426千円																																																																																										
現金及び現金同等物	1,697,936千円																																																																																										
流動資産	571,846千円																																																																																										
固定資産	657,018千円																																																																																										
投資差額（営業権）	5,878,945千円																																																																																										
流動負債	△1,007,430千円																																																																																										
固定負債	△2,062千円																																																																																										
少数株主持分	△145,191千円																																																																																										
Airborne社株式の取得原価	5,953,125千円																																																																																										
取得原価の内未払額	△2,357,400千円																																																																																										
Airborne社現金及び現金同等物	△34,370千円																																																																																										
為替換算差額	264,396千円																																																																																										
差引：Airborne社取得のための支出	3,825,751千円																																																																																										
流動資産	218,192千円																																																																																										
固定資産	46,154千円																																																																																										
流動負債	△86,092千円																																																																																										
固定負債	—千円																																																																																										
売却損	△96,369千円																																																																																										
C&Tモバイルサポート社売却価額（仲介手数料控除後）	81,885千円																																																																																										
仲介手数料未払金	10,000千円																																																																																										
売却代金未収入金	△91,885千円																																																																																										
現金及び現金同等物	△112,278千円																																																																																										
差引：C&Tモバイルサポート連結除外に伴う支出	△112,278千円																																																																																										
現金及び預金勘定	4,614,251千円																																																																																										
有価証券	550,000千円																																																																																										
計	5,164,251千円																																																																																										
現金及び現金同等物	5,164,251千円																																																																																										
流動資産	4,116,415千円																																																																																										
固定資産	2,211,895千円																																																																																										
資産合計	6,328,310千円																																																																																										
流動負債	1,334,686千円																																																																																										
固定負債	19,724千円																																																																																										
負債合計	1,354,411千円																																																																																										
流動資産	355,062千円																																																																																										
固定資産	70,721千円																																																																																										
投資差額（のれん）	136,528千円																																																																																										
流動負債	△252,517千円																																																																																										
固定負債	△148,132千円																																																																																										
少数株主持分	△11,662千円																																																																																										
株式会社エスクルーの取得価額	150,000千円																																																																																										
株式会社エスクルーの現金及び現金同等物	△38,891千円																																																																																										
差引：株式会社エスクルーの株式取得のための支出	111,108千円																																																																																										

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																		
	<p>※3 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の 資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の売却により連結子会社でなくなったアクシス ソフト株式会社の売却時の資産及び負債並びに売却価 額と売却による支出は次のとおりであります。</p> <p>アクシスソフト株式会社</p> <table data-bbox="798 448 1356 784"> <tr> <td>流動資産</td> <td>754,159千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>253,076千円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>△456,410千円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>△170,476千円</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td>△225,113千円</td> </tr> <tr> <td>株式売却益</td> <td>91,363千円</td> </tr> <tr> <td>アクシスソフト株式の売却価額</td> <td>246,600千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>△495,279千円</td> </tr> <tr> <td>差引：売却による支出</td> <td>△248,679千円</td> </tr> </table>	流動資産	754,159千円	固定資産	253,076千円	流動負債	△456,410千円	固定負債	△170,476千円	少数株主持分	△225,113千円	株式売却益	91,363千円	アクシスソフト株式の売却価額	246,600千円	現金及び現金同等物	△495,279千円	差引：売却による支出	△248,679千円
流動資産	754,159千円																		
固定資産	253,076千円																		
流動負債	△456,410千円																		
固定負債	△170,476千円																		
少数株主持分	△225,113千円																		
株式売却益	91,363千円																		
アクシスソフト株式の売却価額	246,600千円																		
現金及び現金同等物	△495,279千円																		
差引：売却による支出	△248,679千円																		

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
有形固定資産「その他」	650,114	313,725	336,388	有形固定資産「その他」	286,295	104,288	182,006
ソフトウェア	24,512	14,257	10,255	ソフトウェア	16,950	3,244	13,705
合計	674,626	327,982	346,643	合計	303,245	107,533	195,712
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年内			151,947千円	1年内			79,666千円
1年超			221,592千円	1年超			123,679千円
合計			373,539千円	合計			203,345千円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料			222,964千円	支払リース料			100,178千円
減価償却費相当額			202,429千円	減価償却費相当額			91,045千円
支払利息相当額			25,178千円	支払利息相当額			12,177千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法				(4) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
(5) 利息相当額の算定方法				(5) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左			
2 オペレーティング・リース取引				2 オペレーティング・リース取引			
未経過リース料				未経過リース料			
1年内			370,125千円	1年内			425,584千円
1年超			240,484千円	1年超			514,048千円
合計			610,610千円	合計			939,633千円

(有価証券関係)

前連結会計年度

1 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日)

	種類	取得原価(千円)	連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
	合計	—	—	—

なお、株式の減損にあたっては、時価が取得価額に比し50%以上下落した場合は、時価の回復可能性がないものとして一律減損処理を実施し、下落率が30%以上50%未満の場合には、時価の回復可能性の判定を行い減損処理の要否を決定することとしております。

2 時価評価されていない有価証券(平成18年3月31日)

その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
US Treasury bill	241,336
非上場株式	152,141
非上場社債	164,974

当連結会計年度

1 その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日）

	種類	取得原価（千円）	連結貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	19,000	24,000	5,000
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	599,859	732,013	132,154
	(3) その他	—	—	—
	小計	618,859	756,013	137,154
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	50,500	35,526	△14,974
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	50,500	35,526	△14,974
合計		669,359	791,539	122,180

なお、株式の減損にあたっては、時価が取得価額に比し50%以上下落した場合は、時価の回復可能性がないものとして一律減損処理を実施し、下落率が30%以上50%未満の場合には、時価の回復可能性の判定を行い減損処理の要否を決定することとしております。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
497,196	7,481	—

3 時価評価されていない有価証券（平成19年3月31日）

その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	451,524
マネー・マネジメント・ファンド	550,000
US Treasury bill	214,243
その他	142,813

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は、Airborne Entertainment Inc. 社の株式取得対価60,000千USDの支払に対しCYB INVESTMENT INC. への貸付け40,000千USD及び支払残額20,000千USDを2006年6月に支払うため為替予約及び通貨オプション取引でありキャッシュ・フローを固定する目的で利用しております。</p> <p>2 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。</p> <p>3 取引に係るリスクの内容 当社が利用している為替予約取引、通貨オプション取引には将来の為替変動によるリスクがあります。なお、高格付を有する金融機関のみを取引相手としてデリバティブ取引を行っており、相手先の契約不履行による損失の発生する信用リスクはほとんど無いと判断しております。</p> <p>4 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行なっております。</p>	—————

2 取引の時価等に関する事項

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約金額等 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
通貨	為替予約取引	1,078,500	1,160,422	81,922
	通貨オプション取引			
	売建プット (米ドル)	1,050,000	△800	△800
	買建コール (米ドル)	1,110,000	55,983	55,983
合計		3,238,500	1,215,605	137,105

(注) 1 通貨オプション取引は、いわゆる「ゼロコストオプション」であり、オプション料の支払はありません。また、契約金額等には想定元本残高を記載しております。

2 時価の算定については、取引金融機関から提示された価格によっております。

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

一部の国内連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日
退職給付債務(千円)	△22,327
退職給付引当金(千円)	△22,327

(注) 退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

勤務費用	6,739千円
退職給付費用	<u>6,739千円</u>

(注) 退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

一部の国内連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

2 退職給付債務に関する事項

	当連結会計年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
退職給付債務(千円)	△17,970
退職給付引当金(千円)	△17,970

(注) 退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

勤務費用	2,660千円
退職給付費用	<u>2,660千円</u>

(注) 退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

給与手当15,843千円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 7名 当社従業員 12名	当社取締役 5名 当社従業員 7名	当社取締役 6名 当社従業員 34名
ストック・オプション数	普通株式 2,400株	普通株式 4,800株	普通株式 4,800株
付与日	平成15年6月9日	平成16年6月1日	平成16年12月3日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	自平成15年5月30日 至平成16年8月31日	自平成16年5月25日 至平成17年8月31日	自平成16年12月2日 至平成18年8月31日
権利行使期間	自平成16年9月1日 至平成20年8月31日	自平成17年9月1日 至平成21年8月31日	自平成18年9月1日 至平成22年8月31日

	平成17年 ストック・オプション	平成14年(注) 3 ストック・オプション	平成15年(注) 3 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 1名	当社取締役 3名 当社従業員 14名	当社取締役 4名 当社従業員 10名
ストック・オプション数	普通株式 200株	普通株式 900株	普通株式 3,600株
付与日	平成18年6月1日	平成14年9月26日	平成15年6月9日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	自平成18年5月25日 至平成19年8月31日	自平成14年9月27日 至平成16年6月11日	自平成15年6月10日 至平成16年12月27日
権利行使期間	自平成19年9月1日 至平成25年8月31日	自平成16年6月12日 至平成20年6月11日	自平成16年12月28日 至平成20年12月27日

	平成17年(注) 3 ストック・オプション	平成17年(注) 3 ストック・オプション	平成18年(注) 3 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 2名 当社従業員 36名 子会社の取締役 1名 子会社の従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 25名 子会社の取締役 2名	当社従業員 16名
ストック・オプション数	普通株式 1,750株	普通株式 1,250株	普通株式 213株
付与日	平成17年1月26日	平成17年8月31日	平成18年5月12日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	自平成17年1月27日 至平成18年9月30日	自平成17年9月1日 至平成18年9月30日	自平成18年5月13日 至平成19年9月30日
権利行使期間	自平成18年10月1日 至平成23年9月30日	自平成18年10月1日 至平成23年9月30日	自平成19年10月1日 至平成27年9月30日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 権利確定条件は付されておられません。

3 株式交換により株式会社JIMOSからその義務を承継した新株予約権であります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成14年(注) ストック・オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	—	—	4,503	—	—
付与	—	—	—	200	—
失効	—	—	18	—	—
権利確定	—	—	4,485	—	—
未確定残	—	—	—	200	—
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	900	4,446	—	—	663.39
権利確定	—	—	4,485	—	—
権利行使	129	—	—	—	—
失効	—	558	150	—	263.25
未行使残	771	3,888	4,335	—	400.14

	平成15年(注) ストック・オプション	平成17年(注) ストック・オプション	平成17年(注) ストック・オプション	平成18年(注) ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	249.21
失効	—	—	—	4.68
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	244.53
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	2,485.08	2,047.5	1,462.5	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	263.25	175.5	93.6	—
未行使残	2,221.83	1,872	1,368.9	—

(注) 株式交換により株式会社JIMOSからその義務を承継した新株予約権であります。

② 単価情報

	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成14年(注) ストック・オプション
権利行使価格 (円)	91,572	183,575	172,000	156,900	37,988
行使時平均株価 (円)	186,400	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—	66,591	—

	平成15年(注) ストック・オプション	平成17年(注) ストック・オプション	平成17年(注) ストック・オプション	平成18年(注) ストック・オプション
権利行使価格 (円)	56,980	238,462	372,124	189,853
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—	93,101

(注) 株式交換により株式会社JIMOSからその義務を承継した新株予約権であります。

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション (注) 4
株価変動性	69.27%	69.49%
予想残存期間 (注) 1	4年3ヶ月	5年3ヶ月
予想配当 (注) 2	167円/株	1,200円/株
無リスク利率 (注) 3	1.475%	1.472%

(注) 1 予想残存期間については、十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して算定いたしました。

2 将来における安定配当想定額により算定いたしました。

3 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りを使用いたしました。

4 株式交換により株式会社JIMOSからその義務を承継した新株予約権であります。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																		
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産 (流動資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒損失否認額</td><td style="text-align: right;">28,743千円</td></tr> <tr><td>未払事業税否認額</td><td style="text-align: right;">31,139</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">26,195</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">17,065</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">103,144</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△7,448</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">95,696千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産 (投資その他の資産)</p> <p>_____</p> <p>繰延税金資産 (投資その他の資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>ソフトウェア損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">277,932千円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認額</td><td style="text-align: right;">16,365</td></tr> <tr><td>関係会社株式売却損否認額</td><td style="text-align: right;">39,511</td></tr> <tr><td>退職給付引当金否認額</td><td style="text-align: right;">8,732</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">1,143,534</td></tr> <tr><td>研究開発費否認額</td><td style="text-align: right;">75,363</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">71,795</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,633,235</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△945,421</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">687,814千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債 (固定)</p> <p>_____</p>	貸倒損失否認額	28,743千円	未払事業税否認額	31,139	賞与引当金繰入額	26,195	その他	17,065	小計	103,144	評価性引当額	△7,448	合計	95,696千円	ソフトウェア損金算入限度超過額	277,932千円	投資有価証券評価損否認額	16,365	関係会社株式売却損否認額	39,511	退職給付引当金否認額	8,732	税務上の繰越欠損金	1,143,534	研究開発費否認額	75,363	その他	71,795	小計	1,633,235	評価性引当額	△945,421	合計	687,814千円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産 (流動資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒損失否認額</td><td style="text-align: right;">32,182千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">69,200</td></tr> <tr><td>販売促進引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">31,098</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">32,414</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">35,212</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">200,108</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△31,468</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">168,639千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債 (流動負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未収税金等</td><td style="text-align: right;">△195千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△195</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">168,444千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産 (投資その他の資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>ソフトウェア損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">235,926千円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認額</td><td style="text-align: right;">59,673</td></tr> <tr><td>退職給付引当金否認額</td><td style="text-align: right;">6,806</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">980,033</td></tr> <tr><td>研究開発費否認額</td><td style="text-align: right;">66,533</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">43,533</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,392,506</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△920,757</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">471,749千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債 (固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">△55,394千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△3,323</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△58,718</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">413,031千円</td></tr> </table>	貸倒損失否認額	32,182千円	賞与引当金繰入額	69,200	販売促進引当金繰入額	31,098	税務上の繰越欠損金	32,414	その他	35,212	小計	200,108	評価性引当額	△31,468	合計	168,639千円	未収税金等	△195千円	合計	△195	合計	168,444千円	ソフトウェア損金算入限度超過額	235,926千円	投資有価証券評価損否認額	59,673	退職給付引当金否認額	6,806	税務上の繰越欠損金	980,033	研究開発費否認額	66,533	その他	43,533	小計	1,392,506	評価性引当額	△920,757	合計	471,749千円	その他有価証券評価差額金	△55,394千円	その他	△3,323	合計	△58,718	合計	413,031千円
貸倒損失否認額	28,743千円																																																																																		
未払事業税否認額	31,139																																																																																		
賞与引当金繰入額	26,195																																																																																		
その他	17,065																																																																																		
小計	103,144																																																																																		
評価性引当額	△7,448																																																																																		
合計	95,696千円																																																																																		
ソフトウェア損金算入限度超過額	277,932千円																																																																																		
投資有価証券評価損否認額	16,365																																																																																		
関係会社株式売却損否認額	39,511																																																																																		
退職給付引当金否認額	8,732																																																																																		
税務上の繰越欠損金	1,143,534																																																																																		
研究開発費否認額	75,363																																																																																		
その他	71,795																																																																																		
小計	1,633,235																																																																																		
評価性引当額	△945,421																																																																																		
合計	687,814千円																																																																																		
貸倒損失否認額	32,182千円																																																																																		
賞与引当金繰入額	69,200																																																																																		
販売促進引当金繰入額	31,098																																																																																		
税務上の繰越欠損金	32,414																																																																																		
その他	35,212																																																																																		
小計	200,108																																																																																		
評価性引当額	△31,468																																																																																		
合計	168,639千円																																																																																		
未収税金等	△195千円																																																																																		
合計	△195																																																																																		
合計	168,444千円																																																																																		
ソフトウェア損金算入限度超過額	235,926千円																																																																																		
投資有価証券評価損否認額	59,673																																																																																		
退職給付引当金否認額	6,806																																																																																		
税務上の繰越欠損金	980,033																																																																																		
研究開発費否認額	66,533																																																																																		
その他	43,533																																																																																		
小計	1,392,506																																																																																		
評価性引当額	△920,757																																																																																		
合計	471,749千円																																																																																		
その他有価証券評価差額金	△55,394千円																																																																																		
その他	△3,323																																																																																		
合計	△58,718																																																																																		
合計	413,031千円																																																																																		
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">41.0%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">37.7</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">8.7</td></tr> <tr><td>連結調整勘定償却額</td><td style="text-align: right;">214.3</td></tr> <tr><td>法人税の特別控除額</td><td style="text-align: right;">△109.8</td></tr> <tr><td>持分変動損失</td><td style="text-align: right;">23.6</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">361.6</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△0.8</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">576.3%</td></tr> </table>	法定実効税率	41.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	37.7	住民税均等割	8.7	連結調整勘定償却額	214.3	法人税の特別控除額	△109.8	持分変動損失	23.6	評価性引当額の増減	361.6	その他	△0.8	税効果会計適用後の法人税等の負担率	576.3%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税金当調整前当期純損失のため、記載しておりません。</p>																																																																
法定実効税率	41.0%																																																																																		
交際費等永久に損金に算入されない項目	37.7																																																																																		
住民税均等割	8.7																																																																																		
連結調整勘定償却額	214.3																																																																																		
法人税の特別控除額	△109.8																																																																																		
持分変動損失	23.6																																																																																		
評価性引当額の増減	361.6																																																																																		
その他	△0.8																																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	576.3%																																																																																		

(企業結合等関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(企業結合における共通支配下の取引等関係)</p> <p>1 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要</p> <p>(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容</p> <p>結合当事企業 株式会社サイバード 事業内容 株式会社サイバードの全事業（モバイル・コンテンツ事業、コマース事業、ソリューション事業、広告事業）</p> <p>各事業内容については、第一部「企業情報」第1「企業の概況」3「事業の内容」に記載のとおりである。</p> <p>(2) 企業結合の法的形式 分割会社の事業を承継会社（新設会社）が承継する新設分割</p> <p>(3) 結合後企業の名称 株式会社サイバード 新設会社の商号を株式会社サイバードとし、当社は商号を株式会社サイバードから株式会社サイバードホールディングスに変更しております。</p> <p>(4) 取引の目的を含む取引の概要 新設分割の目的 (旧) 株式会社サイバードの既存事業を新設会社に承継し、当社が株式会社JIMOS及び当該新設会社を完全子会社とする持株会社に移行するため。 新設分割の日 平成18年10月2日</p> <p>2 実施した会計処理の概要 本新設分割は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(パーチェス法関係)</p> <p>1 被取得企業の名称及び事業内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び企業結合後の名称、取得した議決権比率</p> <p>(1) 被取得企業の名称及び事業内容</p> <p style="margin-left: 2em;">被取得企業 株式会社JIMOS</p> <p style="margin-left: 2em;">事業内容 化粧品等の通信販売業、卸売業、通販支援事業</p> <p>(2) 企業結合を行った主な理由</p> <p style="margin-left: 2em;">モバイルにより集客した顧客基盤を活用し、コマース事業の拡大を目指したJIMOSとサイバードは、平成17年3月1日、包括的な業務・資本提携を行いました。更に双方の持つ特性、競争力、経営資源を融合させることで広範囲なモバイルコマースを推進していくことが可能であるとの判断に至り、決定したものであります。</p> <p>(3) 企業結合日</p> <p style="margin-left: 2em;">平成18年10月1日</p> <p>(4) 企業結合の法的形式、及び企業結合後の名称</p> <p style="margin-left: 2em;">法的形式 株式交換</p> <p style="margin-left: 2em;">名称 株式会社サイバードホールディングス</p> <p>(5) 取得した議決権比率</p> <p style="margin-left: 2em;">100.0%</p> <p>2 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間</p> <p style="margin-left: 2em;">平成18年10月1日から平成19年3月31日</p> <p>3 被取得企業の取得原価及びその内訳</p> <p>(1) 取得原価</p> <p style="margin-left: 2em;">取得の対価として株式</p> <p style="margin-left: 4em;">10,091,422千円</p> <p style="margin-left: 2em;">取得に直接要した費用としてアドバイザー費用等</p> <p style="margin-left: 4em;">85,238千円</p> <p>(2) 交換比率</p> <p style="margin-left: 2em;">株式会社JIMOSの普通株式1株に対して、サイバードの普通株式1.17株</p> <p>(3) 算定方法</p> <p style="margin-left: 2em;">第三者機関に株式交換比率の算定を依頼し、提出された参考資料に基づき当事者間で協議の上、算定しております。</p> <p>(4) 交付株式数及びその評価額</p> <p style="margin-left: 2em;">58,229株</p> <p style="margin-left: 2em;">10,091,422千円</p>

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当社グループは、携帯電話等を媒体としたコンテンツの提供及びコンテンツ提供システムの開発を主たる事業としておりますが、当該事業の売上高、営業利益(営業損失)、及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計、営業利益(営業損失)及び全セグメント資産の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	モバイル・コンテンツ事業 (千円)	コマース事業 (千円)	ソリューション事業 (千円)	広告事業 (千円)	投資事業 (千円)	海外事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
I 売上高及び営業損益									
売上高									
(1) 外部顧客に対する売上高	12,047,341	6,191,407	2,750,712	256,695	148,606	2,176,382	23,571,145	—	23,571,145
(2) セグメント間の内部売上又は振替高	—	—	1,636	103	—	—	1,740	(1,740)	—
計	12,047,341	6,191,407	2,752,349	256,799	148,606	2,176,382	23,572,886	(1,740)	23,571,145
営業費用	9,050,311	6,164,369	3,090,236	368,802	139,842	2,532,713	21,346,276	1,438,057	22,784,334
営業利益又は営業損失(△)	2,997,030	27,037	△337,887	△112,002	8,763	△356,331	2,226,609	(1,439,798)	786,811
II 資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出									
資産	6,257,256	3,987,891	863,069	211,449	1,163,057	7,258,023	19,740,746	2,837,419	22,578,165
減価償却費	236,939	70,746	150,399	789	—	80,102	538,977	35,117	574,095
減損損失	190,687	4,985,768	—	—	—	435,593	5,612,048	30,843	5,642,892
資本的支出	426,399	50,250	163,697	1,430	—	76,495	718,274	55,232	773,506

(注) 1 事業区分の方法

事業内容の種類により区分しております。

2 各事業区分の事業内容

事業区分	主要商品及び役務等
モバイル・コンテンツ事業	インターネット対応携帯電話向けコンテンツサービス
コマース事業	化粧品、健康食品、酒類、家電製品、ファッション等の通信販売、小売、卸売等
ソリューション事業	コンサルティング、モバイルサイト構築、通販支援事業、ソフトウェアの開発・販売、システム構築
広告事業	モバイル広告の開発・販売、広告代理
投資事業	ファンドの運営・管理
海外事業	北米地域におけるモバイルコンテンツ配信事業

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、1,438,057千円であり、その主なものは、当社グループの管理部門に係る費用であります。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、2,837,419千円であり、その主なものは、当社グループでの余資運用資金(現金、預金及び有価証券)及び管理部門に係る資産であります。

5 当社は、従来、携帯電話等を媒体としたコンテンツの提供及びコンテンツ提供システムの開発を主たる事業としており、平成18年10月1日の株式会社JIMOSとの経営統合を契機に当連結会計年度から、事業区分名称を「モバイル・コンテンツ事業」に変更し、新たに「コマース事業」「ソリューション事業」「広告事業」「投資事業」「海外事業」の5事業区分を追加いたしました。

6 会計方針の変更

(ストック・オプション等に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本方針となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「消去又は全社」の営業費用は、15,848千円増加し、経常損失及び税金等調整前当期純損失は同額増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	日本 (千円)	北米 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
I 売上高及び営業利益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	14,208,242	880,769	15,089,011	—	15,089,011
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	14,208,242	880,769	15,089,011	—	15,089,011
営業費用	14,097,893	1,238,288	15,336,181	—	15,336,181
営業利益又は営業損失 (△)	110,348	△357,518	△247,169	—	△247,169
II 資産	18,582,961	7,615,527	26,198,489	(7,241,003)	18,957,486

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 北米に属する国は米国及びカナダであります。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本 (千円)	北米 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
I 売上高及び営業利益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	21,394,763	2,176,382	23,571,145	—	23,571,145
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,740	—	—	(1,740)	—
計	21,396,503	2,176,382	23,572,886	(1,740)	23,571,145
営業費用	18,813,563	2,532,713	21,346,276	1,438,057	22,784,334
営業利益又は営業損失 (△)	2,582,940	△356,331	2,226,609	(1,439,798)	786,811
II 資産	12,482,723	7,258,023	19,740,746	(2,837,419)	22,578,165

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 北米に属する国は米国及びカナダであります。

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、1,438,057千円であり、その主なものは、当社グループの管理部門に係る費用であります。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、2,837,419千円であり、その主なものは、当社グループでの余資運用資金(現金、預金及び有価証券)及び管理部門に係る資産であります。

5 会計方針の変更

(ストック・オプション等に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本方針となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益は15,848千円減少し、経常損失及び税金等調整前当期純損失は同額増加しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

関係会社との取引

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合%	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
関連会社	株式会社 JIMOS	福岡県福岡市	1,176	情報処理 関連	20.13 (一)	当社取 締役	—	コンテンツ配 信ソフトウェアの貸借	1,756	売掛金	315
								ソフトウェア の開発	3,150	売掛金	—
								商品の購入	28,570	買掛金	24,385

- (注) 1 関連当事者との取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2 取引条件及び取引条件の決定方針等
同社との取引条件については、市場価格等を勘案した一般的取引条件にて、当社と関連を有しない他の当事者との取引と同様に決定しております。
- 3 株式会社JIMOSの「資本金」「議決権等の所有（被所有）割合%」の記載は、平成17年12月31日現在のものです。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	53,839円	48,099.59円
1株当たり当期純損失(△)	△639円	△30,073.51円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	—
	1株当たり当期純損失であるため、 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、記載しておりません。	同左

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は以下のとおりです。

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)						
1株当たり当期純損失								
当期純損失(△)(千円)	△143,607	△7,830,611						
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—						
普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△143,607	△7,830,611						
普通株式の期中平均株式数(株)	224,396	260,382						
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	株式会社サイバードの新株予約権の概要は、「株式等の状況」の「新株予約権の状況」に記載しております。 Airborne Entertainment Inc.の新株予約権の概要は、下記のとおりであります。また、社債と同時に割り当てた新株予約権の概要は、「連結附属明細表」の「社債明細表」に記載しております。	株式会社サイバードホールディングスの新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1「式等の状況」(2)「新株予約権等の状況」のとおりであります。 Airborne Entertainment Inc.の新株予約権の概要は、下記のとおりであります。また、社債と同時に割り当てた新株予約権の概要は、「連結附属明細表」の「社債明細表」に記載しております。						
	<table border="1"> <tr> <td>E S O P - 2204</td> <td>168,770個 (168,770株)</td> </tr> </table>	E S O P - 2204	168,770個 (168,770株)	<table border="1"> <tr> <td>E S O P - 2004</td> <td>132,512個 (132,512株)</td> </tr> <tr> <td>E S O P - 2005</td> <td>878,000個 (878,000株)</td> </tr> </table>	E S O P - 2004	132,512個 (132,512株)	E S O P - 2005	878,000個 (878,000株)
E S O P - 2204	168,770個 (168,770株)							
E S O P - 2004	132,512個 (132,512株)							
E S O P - 2005	878,000個 (878,000株)							
	<p>アクシスソフト株式会社の新株予約権の状況につきましては、下記のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>第1回新株予約権</td> <td>59個 (59株)</td> </tr> <tr> <td>第2回新株予約権</td> <td>59個 (59株)</td> </tr> </table>	第1回新株予約権	59個 (59株)	第2回新株予約権	59個 (59株)			
第1回新株予約権	59個 (59株)							
第2回新株予約権	59個 (59株)							

(重要な後発事象)

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>																												
<p>1 株式会社JIMOSとの株式交換</p> <p>当社（以下、「サイバード」）と株式会社JIMOS（以下、「JIMOS」）は、平成18年5月15日開催の両社の取締役会の決議を経て、平成18年10月1日を期して、サイバードが株式交換によりJIMOSを完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。</p> <p>(1) 株式交換の目的</p> <p>モバイルにより集客した顧客基盤を活用し、コマース事業の拡大を目指したJIMOSとサイバードは、平成17年3月1日、包括的な業務・資本提携を締結。双方の持つ特性、競争力、経営資源を融合させ、資本統合（持株会社設立等）・グループ経営等も視野に入れながら、統合への検討を重ねてまいりました。その結果両社は、更なる事業の拡大と多角化、収益力向上を目指し、平成18年3月14日付にて両社対等の精神に基づき、持株会社体制による経営統合を実施することで基本合意いたしました。本株式交換は、経営統合のスキームにおいて活用するものであります。具体的には、持株会社体制への移行にあたり、株式交換を活用してJIMOSをサイバードの完全子会社といたします。併せて会社分割制度の活用により、サイバードを持株会社（商号「株式会社サイバードホールディングス」）とし、既存のサイバードの事業を新設会社（商号「株式会社サイバード」）に承継し、新設会社及びJIMOSをいずれも持株会社の完全子会社とするものであります。</p> <p>(2) 株式交換の条件等</p> <p>① 株式交換の日程</p> <table border="0"> <tr> <td>平成18年3月14日</td> <td>経営統合に関する基本合意書締結</td> </tr> <tr> <td>平成18年3月31日</td> <td>サイバード 定時株主総会基準日</td> </tr> <tr> <td>平成18年4月28日</td> <td>JIMOS 臨時株主総会基準日</td> </tr> <tr> <td>平成18年5月15日</td> <td>株式交換契約書の締結</td> </tr> <tr> <td>平成18年6月29日</td> <td>サイバード 株式交換契約書承認の定時株主総会</td> </tr> <tr> <td>平成18年6月30日</td> <td>JIMOS 株式交換契約書承認の臨時株主総会(予定)</td> </tr> <tr> <td>平成18年9月26日</td> <td>上場廃止日 (JIMOS) (予定)</td> </tr> <tr> <td>平成18年9月30日</td> <td>株券提出期間満了日 (予定)</td> </tr> <tr> <td>平成18年10月1日</td> <td>株式交換の効力発生日(予定)</td> </tr> </table>	平成18年3月14日	経営統合に関する基本合意書締結	平成18年3月31日	サイバード 定時株主総会基準日	平成18年4月28日	JIMOS 臨時株主総会基準日	平成18年5月15日	株式交換契約書の締結	平成18年6月29日	サイバード 株式交換契約書承認の定時株主総会	平成18年6月30日	JIMOS 株式交換契約書承認の臨時株主総会(予定)	平成18年9月26日	上場廃止日 (JIMOS) (予定)	平成18年9月30日	株券提出期間満了日 (予定)	平成18年10月1日	株式交換の効力発生日(予定)	<p>1 資本準備金の減少</p> <p>当社は、平成19年6月28日に開催の第9回定時株主総会において、下記のとおり資本準備金の額の減少について決議いたしました。</p> <p>(1) 資本準備金の額の減少の目的</p> <p>平成19年3月期に生じた欠損の補填と剰余金の配当原資の確保、及び今後の機動的な資本政策に備えることを目的としております。</p> <p>(2) 資本準備金の額の減少の要領</p> <p>資本準備金の額12,045,032,870円のうち、10,669,203,485円をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を1,375,829,385円といたします。</p> <p>(3) 資本準備金の額の減少の日程</p> <table border="0"> <tr> <td>① 取締役会決議日</td> <td>平成19年5月22日</td> </tr> <tr> <td>② 債権者異議申述公告</td> <td>平成19年5月23日</td> </tr> <tr> <td>③ 債権者異議申述最終期日</td> <td>平成19年6月25日</td> </tr> <tr> <td>④ 定時株主総会決議日</td> <td>平成19年6月28日</td> </tr> <tr> <td>⑤ 効力発生日</td> <td>平成19年6月28日</td> </tr> </table> <p>2 買収防衛プラン継続に伴う新株予約権無償割当てに関する事項の決定の取締役会への委任</p> <p>平成19年6月28日開催の当社第9期定時株主総会において、当社の持続的な成長という目的を達成し、事業活動を通じた継続的な企業価値の向上を実現し、これに反する買収から株主の利益を守るための合理的な手段として、新たな買収防衛プランの導入に伴い新株予約権無償割当ての決定の取締役会への委任を決議いたしました。</p> <p>本プランの概要</p> <p>本プランは、当社株式の一定数以上の取得につき所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない取得がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該取得が当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に反するものであると判断される場合には、かかる取得に対する対抗策として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。</p> <p>新株予約権の要項</p> <p>(1) 割当対象株主</p> <p>当社取締役会が公告した日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。</p> <p>(2) 発行する新株予約権の総数</p> <p>割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数とする。</p>	① 取締役会決議日	平成19年5月22日	② 債権者異議申述公告	平成19年5月23日	③ 債権者異議申述最終期日	平成19年6月25日	④ 定時株主総会決議日	平成19年6月28日	⑤ 効力発生日	平成19年6月28日
平成18年3月14日	経営統合に関する基本合意書締結																												
平成18年3月31日	サイバード 定時株主総会基準日																												
平成18年4月28日	JIMOS 臨時株主総会基準日																												
平成18年5月15日	株式交換契約書の締結																												
平成18年6月29日	サイバード 株式交換契約書承認の定時株主総会																												
平成18年6月30日	JIMOS 株式交換契約書承認の臨時株主総会(予定)																												
平成18年9月26日	上場廃止日 (JIMOS) (予定)																												
平成18年9月30日	株券提出期間満了日 (予定)																												
平成18年10月1日	株式交換の効力発生日(予定)																												
① 取締役会決議日	平成19年5月22日																												
② 債権者異議申述公告	平成19年5月23日																												
③ 債権者異議申述最終期日	平成19年6月25日																												
④ 定時株主総会決議日	平成19年6月28日																												
⑤ 効力発生日	平成19年6月28日																												

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>② 株式交換比率 JIMOSの株式交換の日の前日の最終の株主名簿、及び実質株主名簿に記載または記録された株主、及び実質株主に対し、JIMOSの普通株式1株に対して、サイバードの普通株式1.17株を割当交付します。ただし、サイバードが保有するJIMOSの普通株式12,381株については割当て交付を行いません。</p> <p>③ 株式交換によりサイバードが発行する新株式数 普通株式： 57,545株 なお、上記株式数は、平成18年3月31日現在のJIMOSの発行済株式数を基準に算出したものであり、新株予約権の権利行使により、増加する可能性があります。</p> <p>(3) 株式会社JIMOSの概要 代表者 小村 富士夫 資本金 1,176百万円 (平成17年12月末現在) 本店所在地 福岡県福岡市中央区天神1丁目4番2号</p> <p>① 主な事業内容 通信販売業、卸売業、通販支援事業、その他事業</p> <p>② 売上高及び当期純利益 (平成17年6月期：連結ベース) 売上高 12,641百万円</p> <p>③ 資産、負債、資本の状況 (平成17年6月末日：連結ベース) 資産合計 6,960百万円 負債合計 1,874百万円 資本合計 5,086百万円 当期純利益 753百万円</p> <p>2 会社分割による当社既存事業の分社化 当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、平成18年10月2日を分割の効力発生日として当社の既存事業を分社化し、当該事業を新設会社に承継することにより持株会社体制に移行することを決議しました。</p> <p>(1) 会社分割の目的 今回の新設分割による会社分割は、当社の既存事業を分割により新設される新設会社に承継し、当社が、株式会社JIMOS及び当該新設会社を完全子会社とする持株会社へ移行することを目的としております。</p> <p>(2) 会社分割の要旨 ① 分割の日程 平成18年5月15日 分割計画書承認取締役会 平成18年6月29日 分割計画書承認の定時株主総会 平成18年10月2日 分割登記日(予定)</p>	<p>(3) 新株予約権の目的である株式の種類および数 ・新株予約権の目的である株式の種類 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の数 新株予約権1個の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は1株とする。 ただし、(4)により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。</p> <p>(4) 新株予約権の目的である株式の数の調整 当社が、新株予約権の割当期日後、当社株式の分割もしくは併合、合併または会社分割を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨及びその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数及びその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> <p>(5) 新株予約権の払込金額 無償とする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権1個の行使に際して出資される財産(金銭とする。)の価額(以下「行使価額」という。)は、1円とする。新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使期間 新株予約権の割当期日から120日以内の期間で当社取締役会が定める期間とする。ただし、(9)に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当該取得日の前日までとし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。</p> <p>(8) 新株予約権の行使の条件 ① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。 a 「特定株式保有者」とは、 I 当該買付者等が保有者として保有しまたは保有することとなる当社の株券等に係る株券等保有割合の合計 II 当該買付者等が公開買付者として所有しまたは所有する事となる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20%を超える買付者等をいう。ただし、以下の者を除く。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>② 分割の方式 平成18年10月2日を分割効力発生日として、当社を分割会社、新設会社を承継会社とする新設分割を行います。</p> <p>③ 株式の割当 新設会社が設立に際し発行する普通株式7,000株の全てを分割会社である当社に割当てます。</p> <p>④ 新設会社が承継する権利義務 新設会社は、分割の効力発生日において、別途分割計画書に定める当社の資産、負債及び契約の地位その他の権利義務を承継いたします。なお、当社から新設会社に対する債務の承継は、全て重疊的債務引受によります。</p> <p>(3) 分割する事業部門の内容 当社の下記既存事業を新設会社へ承継いたします。 モバイル・コンテンツ事業 マーケティング・ソリューション事業 Eコマース事業 広告事業 これらに附帯する事業の全部</p> <p>3 新たな買収防衛プラン導入に伴う新株予約権無償割当てに関する事項の決定の取締役会への委任 平成18年6月29日開催の当社第8期定時株主総会において、当社の持続的な成長という目的を達成し、事業活動を通じた継続的な企業価値の向上を実現し、これに反する買収から株主の利益を守るための合理的な手段として、新たな買収防衛プランを導入に伴い新株予約権無償割当ての決定の取締役会への委任を決議いたしました。 本プランの概要 本プランは、当社株式の一定数以上の取得につき所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない取得がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該取得が当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に反するものであると判断される場合には、かかる取得に対する対抗策として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。 新株予約権の要項 (1) 割当対象株主 当社取締役会が公告した日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。 (2) 発行する新株予約権の総数 割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数とする。</p>	<p>i 当社または当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）</p> <p>ii 不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社取締役会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者</p> <p>iii 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者であると当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに所得した場合を除く。）</p> <p>b 「保有」とは、証券取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。</p> <p>c 「保有者」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。</p> <p>d 「公開買付者」とは、証券取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。</p> <p>e 「保有者かつ公開買付者」とは、保有者が同時に公開買付者である場合の当該保有者をいう。</p> <p>f 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。</p> <p>g 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。</p> <p>h 「株券等保有割合」とは、証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。</p> <p>i 「敵対的性質が典型的に存しない者」とは、当社または当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(3) 新株予約権の目的である株式の種類および数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の目的である株式の種類 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の数 新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。 ただし、(4)により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。 <p>(4) 新株予約権の目的である株式の数の調整</p> <p>当社が、新株予約権の割当期日後、当社株式の分割もしくは併合、合併または会社分割を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。</p> <p>対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨及びその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数及びその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> <p>(5) 新株予約権の払込金額 無償とする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p>	<p>II 不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社取締役会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者</p> <p>III 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者であると当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）</p> <p>IV 当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。） のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>j 「買付け等」とは、証券取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。</p> <p>k 「株券等」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。ただし、証券取引法第27条の2第1項に規定する株券等を除く。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(7) 新株予約権の行使期間 新株予約権の割当期日から120日以内の期間で当社取締役会が定める期間とする。ただし、(9)に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当該取得日の前日までとし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。</p> <p>(8) 新株予約権の行使の条件</p> <p>① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。</p> <p>a 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者または保有者かつ公開買付者である者であって、</p> <p>I 当該保有者が保有する当社の株券等及び当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計</p> <p>II 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計</p> <p>III 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等及び当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者並びに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計のいずれかが、20%を超える者をいう。</p> <p>b 「保有」とは、証券取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。</p> <p>c 「保有者」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。</p> <p>d 「公開買付者」とは、証券取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。</p> <p>e 「保有者かつ公開買付者」とは、保有者が同時に公開買付者である場合の当該保有者をいう。</p> <p>f 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。</p> <p>g 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。</p> <p>h 「株券等保有割合」とは、証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。</p>	<p>② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。 特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係者もしくはこれらの者から新株予約権を取得した者（ただし、取得につき当社取締役会の承認を得た者を除く。）またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者</p> <p>③ 適用ある法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が所定の手続の履行もしくは所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足またはその双方（以下「現地法手続要件」と総称する。）なくして新株予約権を行使した場合には法令に違反または抵触することになるときには、当該管轄地域に所在する者は、当該手続または条件がすべて履行または充足されたことを立証した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる手続または条件については、当社はこれを履行または充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使することが法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>④ 上記③にかかわらず、米国に所在する者は、</p> <p>I 当社に対し、自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家 (accredited investor) であることを表明かつ保証し、かつ</p> <p>II その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売を株式会社ジャスダック証券取引所における普通取引（ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る手続または条件を履行または充足するものとする。</p> <p>なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記I及びIIを充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使をすることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができないものとする。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>i 「敵対的性質が典型的に存しない者」とは、</p> <p>I 当社または当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）</p> <p>II 不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社取締役会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者</p> <p>III 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者であると当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）</p> <p>IV 当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）</p> <p>のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>j 「買付け等」とは、証券取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。</p> <p>k 「株券等」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。ただし、証券取引法第27条の2第1項に規定する株券等を除く。</p> <p>② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。 特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係者もしくはこれらの者から新株予約権を取得した者（ただし、取得につき当社取締役会の承認を得た者を除く。）またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者</p>	<p>⑤ 上記②ないし④の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。</p> <p>⑥ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(9) 当社による新株予約権の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、新株予約権の行使期間の開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。 ・当社は、会社法第274条第1項及び第2項に規定される当社取締役会の決定により、(7)の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、(8)に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。 <p>(10) 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使 当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。</p> <p>(11) 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。 なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、(8)の③及び④の規定により新株予約権を行使することができない者であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定するものとする。</p> <p>① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡に関し譲渡人により譲受人が作成し署名または記名捺印した確認書（下記②ないし④についての表明保証条項、補償条項および違約金条項を含む。）が提出されていること</p> <p>② 譲渡人及び譲受人が(8)の②に定める者に該当しないこと</p> <p>③ 譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないこと</p> <p>④ 譲受人が上記②及び③に定めるいずれかの者のために譲受しようとしている者ではないこと</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>③ 適用ある法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が所定の手続の履行もしくは所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足またはその双方（以下「現地法手続要件」と総称する。）なくして新株予約権を行使した場合には法令に違反または抵触することになるときは、当該管轄地域に所在する者は、当該手続または条件がすべて履行または充足されたことを立証した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる手続または条件については、当社はこれを履行または充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使することが法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>④ 上記③にかかわらず、米国に所在する者は、 I 当社に対し、自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明かつ保証し、かつ II その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売を株式会社ジャスダック証券取引所における普通取引（ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る手続または条件を履行または充足するものとする。 なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記I及びIIを充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使をすることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>⑤ 上記②ないし④の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。</p> <p>⑥ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>	<p>(12) 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付及びその条件 新株予約権の無償割当てに係る取締役会決議において当社取締役会が決定する。</p> <p>(13) 新株予約権証券の不発行 新株予約権証券は、発行しない。</p> <p>(14) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金は、行使価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。</p> <p>(15) 新株予約権の行使請求及び払込の方法 新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類並びに会社法、証券取引法及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦証券取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を(7)に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。</p> <p>(16) 新株予約権行使の効力発生時期等 新株予約権の行使の効力は、(15)の行使請求書及び添付書類が行使請求受付場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が指定口座に入金された時に生じるものとする。</p> <p>(17) 法令の改正等 新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨及び文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(9) 当社による新株予約権の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、新株予約権の行使期間の開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。 ・ 当社は、会社法第274条第1項および第2項に規定される当社取締役会の決定により、(7)の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、(8)に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。 <p>(10) 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使</p> <p>当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。</p> <p>(11) 新株予約権の譲渡に関する事項</p> <p>新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、(8)の③及び④の規定により新株予約権を行使することができない者であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定するものとする。</p> <p>① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡に関し譲渡人により譲受人が作成し署名または記名捺印した確認書（下記②ないし④についての表明保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。）が提出されていること</p> <p>② 譲渡人及び譲受人が(8)の②に定める者に該当しないこと</p> <p>③ 譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないこと</p> <p>④ 譲受人が上記②及び③に定めるいずれかの者のために譲受しようとしている者ではないこと</p> <p>(12) 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付及びその条件</p> <p>新株予約権の無償割当てに係る取締役会決議において当社取締役会が決定する。</p> <p>(13) 新株予約権証券の不発行</p> <p>新株予約権証券は、発行しない。</p>	

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(14) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金は、行使価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。</p> <p>(15) 新株予約権の行使請求及び払込の方法 新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類並びに会社法、証券取引法及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦証券取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を(7)に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。</p> <p>(16) 新株予約権行使の効力発生時期等 新株予約権の行使の効力は、(15)の行使請求書及び添付書類が行使請求受付場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が指定口座に入金された時に生じるものとする。</p> <p>(17) 法令の改正等 新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨および文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。</p> <p>4 連結子会社の増資 平成18年6月19日開催の当社取締役会において、米国子会社であるCYB INVESTMENT INC.について当面の為替リスク軽減及び当社グループの海外事業方針に基づき増資（当社全額引受）を行い、また、従来の貸付金（40,490,000USD）については返済を受ける旨の決議しております。</p> <p>概要</p> <p>① 商号 CYB INVESTMENT INC. ② 所在地 米国デラウェア州 ③ 増資の額 43,300,000USD ④ 実行予定日 平成18年6月30日</p>	

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
アクシスソフト株式会社	第1回無担保 社債 (注1)	平成16年3月 10日	60,000 (20,000)	— (—)	0.74	—	平成21年3 月10日
	第2回無担保 社債 (注1)	平成16年3月 10日	40,000 (30,000)	— (—)	0.37	—	平成19年3 月9日
Airborne Entertainment Inc.	2005年度社債 (注2)	平成17年11月	329,477 (2,795千USD)	340,456 (2,858千USD)	12.00	換金可能な資産 388,216千円 (3,293千USD)	平成19年11 月
合計 (注1)	—	—	429,477 (50,000)	340,456 (340,456)	—	—	—

(注) 1 当期末残高のうち () の金額は、1年以内に償還が予定されている金額であります。

2 当期末残高のうち () の金額は外貨建て金額であります。

なお、当該社債につきましては、償還期限の延長の可能性があるため固定負債にて表示しております。また、当該社債の発行に伴い新株予約権が発行されており、その内容は以下の通りであります。

発行すべき株式の内容	Airborne Entertainment Inc. 普通株式
新株予約権の発行個数 (個)	26,634
新株予約権の発行株式数 (株)	26,634
株式の発行価格	0.0005USD
株式発行総額	13.31USD
新株予約権の行使により発行した株式の発行価格の総額	—
新株予約権の付与割合 (%)	0.0
新株予約権の行使期間	株式公開してから5年間

3 連結決算日後5年以内における償還予定額は下記のとおりであります。

1年以内 (千円)	2年以内 (千円)	3年以内 (千円)	4年以内 (千円)	5年以内 (千円)
340,456	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	140,006	2,652,736	5.14	—
1年以内に返済予定の長期借入金	104,741	121,243	2.65	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	112,237	100,093	2.11	平成20年4月～ 平成21年11月
その他の有利子負債	3,712	—	—	—
合計	360,696	2,874,072	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額は下記のとおりであります。

1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
86,036	14,057	—	—

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金		600,567		1,656,633	
2 売掛金		3,233,188		—	
3 商品		11,082		—	
4 仕掛品		167		—	
5 前渡金		21,495		—	
6 立替金	※1、2	2,510,864		—	
7 前払費用		94,477		83,266	
8 繰延税金資産		95,696		—	
9 関係会社貸付金		—		2,526,736	
10 未収入金	※2	—		633,176	
11 その他		248,891		4,973	
貸倒引当金		△29,905		—	
流動資産合計		6,786,525	38.5	4,904,786	28.0
II 固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物		226,535		272,148	
減価償却累計額		44,765	181,769	61,444	210,704
(2) 器具及び備品		109,839		68,537	
減価償却累計額		54,402	55,436	18,394	50,142
有形固定資産合計			237,206		260,847
			1.3		1.5
2 無形固定資産					
(1) ソフトウェア			457,985		35,666
(2) ソフトウェア仮勘定			43,646		—
(3) 電話加入権			1,167		1,167
無形固定資産合計			502,799		36,833
			2.9		0.2

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		265,224		149,558	
(2) 関係会社株式		4,218,536		11,200,900	
(3) その他の関係会社有 価証券		—		100,000	
(4) 関係会社長期貸付金		4,807,619		304,500	
(5) 長期前払費用		14,655		—	
(6) 繰延税金資産		292,274		—	
(7) 敷金保証金		419,337		506,550	
(8) その他		92,214		58,975	
投資その他の資産合計		10,109,861	57.3	12,320,484	70.3
固定資産合計		10,849,867	61.5	12,618,165	72.0
資産合計		17,636,393	100.0	17,522,952	100.0
(負債の部)					
I 流動負債					
1 買掛金		1,351,533		—	
2 短期借入金	※5、7	—		2,652,736	
3 未払金	※1	2,687,564		158,651	
4 未払費用		6,511		54,118	
5 未払法人税等		281,032		6,580	
6 未払消費税等		10,091		—	
7 預り金		25,779		24,954	
8 前受収益		36,860		—	
9 賞与引当金		53,360		33,068	
10 その他		2,508		—	
流動負債合計		4,455,240	25.3	2,930,111	16.7
負債合計		4,455,240	25.3	2,930,111	16.7

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資本の部)						
I 資本金	※3		5,451,700	30.9	—	—
II 資本剰余金						
1 資本準備金		3,084,379			—	
2 その他資本剰余金						
(1) 資本金及び資本準備 金減少差益		2,424,016			—	
資本剰余金合計			5,508,395	31.2	—	—
III 利益剰余金						
1 当期末処分利益		1,980,917			—	
利益剰余金合計			1,980,917	11.2	—	—
IV その他有価証券評価差額 金	※4		240,138	1.4	—	—
資本合計			13,181,152	74.7	—	—
負債・資本合計			17,636,393	100.0	—	—
(純資産の部)						
I 株主資本						
1 資本金			—	—	5,503,317	31.4
2 資本剰余金						
(1) 資本準備金		—			12,045,032	
(2) その他資本剰余金		—			2,424,016	
資本剰余金合計			—	—	14,469,049	82.6
3 利益剰余金						
(1) その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		—			△5,401,097	
利益剰余金合計			—	—	△5,401,097	△30.8
株主資本合計			—	—	14,571,269	83.2
II 新株予約権			—	—	21,571	0.1
純資産合計			—	—	14,592,841	83.3
負債純資産合計			—	—	17,522,952	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)			当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 営業収益	※ 4						
1 情報提供売上		10,808,843			5,739,900		
2 受託開発等売上		1,922,296			827,310		
3 事業会社運営等収入		—	12,731,139	100.0	1,318,727	7,885,939	100.0
II 営業費用	※ 4						
1 売上原価							
(1) 情報提供売上原価		6,528,274			3,411,655		
(2) 受託開発等売上原価		1,636,514	8,164,788	64.1	661,132	4,072,787	51.6
売上総利益			4,566,350	35.9		3,813,151	48.4
2 事業費並びに販売費及び 一般管理費							
(1) 広告宣伝費		149,639			27,255		
(2) 貸倒引当金繰入額		29,905			26,931		
(3) 役員報酬		246,948			242,022		
(4) 給与手当		737,213			677,039		
(5) 賞与引当金繰入額		29,345			33,068		
(6) 福利厚生費		115,590			39,242		
(7) 旅費交通費		68,665			43,818		
(8) 研究開発費	※ 1	596,820			186,809		
(9) 支払手数料		1,607,561			1,061,826		
(10) 減価償却費		7,472			38,494		
(11) 賃借料		179,009			439,141		
(12) 消耗品費		40,772			43,918		
(13) その他		310,596	4,119,540	32.4	424,038	3,283,609	41.7
営業利益			446,809	3.5		529,542	6.7
III 営業外収益							
1 受取利息	※ 2	13,287			162,823		
2 受取配当金		14,918			17,333		
3 業務受託収入		6,000			—		
4 為替差益		313,532			—		
5 その他		2,237	349,975	2.7	2,013	182,170	2.3

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
IV 営業外費用							
1 支払利息		15			112,728		
2 新株発行費		18,720			—		
3 新株予約権信託費用		14,503			—		
4 為替差損		—			311,624		
5 その他		—	33,239	0.2	16,278	440,631	5.6
経常利益			763,545	6.0		271,080	3.4
V 特別利益							
1 関係会社株式売却益		923,000	923,000	7.3	—	—	—
VI 特別損失							
1 固定資産除却損		6,124			37,746		
2 関係会社株式評価損	※3	578,391			7,126,424		
3 ソフトウェア評価損		70,556			47,864		
4 関係会社株式売却損		209,660			—		
5 経営統合関連費用		—	864,732	6.8	83,518	7,295,554	92.5
税引前当期純利益又は税 引前当期純損失 (△)			821,813	6.5		△7,024,473	△89.1
法人税、住民税及び事業 税		610,667			22,411		
過年度法人税等		—			46,875		
法人税等調整額		△168,802	441,864	3.5	249,716	319,003	4.0
当期純利益又は当期純損 失 (△)			379,948	3.0		△7,343,476	△93.1
前期繰越利益			1,600,968			—	
当期未処分利益			1,980,917			—	

売上原価明細書

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
科目	金額 (千円)	構成比 (%)	科目	金額 (千円)	構成比 (%)
I 情報提供売上原価			I 情報提供売上原価		
情報等使用料	4,359,803	66.8	情報等使用料	2,305,590	67.6
労務費	816,100	12.5	労務費	460,323	13.5
外注費	696,236	10.7	外注費	221,832	6.5
経費	656,133	10.0	経費	423,908	12.4
合計	6,528,274	100.0	合計	3,411,655	100.0
II 受託開発等売上原価			II 受託開発等売上原価		
商品原価	187,646	11.5	商品原価	112,233	17.0
労務費	192,374	11.8	労務費	100,394	15.2
外注費	1,156,275	70.7	外注費	387,404	58.6
経費	100,218	6.0	経費	61,099	9.2
合計	1,636,514	100.0	合計	661,132	100.0
売上原価合計	8,164,788		売上原価合計	4,072,787	

(注) 「II 受託開発等売上原価」については、個別原価計算を採用しております。

当社は、平成18年10月2日を分割期日として、当社の子会社である株式会社サイバードへ既存事業を承継し、持株会社へ移行いたしました。

「売上原価」は、事業承継以前の株式会社サイバードに係るものであります。

③【利益処分計算書及び株主資本等変動計算書】

利益処分計算書

		前事業年度 (平成18年6月29日)
区分	注記 番号	金額(千円)
I 当期末処分利益		1,980,917
II 利益処分額		
配当金		38,538
III 次期繰越利益		1,942,379

(注) 日付は株主総会承認年月日であります。

株主資本等変動計算書

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
平成18年3月31日 残高 (千円)	5,451,700	3,084,379	2,424,016	5,508,395	1,980,917	1,980,917	12,941,014	
事業年度中の変動額								
新株の発行	51,616	51,616	—	51,616	—	—	103,233	
株式交換	—	8,909,037	—	8,909,037	—	—	8,909,037	
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△38,538	△38,538	△38,538	
当期純損失(△)	—	—	—	—	△7,343,476	△7,343,476	△7,343,476	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額合計 (千円)	51,616	8,960,653	—	8,960,653	△7,382,014	△7,382,014	1,630,255	
平成19年3月31日 残高 (千円)	5,503,317	12,045,032	2,424,016	14,469,049	△5,401,097	△5,401,097	14,571,269	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差 額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (千円)	240,138	240,138	—	13,181,152
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	—	—	103,233
株式交換	—	—	—	8,909,037
剰余金の配当(注)	—	—	—	△38,538
当期純損失(△)	—	—	—	△7,343,476
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△240,138	△240,138	21,571	△218,566
事業年度中の変動額合計 (千円)	△240,138	△240,138	21,571	1,411,688
平成19年3月31日 残高 (千円)	—	—	21,571	14,592,841

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの： 決算日の市場価格に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの： 移動平均法による原価法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの： 決算日の市場価格に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの： 同左
2 デリバティブ評価基準及び評価方法	時価法	同左
3 たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 商品 移動平均法による原価法 (2) 仕掛品 個別法による原価法	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、建物（附属設備を除く）については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 8～50年 器具及び備品 5～6年 (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用） 定額法によっており、利用可能期間は3年であります。	(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、建物（附属設備を除く）については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3～50年 器具及び備品 3～15年 (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用） 定額法によっており、利用可能期間は3～5年であります。
5 繰延資産の処理方法	新株発行費 支出時に全額費用として計上しております。	株式交付費 同左
6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 7 引当金の計上基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌期の賞与支給見込額のうち当期に帰属する部分の金額を計上しております。	同左 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の「資本の部」の合計に相当する金額は14,571,269千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準等) 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。これにより、営業利益は15,843千円減少し、経常損失は同額増加し、税引前当期純損失は21,571千円増加しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(企業結合に係る会計基準等) 当事業年度より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p>

表示方法の変更

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)								
<p>前事業年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「立替金」は、資産総額の100分の1を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の流動資産の「その他」に含まれる「立替金」は、9,881千円であります。</p>	<p>前事業年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、資産総額の100分の1を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の流動資産の「その他」に含まれる「未収入金」は、109,404千円であります。</p>								
<p>中期事業計画作成において収益項目の見直しを行い、従来「受託開発等売上高」及び「受託開発等売上原価」に含めておりました受託開発に係るレベニューシェア収益の売上高及び売上原価を当該収益はモバイルコンテンツによる課金収益であることから、その実態をより明瞭にするため、当事業年度より「情報提供売上」及び「情報提供売上原価」に含めて表示することといたしました。</p> <p>なお、前事業年度の表示を変更後の表示方法で示すと次のとおりであります。</p> <p>I 売上高</p> <table data-bbox="183 831 670 898"> <tr> <td>1 情報提供売上</td> <td>9,376,736千円</td> </tr> <tr> <td>2 受託開発等売上</td> <td>2,345,051千円</td> </tr> </table> <p>II 売上原価</p> <table data-bbox="183 976 670 1043"> <tr> <td>1 情報提供売上原価</td> <td>5,624,207千円</td> </tr> <tr> <td>2 受託開発等売上原価</td> <td>1,631,239千円</td> </tr> </table>	1 情報提供売上	9,376,736千円	2 受託開発等売上	2,345,051千円	1 情報提供売上原価	5,624,207千円	2 受託開発等売上原価	1,631,239千円	
1 情報提供売上	9,376,736千円								
2 受託開発等売上	2,345,051千円								
1 情報提供売上原価	5,624,207千円								
2 受託開発等売上原価	1,631,239千円								

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)								
<p>※1 当事業年度末の立替金及び未払金の中には、連結子会社CYB INVESTMENT INC. が、Airborne Entertainment Inc. 株式を取得するために、当社が立替えた2,350,000千円が含まれております。</p>	—————								
<p>※2 関係会社に対する資産及び負債 立替金 2,505,135千円</p>	<p>※2 関係会社に対する資産及び負債 未収入金 622,094千円</p>								
<p>※3 授権株式数及び発行済株式総数 授権株式数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">799,988株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">優先株式</td> <td style="text-align: right;">25,000株</td> </tr> </table> <p>発行済株式総数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">230,767株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">優先株式</td> <td style="text-align: right;">—株</td> </tr> </table>	普通株式	799,988株	優先株式	25,000株	普通株式	230,767株	優先株式	—株	—————
普通株式	799,988株								
優先株式	25,000株								
普通株式	230,767株								
優先株式	—株								
<p>※4 配当制限 商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付したることにより増加した純資産額は240,138千円であります。</p>	—————								
<p>5 当座借越契約 当社においては、運転資金の効率的な調達及びAirborne Entertainment Inc. 株式の取得代金の未払金支出に備えるため、取引銀行4行と当座借越契約を締結しております。 当事業年度における当座借越契約に係る借入金実行残高等は次の通りであります。 当座借越極度額 6,500,000千円 借入実行残高 —千円</p>	<p>※5 当座借越契約 当社においては、運転資金の効率的な調達に備えるため、取引銀行2行と当座借越契約を締結しております。 当事業年度における当座借越契約に係る借入金実行残高等は次の通りであります。 当座借越極度額 2,500,000千円 借入実行残高 300,000千円 <hr/>差引額 2,200,000千円</p>								
<p>6 偶発債務 Airborne Entertainment Inc. の株式取得に際し、旧株主に対して剰余収益受領権を付与しており、同社の2006年度業績計画の達成状況に応じ、17百万USDを上限として、その0%~100%分につき、米国現地法人CYB INVESTMENT INC. を通じて付加的な支払いを実施する予定です。</p>	—————								
—————	<p>※7 コミットメントライン契約 当社においては、運転資金の効率的な調達に備えるため、取引銀行2行と貸出コミットメントラインを締結しております。 これら契約に基づく当事業年度末における借入金実行残高等は次のとおりであります。 コミットメントライン契約の総額 3,000,000千円 借入実行残高 1,762,486千円 <hr/>差引額 1,237,513千円</p>								

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)						
※1 研究開発費の総額 596,820千円	※1 研究開発費の総額 186,809千円						
—————	※2 関係会社との取引 受取利息 139,281千円						
—————	※3 関係会社株式評価損の内訳 株式会社JIMOS 7,126,424千円						
—————	※4 営業収益及び営業費用 当社は、平成18年10月2日を分割期日として、当社の子会社である株式会社サイバードへ既存事業を承継し、持株会社へ移行いたしました。 営業収益のうち「売上高」及び営業費用のうち「売上原価」「販売費及び一般管理費」は、それぞれ事業承継以前の株式会社サイバードに係るものであり、営業収益のうち「事業会社運営等収入」及び「事業費」は、それぞれ事業承継後の収益及び費用に係るものであります。						
—————	※5 減損損失について (1) 減損損失を認識した資産 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モバイルコンテンツ事業関連資産</td> <td>ソフトウェア</td> <td>東京都港区</td> </tr> </tbody> </table> (2) 減損損失の認識に至った経緯 ソフトウェアについては、取得時に検討した事業計画において、当初想定していた収益が見込めなくなったことから減損損失を認識しております。 (3) 減損損失の金額 ソフトウェア 47,864千円 合計 47,864千円 (4) 資産のグルーピングの方法 減損会計の適用にあたって事業の種類別セグメントを基準に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。 (5) 回収可能額の算定方法 事業用資産については、主として使用価値を鑑み、算定しております。	用途	種類	場所	モバイルコンテンツ事業関連資産	ソフトウェア	東京都港区
用途	種類	場所					
モバイルコンテンツ事業関連資産	ソフトウェア	東京都港区					

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項ありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
器具及び備品	626,650	303,055	323,595	器具及び備品	154,177	33,712	120,464
ソフトウェア	24,465	14,250	10,214	ソフトウェア	8,116	1,145	6,971
合計	651,115	317,305	333,810	合計	162,293	34,857	127,435
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
	1年内		146,479千円		1年内		43,346千円
	1年超		214,185千円		1年超		85,963千円
	合計		360,664千円		合計		129,309千円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
	支払リース料		181,704千円		支払リース料		29,074千円
	減価償却費相当額		165,098千円		減価償却費相当額		26,764千円
	支払利息相当額		18,667千円		支払利息相当額		3,855千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法				(4) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
(5) 利息相当額の算定方法				(5) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左			
2 オペレーティング・リース取引				2 オペレーティング・リース取引			
未経過リース料				未経過リース料			
	1年内		330,194千円		1年内		369,009千円
	1年超		414千円		1年超		368,892千円
	合計		330,608千円		合計		737,901千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	前事業年度 (平成18年3月31日)			当事業年度 (平成19年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
関連会社株式	3,528,585千円	2,513,343千円	△1,015,242千円	一千円	一千円	一千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
	繰延税金資産 (流動資産)		繰延税金資産 (流動資産)
	貸倒損失否認額 28,743千円		賞与引当金繰入額 13,558千円
	未払事業税否認額 28,378		未払事業税否認額 2,151千円
	賞与引当金繰入額 21,877		その他 1,698千円
	その他 16,696		小計 17,408千円
	小計 95,696千円		評価性引当額 △17,408千円
	評価性引当額 —		合計 —千円
	合計 95,696千円		繰延税金資産 (投資その他の資産)
	繰延税金資産 (投資その他の資産)		投資有価証券評価損否認額 3,733千円
	投資有価証券評価損否認額 16,365千円		関係会社株式評価損否認額 2,921,834千円
	関係会社株式評価損否認額 245,399		税務上の繰越欠損金 591,139千円
	関係会社株式売却損否認額 85,960		その他 7,157千円
	ソフトウェア損金算入限度超過額 212,815		小計 3,523,865千円
	研究開発費否認額 75,363		評価性引当額 △3,523,865千円
	その他 3,677		合計 —千円
	小計 639,583		
	評価性引当額 △180,433		
	合計 459,150千円		
	繰延税金負債		
	その他有価証券評価差額金 △166,875千円		
	小計 △166,875千円		
	純額 292,274千円		
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳
	法定実効税率 41.0%		税引前当期純損失のため、記載しておりません。
	交際費等永久に損金に算入されない項目 3.0		
	住民税均等割 0.6		
	法人税の特別控除額 △10.5		
	評価性引当額の増加 21.0		
	その他 △1.3		
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 53.8%		

(企業結合関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—————	(企業結合における共通支配下の取引等関係) 1 「連結財務諸表等」 (1) 「連結財務諸表」 注記事項 (企業結合等関係) に記載のとおりであります。
—————	(パーチェス法関係) 1 「連結財務諸表等」 (1) 「連結財務諸表」 注記事項 (企業結合等関係) に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	57,118円	50,311.16円
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	1,693円	△28,202.67円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	1,666円	1株当たり当期純損失であるため、 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、 記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益又は純損失(△)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりです。

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	379,948	△7,343,476
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	379,948	△7,343,476
普通株式の期中平均株式数 (株)	224,396	260,382
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	3,527	—
(うち新株予約権 (株))	(3,527)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めなかつ た潜在株式の概要		新株予約権の概要は「第4提出 会社の状況、1株式等の状況、 (2) 新株予約権等の状況」のと おりであります。

(重要な後発事象)

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>																												
<p>1 株式会社JIMOSとの株式交換</p> <p>当社（以下、「サイバード」）と株式会社JIMOS（以下、「JIMOS」）は、平成18年5月15日開催の両社の取締役会の決議を経て、平成18年10月1日を期して、サイバードが株式交換によりJIMOSを完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。</p> <p>(1) 株式交換の目的</p> <p>モバイルにより集客した顧客基盤を活用し、コマース事業の拡大を目指したJIMOSとサイバードは、平成17年3月1日、包括的な業務・資本提携を締結。双方の持つ特性、競争力、経営資源を融合させ、資本統合（持株会社設立等）・グループ経営等も視野に入れながら、統合への検討を重ねてまいりました。その結果両社は、更なる事業の拡大と多角化、収益力向上を目指し、平成18年3月14日付にて両社対等の精神に基づき、持株会社体制による経営統合を実施することで基本合意いたしました。本株式交換は、経営統合のスキームにおいて活用するものであります。具体的には、持株会社体制への移行にあたり、株式交換を活用してJIMOSをサイバードの完全子会社といたします。併せて会社分割制度の活用により、サイバードを持株会社（商号「株式会社サイバードホールディングス」）とし、既存のサイバードの事業を新設会社（商号「株式会社サイバード」）に承継し、新設会社及びJIMOSをいずれも持株会社の完全子会社とするものであります。</p> <p>(2) 株式交換の条件等</p> <p>① 株式交換の日程</p> <table border="0"> <tr> <td>平成18年3月14日</td> <td>経営統合に関する基本合意書締結</td> </tr> <tr> <td>平成18年3月31日</td> <td>サイバード 定時株主総会基準日</td> </tr> <tr> <td>平成18年4月28日</td> <td>JIMOS 臨時株主総会基準日</td> </tr> <tr> <td>平成18年5月15日</td> <td>株式交換契約書の締結</td> </tr> <tr> <td>平成18年6月29日</td> <td>サイバード 株式交換契約書承認の定時株主総会</td> </tr> <tr> <td>平成18年6月30日</td> <td>JIMOS 株式交換契約書承認の臨時株主総会（予定）</td> </tr> <tr> <td>平成18年9月26日</td> <td>上場廃止日（JIMOS）（予定）</td> </tr> <tr> <td>平成18年9月30日</td> <td>株券提出期間満了日（予定）</td> </tr> <tr> <td>平成18年10月1日</td> <td>株式交換の効力発生日（予定）</td> </tr> </table>	平成18年3月14日	経営統合に関する基本合意書締結	平成18年3月31日	サイバード 定時株主総会基準日	平成18年4月28日	JIMOS 臨時株主総会基準日	平成18年5月15日	株式交換契約書の締結	平成18年6月29日	サイバード 株式交換契約書承認の定時株主総会	平成18年6月30日	JIMOS 株式交換契約書承認の臨時株主総会（予定）	平成18年9月26日	上場廃止日（JIMOS）（予定）	平成18年9月30日	株券提出期間満了日（予定）	平成18年10月1日	株式交換の効力発生日（予定）	<p>1 資本準備金の減少</p> <p>当社は、平成19年6月28日に開催の第9回定時株主総会において、下記のとおり資本準備金の額の減少について決議いたしました。</p> <p>(1) 資本準備金の額の減少の目的</p> <p>平成19年3月期に生じた欠損の補填と剰余金の配当原資の確保、及び今後の機動的な資本政策に備えることを目的としております。</p> <p>(2) 資本準備金の額の減少の要領</p> <p>資本準備金の額12,045,032,870円のうち、10,669,203,485円をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を1,375,829,385円といたします。</p> <p>(3) 資本準備金の額の減少の日程</p> <table border="0"> <tr> <td>① 取締役会決議日</td> <td>平成19年5月22日</td> </tr> <tr> <td>② 債権者異議申述公告</td> <td>平成19年5月23日</td> </tr> <tr> <td>③ 債権者異議申述最終期日</td> <td>平成19年6月25日</td> </tr> <tr> <td>④ 定時株主総会決議日</td> <td>平成19年6月28日</td> </tr> <tr> <td>⑤ 効力発生日</td> <td>平成19年6月28日</td> </tr> </table> <p>2 買収防衛プラン継続に伴う新株予約権無償割当てに関する事項の決定の取締役会への委任</p> <p>平成19年6月28日開催の当社第9期定時株主総会において、当社の持続的な成長という目的を達成し、事業活動を通じた継続的な企業価値の向上を実現し、これに反する買収から株主の利益を守るための合理的な手段として、新たな買収防衛プランを導入に伴い新株予約権無償割当ての決定の取締役会への委任を決議いたしました。</p> <p>本プランの概要</p> <p>本プランは、当社株式の一定数以上の取得につき所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない取得がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該取得が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に反するものであると判断される場合には、かかる取得に対する対抗策として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。</p> <p>新株予約権の要項</p> <p>(1) 割当対象株主</p> <p>当社取締役会が公告した日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。</p> <p>(2) 発行する新株予約権の総数</p> <p>割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数とする。</p>	① 取締役会決議日	平成19年5月22日	② 債権者異議申述公告	平成19年5月23日	③ 債権者異議申述最終期日	平成19年6月25日	④ 定時株主総会決議日	平成19年6月28日	⑤ 効力発生日	平成19年6月28日
平成18年3月14日	経営統合に関する基本合意書締結																												
平成18年3月31日	サイバード 定時株主総会基準日																												
平成18年4月28日	JIMOS 臨時株主総会基準日																												
平成18年5月15日	株式交換契約書の締結																												
平成18年6月29日	サイバード 株式交換契約書承認の定時株主総会																												
平成18年6月30日	JIMOS 株式交換契約書承認の臨時株主総会（予定）																												
平成18年9月26日	上場廃止日（JIMOS）（予定）																												
平成18年9月30日	株券提出期間満了日（予定）																												
平成18年10月1日	株式交換の効力発生日（予定）																												
① 取締役会決議日	平成19年5月22日																												
② 債権者異議申述公告	平成19年5月23日																												
③ 債権者異議申述最終期日	平成19年6月25日																												
④ 定時株主総会決議日	平成19年6月28日																												
⑤ 効力発生日	平成19年6月28日																												

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>② 株式交換比率 JIMOSの株式交換の日の前日の最終の株主名簿、及び実質株主名簿に記載または記録された株主、及び実質株主に対し、JIMOSの普通株式1株に対して、サイバードの普通株式1.17株を割当交付します。ただし、サイバードが保有するJIMOSの普通株式12,381株については割当て交付を行いません。</p> <p>③ 株式交換によりサイバードが発行する新株式数 普通株式： 57,545株 なお、上記株式数は、平成18年3月31日現在のJIMOSの発行済株式数を基準に算出したものであり、新株予約権の権利行使により、増加する可能性があります。</p> <p>(3) 株式会社JIMOSの概要 代表者 小村 富士夫 資本金 1,176百万円 (平成17年12月末現在) 本店所在地 福岡県福岡市中央区天神1丁目4番2号</p> <p>① 主な事業内容 通信販売業、卸売業、通販支援事業、その他事業</p> <p>② 売上高及び当期純利益 (平成17年6月期：連結ベース) 売上高 12,641百万円 当期純利益 753百万円</p> <p>③ 資産、負債、資本の状況 (平成17年6月末日：連結ベース) 資産合計 6,960百万円 負債合計 1,874百万円 資本合計 5,086百万円</p> <p>2 会社分割による当社既存事業の分社化 当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、平成18年10月2日を分割の効力発生日として当社の既存事業を分社化し、当該事業を新設会社に承継することにより持株会社体制に移行することを決議しました。</p> <p>(1) 会社分割の目的 今回の新設分割による会社分割は、当社の既存事業を分割により新設される新設会社に承継し、当社が、株式会社JIMOSおよび当該新設会社を完全子会社とする持株会社へ移行することを目的としております。</p> <p>① 分割の日程 平成18年5月15日 分割計画書承認取締役会 平成18年6月29日 分割計画書承認の定時株主総会 平成18年10月2日 分割登記日(予定)</p>	<p>(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 ・新株予約権の目的である株式の種類 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の数 新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は1株とする。 ただし、(4)により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。</p> <p>(4) 新株予約権の目的である株式の数の調整 当社が、新株予約権の割当期日後、当社株式の分割もしくは併合、合併または会社分割を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨及びその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数及びその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> <p>(5) 新株予約権の払込金額 無償とする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権1個の行使に際して出資される財産(金銭とする。)の価額(以下「行使価額」という。)は、1円とする。新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使期間 新株予約権の割当期日から120日以内の期間で当社取締役会が定める期間とする。ただし、(9)に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当該取得日の前日までとし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。</p> <p>(8) 新株予約権の行使の条件 ① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。 a 「特定株式保有者」とは、 I 当該買付者等が保有者として保有しまたは保有することとなる当社の株券等に係る株券等保有割合の合計 II 当該買付者等が公開買付者として所有しまたは所有する事となる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20%を超える買付者等をいう。ただし、以下の者を除く。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>② 分割の方式 平成18年10月2日を分割効力発生日として、当社を分割会社、新設会社を承継会社とする新設分割を行います。</p> <p>③ 株式の割当 新設会社が設立に際し発行する普通株式7,000株の全てを分割会社である当社に割当てます。</p> <p>④ 新設会社が承継する権利義務 新設会社は、分割の効力発生日において、別途分割計画書に定める当社の資産、負債及び契約の地位その他の権利義務を承継いたします。なお、当社から新設会社に対する債務の承継は、全て重畳的債務引受によります。</p> <p>(3) 分割する事業部門の内容 当社の下記既存事業を新設会社へ承継いたします。 モバイル・コンテンツ事業 マーケティング・ソリューション事業 Eコマース事業 広告事業 これらに附帯する事業の全部</p> <p>3 新たな買収防衛プラン導入に伴う新株予約権無償割当てに関する事項の決定の取締役会への委任 平成18年6月29日開催の当社第8期定時株主総会において、当社の持続的な成長という目的を達成し、事業活動を通じた継続的な企業価値の向上を実現し、これに反する買収から株主の利益を守るための合理的な手段として、新たな買収防衛プランを導入に伴い新株予約権無償割当ての決定の取締役会への委任を決議いたしました。</p> <p>本プランの概要 本プランは、当社株式の一定数以上の取得につき所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない取得がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該取得が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に反するものであると判断される場合には、かかる取得に対する対抗策として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。</p> <p>新株予約権の要項 (1) 割当対象株主 当社取締役会が公告した日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。</p>	<p>i 当社または当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）</p> <p>ii 不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社取締役会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者</p> <p>iii 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者であると当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに所得した場合を除く。）</p> <p>b 「保有」とは、証券取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。</p> <p>c 「保有者」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。</p> <p>d 「公開買付者」とは、証券取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。</p> <p>e 「保有者かつ公開買付者」とは、保有者が同時に公開買付者である場合の当該保有者をいう。</p> <p>f 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。</p> <p>g 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。</p> <p>h 「株券等保有割合」とは、証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。</p> <p>i 「敵対的性質が典型的に存しない者」とは、当社または当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(2) 発行する新株予約権の総数 割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数 (当社の保有する当社普通株式の数を控除する。)と 同数とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の目的である株式の種類 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通 株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の数 新株予約権の目的である株式の数(以下「対象 株式数」という。)は1株とする。 ただし、(4)により、対象株式数が調整される場 合には、新株予約権の目的である株式の総数は 調整後対象株式数に応じて調整される。 <p>(4) 新株予約権の目的である株式の数の調整 当社が、新株予約権の割当期日後、当社株式の分 割もしくは併合、合併または会社分割を行う場合、 それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を 行うものとする。 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらか じめその旨及びその事由、調整前の対象株式数、調 整後の対象株式数及びその適用の日その他必要な事 項を各新株予約権者に書面により通知または定款に 定める方法により公告する。ただし、適用の日の前 日までに前記の通知または公告を行うことができな いときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> <p>(5) 新株予約権の払込金額 無償とする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権1個の行使に際して出資される財産 (金銭とする。)の価額(以下「行使価額」とい う。)は、1円とする。新株予約権1個の行使に際 して払込をなすべき額は、行使価額に割当株式数を 乗じた額とする。</p>	<p>II 不注意で、または当社を支配する意図がな いのに特定株式保有者となった者と当社取締 役会が認めた者で、かつ、特定株式保有 者となった後10日以内(ただし、当社取締 役会はこの期間を延長できる。)にその保 有する株券等を処分等することにより特定 株式保有者ではなくなった者</p> <p>III 当社による自己株式の取得その他の理由に より、自己の意思によることなく、当社の 特定株式保有者になった者であると当社取締 役会が認めた者(ただし、その後、自己 の意思により当社の株券等を新たに取得し た場合を除く。)</p> <p>IV 当社の特定株式保有者となったとしても当 社の企業価値及び株主共同の利益に反しな いと当社取締役会が認めた者(当社取締 役会は、いつでもこれを認めることができ る。また、一定の条件の下に当社の企業価 値及び株主共同の利益に反しないと当社取締 役会が認めた場合には、当該条件が満た されている場合に限る。) のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>j 「買付け等」とは、証券取引法第27条の2第 1項に規定する買付け等をいう。</p> <p>k 「株券等」とは、証券取引法第27条の23第1 項に規定する株券等をいう。ただし、証券取 引法第27条の2第1項に規定する株券等を除 く。</p> <p>② 以下に定める者は新株予約権を行使するこ とができない。 特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係 者もしくはこれらの者から新株予約権を取得した 者(ただし、取得につき当社取締役会の承認を得 た者を除く。)またはこれらの者が実質的に支配 し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれ らの者が共同して支配し、これらの者と共同して 行動する者と当社取締役会が判断した者</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(7) 新株予約権の行使期間 新株予約権の割当期日から120日以内の期間で当社取締役会が定める期間とする。ただし、(9)に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当該取得日の前日までとし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。</p> <p>(8) 新株予約権の行使の条件</p> <p>① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。</p> <p>a 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者または保有者かつ公開買付者である者であって、</p> <p>I 当該保有者が保有する当社の株券等及び当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計</p> <p>II 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計</p> <p>III 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等及び当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者並びに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計のいずれかが、20%を超える者をいう。</p> <p>b 「保有」とは、証券取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。</p> <p>c 「保有者」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。</p> <p>d 「公開買付者」とは、証券取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。</p> <p>e 「保有者かつ公開買付者」とは、保有者が同時に公開買付者である場合の当該保有者をいう。</p> <p>f 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。</p> <p>g 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。</p> <p>h 「株券等保有割合」とは、証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。</p>	<p>③ 適用ある法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が所定の手続の履行もしくは所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足またはその双方（以下「現地法手続要件」と総称する。）なくして新株予約権を行使した場合には法令に違反または抵触することになるときは、当該管轄地域に所在する者は、当該手続または条件がすべて履行または充足されたことを立証した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる手続または条件については、当社はこれを履行または充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使することが法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>④ 上記③にかかわらず、米国に所在する者は、</p> <p>I 当社に対し、自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明かつ保証し、かつ</p> <p>II その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売を株式会社ジャスダック証券取引所における普通取引（ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る手続または条件を履行または充足するものとする。</p> <p>なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記I及びIIを充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使をすることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>⑤ 上記②ないし④の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。</p> <p>⑥ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>i 「敵対的性質が典型的に存しない者」とは、</p> <p>I 当社または当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）</p> <p>II 不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社取締役会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者</p> <p>III 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者であると当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）</p> <p>IV 当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）</p> <p>のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>j 「買付け等」とは、証券取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。</p> <p>k 「株券等」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。ただし、証券取引法第27条の2第1項に規定する株券等を除く。</p> <p>② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。 特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係者もしくはこれらの者から新株予約権を取得した者（ただし、取得につき当社取締役会の承認を得た者を除く。）またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者</p>	<p>(9) 当社による新株予約権の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、新株予約権の行使期間の開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。 ・ 当社は、会社法第274条第1項および第2項に規定される当社取締役会の決定により、(7)の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、(8)に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。 <p>(10) 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使 当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。</p> <p>(11) 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。 なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、(8)の③及び④の規定により新株予約権を行使することができない者であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定するものとする。</p> <p>① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡に関し譲渡人により譲受人が作成し署名または記名捺印した確認書（下記②ないし④についての表明保証条項、補償条項および違約金条項を含む。）が提出されていること</p> <p>② 譲渡人及び譲受人が(8)の②に定める者に該当しないこと</p> <p>③ 譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないこと</p> <p>④ 譲受人が上記②及び③に定めるいずれかの者のために譲受しようとしている者ではないこと</p> <p>(12) 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付及びその条件 新株予約権の無償割当てに係る取締役会決議において当社取締役会が決定する。</p> <p>(13) 新株予約権証券の不発行 新株予約権証券は、発行しない。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>③ 適用ある法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が所定の手続の履行もしくは所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足またはその双方（以下「現地法手続要件」と総称する。）なくして新株予約権を行使した場合には法令に違反または抵触することになるときは、当該管轄地域に所在する者は、当該手続または条件がすべて履行または充足されたことを立証した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる手続または条件については、当社はこれを履行または充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使することが法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>④ 上記③にかかわらず、米国に所在する者は、 I 当社に対し、自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明かつ保証し、かつ II その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売を株式会社ジャスダック証券取引所における普通取引（ただし、事前の取決めに基つかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る手続または条件を履行または充足するものとする。</p> <p>なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記I及びIIを充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使をすることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>⑤ 上記②ないし④の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。</p> <p>⑥ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>	<p>(14) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金は、行使価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。</p> <p>(15) 新株予約権の行使請求及び払込の方法 新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類並びに会社法、証券取引法及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦証券取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を(7)に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。</p> <p>(16) 新株予約権行使の効力発生時期等 新株予約権の行使の効力は、(15)の行使請求書及び添付書類が行使請求受付場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が指定口座に入金された時に生じるものとする。</p> <p>(17) 法令の改正等 新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨及び文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(9) 当社による新株予約権の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、新株予約権の行使期間の開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。 ・ 当社は、会社法第274条第1項及び第2項に規定される当社取締役会の決定により、(7)の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、(8)に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。 <p>(10) 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使</p> <p>当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。</p> <p>(11) 新株予約権の譲渡に関する事項</p> <p>新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、(8)の③及び④の規定により新株予約権を行使することができない者であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡に関し譲渡人により譲受人が作成し署名または記名捺印した確認書（下記②ないし④についての表明保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。）が提出されていること ② 譲渡人及び譲受人が(8)の②に定める者に該当しないこと ③ 譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないこと ④ 譲受人が上記②及び③に定めるいずれかの者のために譲受しようとしている者ではないこと <p>(12) 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付及びその条件</p> <p>新株予約権の無償割当てに係る取締役会決議において当社取締役会が決定する。</p> <p>(13) 新株予約権証券の不発行</p> <p>新株予約権証券は、発行しない。</p>	

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(14) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金は、行使価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。</p> <p>(15) 新株予約権の行使請求及び払込の方法 新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類並びに会社法、証券取引法及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦証券取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を(7)に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。</p> <p>(16) 新株予約権行使の効力発生時期等 新株予約権の行使の効力は、(15)の行使請求書及び添付書類が行使請求受付場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が指定口座に入金された時に生じるものとする。</p> <p>(17) 法令の改正等 新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨及び文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。</p> <p>4 連結子会社の増資 平成18年6月19日開催の当社取締役会において、米国子会社であるCYB INVESTMENT INC. について当面の為替リスク軽減及び当社グループの海外事業方針に基づき増資（当社全額引受）を行い、また、従来の貸付金（40,490,000USD）については返済を受ける旨の決議しております。</p> <p>概要</p> <p>① 商号 CYB INVESTMENT INC. ② 所在地 米国デラウェア州 ③ 増資の額 43,300,000USD ④ 実行予定日 平成18年6月30日</p>	

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
		株式会社ABCホーム	100	10,000
		株式会社常陸台	2	25,250
		計	102	35,250

【債券】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
		Madison Finance Corporation NO. 1 Note	400,000	114,308
		計	400,000	114,308

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	226,535	84,326	38,713	272,148	61,444	20,768	210,704
器具及び備品	109,839	64,704	106,005	68,537	18,394	24,619	50,142
有形固定資産計	336,374	149,030	144,718	340,686	79,839	45,388	260,847
無形固定資産							
ソフトウェア	1,614,616	210,147	1,785,816	38,947	3,280	143,749	35,666
ソフトウェア仮勘定	43,646	207,513	251,160	—	—	—	—
電話加入権	1,167	—	—	1,167	—	—	1,167
無形固定資産計	1,659,431	417,660	2,036,977	40,114	3,280	143,749	36,833
長期前払費用	14,655	—	14,655	—	—	—	—
繰延資産							
新株発行費	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 当期の増加額には、株式会社JIMOSとの経営統合による増加額が次のとおり含まれております。

 建物 67,465千円

 器具及び備品 55,012千円

 ソフトウェア 32,773千円

2 ソフトウェア仮勘定の増加はモバイル・コンテンツ制作費であります。

3 ソフトウェア仮勘定の減少はモバイル・コンテンツ制作費の内ソフトウェア計上分138,607千円、会社分割による資産分割72,522千円であります。

4 建物の減少額には、株式会社JIMOS東京本社移転による内部造作設備の除却31,708千円、会社分割による資産分割6,140千円が含まれております。

5 器具備品の減少額には、株式会社JIMOS東京本社移転による内部造作設備の除却7,585千円、会社分割による資産分割88,222千円が含まれております。

6 ソフトウェアの減少額には、モバイルコンテンツの評価損107,655千円、会社分割による資産分割1,671,510千円が含まれております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	29,905	—	—	29,905	—
賞与引当金	53,360	33,068	53,360	—	33,068

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)の欄の金額は、会社分割によるものです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(資産の部)

イ 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	382
預金の種類	
普通預金	1,649,711
別段預金	228
郵便振替	6,310
計	1,656,251
合計	1,656,633

ロ 関係会社貸付金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
CYB INVESTMENT INC.	2,352,736
ギガフロップス株式会社	120,000
株式会社アウトレットプラザ	54,000
合計	2,526,736

ハ 関係会社株式

銘柄	金額 (千円)
CYB INVESTMENT INC.	4,991,485
株式会社サイバード	3,130,040
株式会社JIMOS	2,489,375
株式会社サイバード・インベストメント・パートナーズ	440,000
株式会社エスクルー	150,000
合計	11,200,900

(負債の部)

ロ 短期借入金

相手先	金額 (千円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,762,486
株式会社三井住友銀行	890,250
合計	2,652,736

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	決算の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	1株券 10株券 100株券
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 野村證券株式会社 全国本支店・営業所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
端株の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 野村證券株式会社 全国本支店・営業所
買取手数料	無料
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、端株制度の適用を受けておりますが、現在端株は生じておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書及びその添付書類	事業年度 自 平成17年4月1日 (第8期) 至 平成18年3月31日	平成18年6月30日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 自 平成18年4月1日 (第9期中) 至 平成18年9月30日	平成18年12月25日 関東財務局長に提出
半期報告書訂正報告書	平成17年12月22日提出の半期報告書にかかる訂正報告書	平成18年5月25日 関東財務局長に提出
臨時報告書の訂正報告書	平成18年3月16日提出の臨時報告書にかかる訂正報告書	平成18年5月18日 関東財務局長に提出
臨時報告書	証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書	平成18年4月3日 関東財務局長に提出
臨時報告書	証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書	平成18年5月17日 関東財務局長に提出
臨時報告書の訂正報告書	平成18年5月17日提出の臨時報告書にかかる訂正報告書	平成18年5月18日 関東財務局長に提出
臨時報告書	証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号・4号及び9号の規定に基づく臨時報告書	平成18年10月4日 関東財務局長に提出
臨時報告書	証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書	平成18年11月30日 関東財務局長に提出
臨時報告書	証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書	平成19年2月2日 関東財務局長に提出
臨時報告書	証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書	平成19年4月3日 関東財務局長に提出
臨時報告書	証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書	平成19年5月31日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月29日

株式会社サイバード
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中川 幸三 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバードの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバード及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社JIMOSは、平成18年5月15日開催の両社の取締役会決議を経て平成18年10月1日付けで会社が同社を完全子会社化する株式交換契約を締結している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、平成18年10月2日付けで会社の既存事業を分社化し、持株会社体制に移行することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

株式会社サイバードホールディングス

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 船山 卓三 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 堺 昌義 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 金子 秀嗣 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバードホールディングス（旧会社名 株式会社サイバード）の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバードホールディングス（旧会社名 株式会社サイバード）及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会において資本準備金の額の減少を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月29日

株式会社サイバード

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中川 幸三 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバードの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバードの平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社JIMOSは、平成18年5月15日開催の両社の取締役会決議を経て平成18年10月1日付けで会社が同社を完全子会社化する株式交換契約を締結している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、平成18年10月2日付けで会社の既存事業を分社化し、持株会社体制に移行することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

株式会社サイバードホールディングス

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 船山 卓三 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 堺 昌義 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 金子 秀嗣 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバードホールディングス（旧会社名 株式会社サイバード）の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバードホールディングス（旧会社名 株式会社サイバード）の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会において資本準備金の額の減少を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。